

1. 議事日程（第1日目）
（予算決算常任委員会）

令和3年 9月 22日
午前 9時00分 開会
於 議場

1、開 会

2、議 題

- (1) 認定第1号 令和2年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- (2) 認定第2号 令和2年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- (3) 認定第3号 令和2年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- (4) 認定第4号 令和2年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- (5) 認定第8号 令和2年度 吉田町吉田財産区特別会計決算の認定について
- (6) 認定第9号 令和2年度 吉田町中馬財産区特別会計決算の認定について
- (7) 認定第10号 令和2年度 美土里町横田財産区特別会計決算の認定について
- (8) 認定第11号 令和2年度 美土里町本郷財産区特別会計決算の認定について
- (9) 認定第12号 令和2年度 美土里町北財産区特別会計決算の認定について
- (10) 認定第13号 令和2年度 高宮町来原財産区特別会計決算の認定について
- (11) 認定第14号 令和2年度 高宮町船佐財産区特別会計決算の認定について
- (12) 認定第15号 令和2年度 高宮町川根財産区特別会計決算の認定について

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（14名）

委員長	金 行 哲 昭	副委員長	新 田 和 明
委員	南 澤 克 彦	委員	田 邊 介 三
委員	山 本 数 博	委員	武 岡 隆 文
委員	芦 田 宏 治	委員	山 根 温 子
委員	先 川 和 幸	委員	児 玉 史 則
委員	大 下 正 幸	委員	山 本 優
委員	熊 高 昌 三	委員	石 飛 慶 久

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（37名）

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
総務部長	行森俊莊	企画振興部長	猪掛公詩
市民部長	福井正	福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司
消防長	土井実貴男	会計管理者兼会計課長	森岡和子
企画振興部次長	徳澤政秀	消防次長兼消防総務課長	近藤修二
消防署長	益田輝喜	総務課長	内藤道也
総務課秘書広報室長	新谷洋子	情報管理課長	竹本伸治
危機管理課長	河本圭司	財産管理課長	稲田圭介
財政課長	高藤誠	政策企画課長	高下正晴
地方創生推進課長	北森智視	警防課長	吉川真治
警防課特命担当課長	下津江健	予防課長	横路勝己
総合窓口課長	佐藤弘美	環境生活課長	毛利幹夫
人権多文化共生推進課長	久光正士	社会福祉課長	久城恭子
子育て支援課長	久城祐二	健康長寿課長	中野浩明
健康長寿課特命担当課長	中村由美子	保険医療課長	井上和志
行政委員会総合事務局長	国司秀信	消防総務課課長補佐	浮田雄治
財政課財政係長	沖田伸二	地方創生推進課地方創生推進係長	戸田邦昭
税務課市民税係長	森竹加代	税務課資産税係長	森川哲也
税務課収納係長	近末訓		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（3名）

事務局長	森岡雅昭	事務局次長	國岡浩祐
総務係長	藤井伸樹		

~~~~~○~~~~~

午前 9時00分 開会

- 金行委員長 定刻となりました。  
ただいまの出席委員は14名です。  
定足数に達しておりますので、これより第8回予算決算常任委員会を開会します。  
当委員会における議案の審査は、9月8日に開かれた、令和3年第3回定例会の初日に付託されました、認定第1号、令和2年度安芸高田市一般会計決算の認定についての件から、認定第17号、令和2年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算認定についての件までの17件です。  
審査の日程はお手元に配付しておりますとおり、本日と24日の2日間とし、27日を予備日とします  
本日は、総務部、会計課、行政委員会総合事務局、企画振興部、消防本部、市民部、福祉保健部の審査を行います。24日は、産業振興部、農業委員会事務局、建設部、公営企業部、教育委員会事務局、議会事務局の審査の後、討論・採決を行いたいと思います。  
この際、審査の方法についてお諮りいたします。  
審査の方法については、お手元に配付しました、審査予定表並びに、主要施策の成果に関する説明書に係る、各課の該当のページを記載した所管別主要施策一覧表により、部局ごとに審査することとし、担当部長から概要の説明を受け、その後、各課の要点説明を受け、課ごとに質疑を行います。  
会計につきましては、一般会計から審査を行い、特別会計が関係する部局については、一般会計の審査の後、特別会計を審査いたします。  
これに御異議ございませんか。  
〔異議なし〕
- 金行委員長 異議なしと認め、本委員会の審査は、審査予定表並びに、所管別主要施策一覧表に沿って、審査をすることに決定いたしました。  
審査に先立ちまして、石丸市長から挨拶を受けます。  
石丸市長。
- 石丸市長 おはようございます。  
本日は、令和2年度のもろもろの決算について、審査をいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 金行委員長 これより審査に入ります。  
認定第1号「令和2年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件を議題といたします。  
初めに、概要について説明を求めます。  
猪掛企画振興部長。
- 猪掛企画振興部長 おはようございます。それでは、よろしく申し上げます。  
令和2年度の決算の概要につきまして、普通会計財政状況の資料に基づき御説明します。こちらの資料でございます。

この資料の1ページをまずお開きください。

歳入総額は238億997万9,000円、歳出総額は229億9,380万円で、令和2年度の決算規模は、歳入、歳出ともに前年度決算額を上回りました。

歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額は8億1,617万9,000円で、そのうち2億8,311万9,000円は翌年度繰越財源となりますので、実質収支は5億3,306万円です。令和2年度の実質収支から令和元年度の実質収支を引いて得られる単年度収支は、2億8,116万2,000円となります。財源調整の役割を果たします財政調整基金については、積立てが71万2,000円で、取崩しが3億5,552万1,000円です。

単年度収支に財政調整基金の積立金といった黒字要因を加え、取崩額といった赤字要因を差し引いて得られる実質単年度収支は、マイナス7,364万7,000円となります。令和元年度と比較すると赤字幅が減少したものの、平成28年度決算以降5年連続の赤字となりました。

右半分の指数は、資料の後半で別途御説明しますが、主立った指数について簡単に申し上げますと、経常的に発生する費用が、経常的に収入される一般財源に占める割合を示す、経常収支比率については92.8%と、令和元年度から比べると5.4ポイント改善しています。これは人件費の退職手当組合負担金と公債費が減少し、経常的支出が縮小したためです。

実質公債費比率は12.9%となり、令和元年度から0.9ポイント改善しています。将来負担比率は94.7%となり、令和元年度から0.6ポイント悪化しています。

以下、積立金現在高等については、後ほど説明します。

続いて、2ページをお開きください。歳入の決算です。

下から2段目、令和2年度の合計ですが、238億997万9,000円で、令和元年度と比較して10億4,878万円の増です。表の上段、地方税は、全体で35億6,457万3,000円、令和元年度と比較して4,223万7,000円の増です。固定資産税の増が主な要因です。

表の中段、普通交付税は、75億1,226万1,000円で、令和元年度と比較して8,048万6,000円の減です。表の中段のやや下、国庫支出金は、55億8,994万7,000円で、令和元年度と比較して32億2,643万4,000円の増です。

以上のように、歳入全体の特徴としては、前年度と比較して約10億5,000万円増額しています。主な要因は、新型コロナ対策に伴う国庫支出金の特別定額給付金給付事業費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などが影響しています。

3ページは、歳入決算額と割合を円グラフにしたものです。

続いて、4ページをお開きください。性質別の歳出決算です。

表の一番下の段、令和2年度の合計ですが、229億9,380万円で、令和元年度と比較して8億2,319万1,000円の増です。

表の上段義務的経費のうち、人件費は、33億1,694万4,000円で、令和元年度と比較して2億5,319万6,000円の減です。主な要因は、退職手当組合負担金が3億439万9,000円の減となっています。公債費は、29億

5,731万5,000円で、令和元年度と比較して3億2,356万4,000円の減です。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、任意に削減することが難しい性質の経費であり、歳出構成比38.8%で、市財政に占める割合が高くなっています。人件費は、職員定員適正化計画に基づく適正な定員管理に取り組み、縮減に向けた努力を続けています。

次にその他の経費のうち、補助費等は、56億7,791万2,000円で、令和元年度と比較して36億8,153万8,000円の増、新型コロナ対策の特別定額給付金給付事業費が主な要因です。

次に、投資的経費のうち、普通建設事業費は、15億4,009万6,000円で、令和元年度と比較して13億6,935万円の減、学校規模適正化推進事業費、国道沿線活性化事業費が主な要因です。災害復旧事業費は、6億5,190万円で、令和元年度と比較して5億4,153万1,000円の減です。

以上のように、歳出全体の特徴としては、前年比で約8億2,000万円増額しています。主な要因は、新型コロナ対策事業の実施によるものです。

5ページは、性質別歳出決算額と割合を円グラフにしたものです。

6ページをお開きください。

目的別の歳出決算となります。

先ほど説明しました性質別歳出決算を組み替えたものですので、詳細の説明は省略いたします。

続いて、8ページをお開きください。財政状況を表す各指標について説明します。

左側の折れ線グラフを御覧ください。

折れ線グラフは経常収支比率で財政状況の弾力性を図る指標となります。人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に、市税収入、普通交付税などの経常一般財源がどれだけ充当されているかを示す比率です。一般的には90%を超えると弾力性を欠いているという評価になりますが、当市においては92.8%という数値で、合併以降最も高い値となった令和元年度からは改善しています。

改善の要因は、計算式の分母となります歳入経常一般財源が、令和元年度から約1,500万円増加しました。主には、地方消費税交付金が増加しているためです。

一方、計算式の分子ですが、歳出経常一般財源が令和元年度から約6億5,600万円減少しました。主には、人件費の退職手当組合負担金と公債費が大きく減少しております。

今後も経常的な費用を縮減し、経常収支比率を抑制するよう努めてまいります。

続いて、右側のグラフを御覧ください。

棒グラフは、地方債残高を示しています。平成19年度から起債の償還を前倒しして繰上償還を進めた結果、平成23年度には約303億円まで残高が減りましたが、平成24年度以降、光ネットワーク整備事業、葬斎場施設整備事業などの大型事業の実施に伴い多額の借入れをしたため、地

方債残高が増えました。平成25年度以降は徐々に減少しており、令和2年度の地方債残高は、臨時財政対策債残高を含め約238億円となっており、平成25年度と比べて約95億円の減少、合併後、最も残高が少なくなっています。

9ページ、左側のグラフを御覧ください。折れ線グラフは、実質公債費比率です。

公債費が財政の規模に比べて過大になっていないかをはかる指標となります。平成19年度から平成21年度まで18%を超えていたことから、起債の借入に許可が必要な許可団体となっていました。平成22年度からは外れております。比率が最も高かった平成20年度以降は、年々改善していましたが、平成28年度から上昇に転じました。令和2年度は12.9%となり、合併後、最も低かった平成27年度と同じの値となり改善しております。

続いて、右側のグラフですが、折れ線グラフは将来負担比率で、地方債残高や債務負担行為など、将来負担する必要がある費用が財政規模に比べて過大になっていないかをはかる指標となります。国が定めた早期改善基準は350%で、当市の令和2年度数値は94.7%です。平成19年度の195.7%以降順調に減少し、平成29年度以降は微増している状況です。

続いて、10ページをお開きください。普通交付税について説明します。

普通交付税は、市の面積、人口、公共施設の数、職員の数など、行政機関として備えるべき機能を維持するために、標準的にかかるであろう費用を算定した基準財政需要額から、当市の税などの収入から算定した基準財政収入額を引いた額が交付されます。

基準財政需要額が表の中段あたりの（ア）の数値、基準財政収入額がその下の（イ）の数値、普通交付税の額が一番下の数値になります。令和2年度の基準財政需要額は、111億7,025万6,000円、基準財政収入額は36億5,228万8,000円、普通交付税の額は75億1,226万1,000円となっています。

11ページを御覧ください。基金の状況について説明します。

基金は大きく3つの種類に分けられます。

一つ目は、市の貯金に当たる基金で、財政調整基金と減債基金です。

二つ目は、特定目的基金で18の基金があります。

三つ目は、特別会計の所管する基金です。

表の上段、財政調整基金と減債基金を合わせた残高は、表の右側になります。令和2年度末で9億1,481万8,000円となりました。令和元年度から約2億円減少しています。令和2年度中の積立てと取崩しの状況ですが、積立ては、前年度、令和元年度、歳計剰余金1億3,000万円と利子95万4,000円をそれぞれ積み立てています。取崩しは、財源不足の調整財源とするため、財政調整基金を3億5,552万1,000円取り崩しました。

次に、特定目的基金の残高は、18の基金合計で57億6,335万6,000円、令和元年度から約8,000万円減少しています。特別会計の所管する基金

を含めた全ての基金の合計は、令和2年度末で75億1,256万5,000円となっています。

今後、自主財源の大幅な伸びというのは期待できないことから、長期的に基金を有効に活用していく必要があります。

続いて、13ページをお開きください。会計別地方債残高について説明します。

この表は、各会計の地方債の残高についてまとめたものです。

令和2年度末の残高は、上の表の一番下、上記のうち、普通会計分の欄で右から3列目、238億6万5,000円、前年度比15億2,217万円減少しています。

続いて、14ページをお開きください。地方債別現在高及び借入先別現在高について説明します。

左側の表は、先ほどの地方債現在高を事業債の区分ごとに分けたものです。最も多いのは、合併特例事業債で全体の36.3%を占めています。次に多いのは、臨時財政対策債で、全体の29.7%を占めています。その次に多いのは、過疎対策事業債で、全体の21.8%を占めています。

地方債現在高は約238億円ですが、合併特例事業債、過疎対策事業債は70%が交付税措置され、また、臨時財政対策債は100%交付税措置されますので、実際の市の負担額はそこまで多くはありません。しかし、地方債残高が増えるのは好ましいものではありません。今後も適正に管理する必要があります。

右側の表は、借入先別に分けたものです。最も多いのは、財政融資資金の政府資金で全体の34.6%を占めています。次に多いのは、その他の金融機関で主には広島北部農協から借りており26.6%を占めます。

15ページは、類似団体の決算数値を取りまとめたものです。これは参考として御覧いただきたいと思います。

16ページ以降は、資料編となっています。

以上、令和2年度決算普通会計財政状況についての説明を終わり、続きまして、もう一つの資料になります、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御報告をいたします。資料はその次についておりますので、その報告書の1ページをお開きください。

総括表として、普通会計における実質赤字比率、全ての会計を合算した連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標を記載しております。実質赤字比率連結実質赤字比率はいずれの会計も実質収支で黒字であることから、赤字比率は生じておりません。実質公債費比率は、公債費の元利償還金や公債費に準ずる経費を市の標準財政規模を基本とした額で除した比率で、公債費が財政規模に対して過大になっていないかを確認する数値です。前年度と比較して、0.9ポイント改善し12.9%となりました。

次に、将来負担比率です。

これは、地方債残高や職員の退職手当にかかる費用など、将来的に負

担することになっている実質的な負債に当たる額を把握し、負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、市の標準財政規模を基本とした額で除した比率です。前年度と比較して0.6ポイント悪化し、94.7%となりました。

2ページをお開きください。2ページからは、それぞれの指標の算定内容を記載しています。

まず、実質赤字比率です。一般会計等の実質収支額は、5億3,306万円の黒字です。したがって、実質赤字比率は生じていません。

3ページの連結実質赤字比率についても、一般会計と特別会計を合算した実質収支資金収支が黒字であることから、赤字比率は生じていません。

4ページをお開きください。実質公債費比率です。

この指標は単年度ごとに算出した数値を3か年の平均で表すこととなっています。中段のオのところは単年度の指標を記載していますが、令和2年度が11.7%、令和元年度が13.2%、平成30年度が13.8%となっており、3か年の平均が12.9%です。

5ページは、将来負担比率です。

アからクについては、令和2年度末の地方債現在高などの将来的に負担することになっている負債の額です。ケ、コ、サについては、上記将来負担額に係る充当可能財源等で、財政調整基金などの基金や地方債の元金償還として、交付税措置される額などです。将来負担比率の算定方法は、下段のとおりで比率は94.7%となりました。

6ページをお開きください。令和2年度決算に基づく資金不足比率です。

これは、一般会計等の実質収支に当たる公営企業の資金不足について、事業規模、いわゆる営業収益に対する比率です。総括表に表示しておりますように、各企業会計の資金不足比率はいずれも実質収支が黒字であり、資金不足額が生じていないことから比率として計上されません。

なお、比率が20%を超える場合は、経営の健全化を求める基準となります。

7ページは、法適用の水道事業会計と下水道事業に係る資金不足額等を記載しております。

水道事業会計は、現金、預金、未収金等の流動資産、7億1,803万1,000円が未払い費用などの流動負債、2億6,414万8,000円を上回っており、4億5,388万3,000円の資金剰余額となっています。下水道事業会計についても、それぞれ資金剰余額となっています。

9ページをお開きください。

ここでは、法非適用の農業集落排水事業特別会計と浄化槽整備事業特別会計の資金不足額等を記載しております。各会計の実質収支額は、いずれも黒字であり、資金不足額は生じておりません。

なお、公営企業会計の運営は、本来独立採算が原則ですが、現在、これらの公営企業会計においては、使用料収入等の収益で全ての費用を賄



うことができないため、収支不足額は一般会計から繰出し補填を行っています。

一般会計の将来的な財政状況を鑑みると、現状のような繰出しを引き続きできるかどうかというのは不透明ですので、使用料等の見直しの下に企業会計の健全かつ安定的な運営に努める必要があります。

以上、財政健全化法に伴う健全化判断比率等の報告をしました。実質公債費比率、将来負担比率の数値とも早期健全化基準は下回っていますが、適正に管理していく必要があります。

今後も、より一層の財政健全化を目指し、財源の確保と徹底した経費の削減を図って、効率的、効果的な行政運営に努めていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより、質疑に入ります。先ほどの概要説明について、質疑はありませんか。

武岡委員。

○武岡委員

普通会計財政状況の4ページをお開きいただきたいと思うのですが、経常収支比率が前年度に比して5.4%減少するというので非常に好ましいことだろうと思います。その中で義務的経費のうち、人件費と公債費がその減少の主なことだろうと思うのですが、特に人件費において、退職手当組合の負担金が3億円余り減ということではありますが、職員数については、決算カードに記載してある人数を見ますと、令和2年が344人、令和元年度が345人で1名の減なんです。その1名減に対しての退職手当組合の負担金が3億円まで減るというのは、それだけではないと思うんです。例えば、退職手当組合の負担率の減とかそういったことの要因があるんだろうと思うのですが、そこらのところも大幅に退職手当組合の負担金が減少したことについてお尋ねいたします。

○金行委員長

高藤財政課長。

○高藤財政課長

ただいまの人件費関係の退職手当組合の減少なんですけれども、退職手当組合の負担金につきましては、これまで将来を見込んだ一定の負担割合の下に、負担金を払っておりました。そうした中、早期退職とか、そういった現象もありまして、実際には払い過ぎた部分がありました。それが幾らかたまっておりまして、それを令和2年度から令和3年度、三年間かけて調整するというので減少となっております。人件費は職員の減少に伴う退職手当組合の負担金の減少もあるんですけれども、それと併せて、このたびの調整がかかったことによりまして大きく下がっている現状がございます。

以上でございます。

○金行委員長

武岡委員。

○武岡委員

退職手当組合の負担金のほう、払い過ぎの部分を三年間で調整されるということなんです、そうすると今年度以降については、既に調整が

終わったということで、ここの額はまた、従来額に戻ってくるだろうと思うんです。そうするとやはりこのまた経常収支比率のほうもその比率が高まるというような認識でよろしいでしょうか。

○金行委員長 高藤財政課長。

○高藤財政課長 三年後に、2、3、4については、三年間はこの決まっている額でいきます。その後につきましては、また、負担調整率との調整もあるので、現在よりは若干増えるというのが確実でございます。

以上です。

○金行委員長 ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 市長にお伺いするんですけれども、市長、就任はされて一年ですが、決算という流れでいくと一年間まるまるやられたわけではないんですけれども、財政規律を厳しくされる方向でこられて、一年間まるまるやったわけではないんですけれども、一定の市長の思いというのがこの決算の中にどのように表れてきたのか。総合的な市長としての評価についてお聞きしたいと思います。

○金行委員長 石丸市長。

○石丸市長 まず、令和2年度の決算については、これはもう出てきたものが全てです。先ほど経常収支比率の話もあったんですが、実際のところ、下振れ、いいほうに振れたなという感想です。

ただ、ある程度はもう既に予算の段階で数字が出ていましたが、98.2%から頭打ちになるというのは見えていたところなんです。これは見えていたというのは、私だけではなくて、議員の皆さん、全員が共通認識で持っていたはずなんです。先ほど質疑に出ましたが、退職手当の話も平成30年に決定して議会にもちゃんと報告をしていたものですよね。執行部が勝手に調整をしたとか、取って出してきたものではなく、そもそもそういう前提で財政は運営されています。

その上で上振れした、下振れというのはあるので、今回はいいほうに振れたという評価をしています。

全体の評価としては、何よりも今のやりとりのように、余りにも認識がおろそかな部分が見受けられると。そこに尽きると評価をしています。

○金行委員長 ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより、総務部の審査を行います。

概要の説明を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長 それでは、総務部にかかります令和2年度決算の概要について御説明いたします。

最初に、各会計に係る職員の人件費の状況についてですが、先ほど説明がございました。若干重複しますが、財政状況の4ページを御覧

ください。

普通会計の性質別歳出決算のうち、義務的経費の人件費は、2億5,319万6,000円の減額となっています。

そのうち、その下の欄の職員給は前年比、1,210万7,000円の増額です。これは臨時職員を廃止し、会計年度任用職員制度への移行による報酬額の増が主な要因でございます。

次に、総務部におきます歳出において、総括的に申し上げさせていただきます。総括的には増額となっております。主な要因は、総務課が所掌しました、特別定額給付金事業28億3,000万円の増、情報管理課が所掌しました、庁内ネットワーク等システム更新業務6,000万円の減、財産管理課が所掌しました八千代支所改修工事等に伴う庁舎管理費9,000万円の減、危機管理課が所掌しました消防費1,000万円の減でございます。決算額は、前年度と比較して、全体で約26億7,000万円の増額となっております。

私からは以上でございます。詳細につきましては、引き続き、各課長、室長より詳細について説明をさせていただきます。

○金行委員長 続いて、総務課の決算についての説明を求めます。

内藤総務課長。

○内藤総務課長 それでは、総務課が所掌いたします事業の決算の概要につきまして、令和2年度主要施策の成果に関する説明書に沿って御説明をさせていただきます。

説明書の5ページを御覧ください。人事管理事業です。

事業概要は、職員の人材育成、人事管理、福利厚生や給与管理です。下段左側、実施内容欄を御覧ください。

職員人材育成事業では、市独自研修や県研修センター等での研修を実施しています。職員人事管理事業では、第4次定員適正化計画に基づく定員管理を行うとともに、人事評価を行っています。職員福利厚生事業や衛生管理事業では、定期健康診断を実施するとともに、カウンセラーによるカウンセリングを実施しております。

その右側、成果と課題欄を御覧ください。

まず、成果です。職員の定員管理では、定員適正化計画に沿い、職員数の削減を行っております。また、働き方改革の取組を行っております。

次に、課題になりますが、時間外勤務時間数の削減に向けた取組が引き続き必要であると考えております。

続いて、6ページをお願いいたします。総務一般管理事業です。

事業概要は、行政情報提供や顧問弁護士委託など、総務一般管理になります。

下段の左側、実施内容欄を御覧ください。

行政情報提供事業では、行政嘱託員による通知公報の発送を行っております。日直宿直事業では、本庁及び各支所での日直宿直業務を行っております。顧問弁護士委託では、本市顧問弁護士へ相談業務を委託して

おります。

その他といたしまして、高等学校等活動支援補助金の交付を行っております。その右側、成果と課題欄を御覧ください。

まず、成果です。行政嘱託員制度では、謝礼金支払い回数を減らし、事務の効率化を図っております。

次に、課題になりますが、行政嘱託員制度ですけれども、なり手が不足し、行政嘱託員不在の行政区が増加してきております。

続いて7ページをお願いいたします。法制執務事業です。

事業概要は、情報公開、個人情報保護及び法務執務に関する事務になります。

下段左側、実施内容欄を御覧ください。

法制執務事務では、条例等の制定や改廃を行っています。情報公開、個人情報保護事務では、公開請求や開示請求について制度運用を行うとともに、公文書等管理、情報公開、個人情報保護審査委員会を開催しております。

その右側、成果と課題欄を御覧ください。

まず、成果です。事務効率化のため、決裁権限の見直しを行うとともに、申請書等への押印見直しに着手しております。

次に、課題になります。電子決済を庁内で実現するため、例規の改正や運用ルール整理を行う必要があると考えております。

続いて8ページをお願いいたします。特別定額給付金給付事業になります。

事業概要は、申請により給付対象者1人につき10万円を給付するものです。

下段左側、実施内容欄を御覧ください。

2万8,270人を申請対象者として、令和2年5月12日から8月12日の期間で申請受付を行い、その結果、2万8,241人へ28億2,410万円を支払っております。

その右側、成果と課題欄を御覧ください。

まず、成果です。給付率99.9%を達成するとともに、外国人世帯主世帯への給付率100%を達成しております。

次に、課題になります。

申請受付と問合せ等の対応時期が重なりましたため、受付事務に支障が生じております。

以上で総務課の説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員

今の説明以外に決算書のほうを見ていただきたいのですが、70ページになるんですが、予備費から総務管理費の2の総務費、1の総務管理費、1の一般管理費の中に、備考欄に予備費から充当が133万4,000円ほど記

載されております。この133万4,000円は3月の一般質問で副市長の募集に関する予算について質問をしたところ、予備費から充当されたという答弁があったと思いますが、この133万4,000円は、全てが副市長の全国公募に関わる予算であったのか。報告にあったエン転職の委託契約書が60万5,000円だったと思いますが、うち60万5,000円が副市長募集に係る金額だったのか。ここの明細をお伺いいたします。

○金行委員長 内藤総務課長。

○内藤総務課長 133万円の内訳でございますが、先ほどありました、副市長公募事業、これにつきましては、66万円になります。

それから、その他、本市が提訴をされまして、被告となりました案件で弁護士を法定代理人として選出した案件があります。その件への着手金として補正予算が間に合いませんでしたので、予備費から充当しているものがございます。

以上です。

○金行委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 もう一度お伺いしますけれども、いいですか。133万4,000円のうち、66万円が副市長の経費で、差し引いた残りが提訴された裁判の弁護士の着手金というふうに理解していいですか。

○金行委員長 内藤総務課長。

○内藤総務課長 はい、そのとおりです。

○金行委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 第二の副市長公募の件ですが、ここで支出されたということが確認できました。3月の一般質問でこの予算の執行に対して、市民が募集の内容を周知する方法がされていないことの質問をしたのですが、周知された中身。私が言うのは募集要項のようなものが出ておりましたが、その募集要項をどのように全市民になるべく伝わるような方法を取られたのか。お伺いします。

○金行委員長 内藤総務課長。

○内藤総務課長 このたびの副市長公募につきましては、まず、募集開始の1月4日、この日に市長出席の下記者発表をさせていただき、地元の新聞社、また、テレビ局を通じて報道をいただいたところです。また、あわせて市のホームページで市民の方には情報提供をさせていただき、お太助フォンでも応募条件についてお知らせをさせていただいております。

1月4日の募集開始につきましては、市ホームページのみでお太助フォンでの告知はさせていただいておりません。このたびの副市長候補につきましては、採用支援をいただきますエン・ジャパン株式会社の募集特設サイトを通じまして行います。そのため当該サイトへのリンクを張ることが可能な市のホームページに副市長公募にかかる記事を掲載しておりますため、当初、お太助フォンではお知らせをさせていただいておりません。

なお、募集状況につきましては、お太助フォンでもお知らせをさせて

いただいております。

以上です。

○金行委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 ただいま報告を受けましたが、ホームページに載せたというのは、募集要項は探しても見当たらなかったですね。それはあなたの見方が悪いのではないかと言われればそうかも知りません。

ただ、全国公募をかけてますというのはお太助フォンで聞きました。募集要項を目の当たりにしたのは、同僚議員の南澤議員がLINEだったと思いますが、載せておられまして、それで確認することができました。

それ以外は、私の技術では要綱にたどり着くということはできなかった。もう一度、改めてその点について質問しますが、副市長に質問します。

1月7日に、副市長を訪ねまして、公募の募集要項を見ておりましたので、この募集要項を市民に周知する必要があるということを新たに申し上げました。方法まで提案したつもりですが、行政嘱託員を通じてやれば、行政の周知方法で最大の周知の方法だろうと。行政嘱託員の常会に入っていない人には、郵送で送ってほしいという制度があるので、入っていない人へも希望者へは案内が行くようになっているんです。それを使って周知をしておったほうがいいのではないかと。そのことを市長と協議をされたらどうかと申し上げておりました。

どうもそこらが実現しておらんようなので、副市長は市長に言わずに、あなたのところで握りつぶされたのか、それとも、市長と協議をされて必要はないという結論になったのか。そこを副市長にお伺いします。

○金行委員長 石丸市長。

○石丸市長 何回もこれお話をしているので、そろそろ理解をしていただきたいのですが、ほかの議員の皆様はよろしいですよ多分。この同じような話を持ち出されないと認識しています。山本数博議員のみに今お伝えしますが、話の途中にありましたが、山本議員の調べ方が悪い。その点に尽きます。市民全員に周知する必要はありません。ないです。仮に市民、小さい子もいますが、ざっくり2万6,000人が全員応募をされても、選ぶのが困るばかりですよ。

だとするならば、最低限の応募の資格、ラインを設けるのは、募集するに際して当然です。それこそ行政が効率的に事務を行うという観点においては、当たり前の思考です。その観点到ったときに、インターネットが使えるかどうか、副市長の素質、資質として、今の時代最低限です。当然に、ゆえに、インターネットが使える人のみ応募できるように取り計らっています。米村副市長を含め、いろいろな人と相談をしましたが、この点については異論はなかったです。当たり前だからです。

先ほどの要綱が見当たらないという話がありましたが、インターネットが使える人なら2秒で探し出せます。2秒でできない人は山本議員のよ

うな方は残念ながら、副市長には当たらないと。候補に足り得ない。それだけです。それ以上でもそれ以下でもありません。

○金行委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 今、市長は、対象者についてのみ語られたんですが、募集の中身について、市民はどういう中身かというものを知る権利があると思うんです。あなたが使われたのは、私費を使われてやられたのではないと思います。公費を使われておる。公費を使うということは、募集対象になる市民全員に周知をした上で、その中で任意で手を挙げて参加するものだと思います。公費の執行について疑義を感じておりますので、その点を副市長に助言したにもかかわらず市長のところに伝わっていない。伝わったとつたら、市長は知った上で市民への周知を行政嘱託員を通じる方法をしなかったということになると思うんです。だから、副市長に、あなたは市長に助言されましたかということをお伺いしたんです。だから、そこをちょっと聞いてみたいんです。再度、聞きます。

○金行委員長 石丸市長。

○石丸市長 同じような同質の質問をかつてもらって答えてます。改めてお伝えしますが、必要な情報提供、市民への開示を行っています。今、後ろで課長が申し上げたとおりです。市民が知っておいたほうがいい状況、それこそリアルタイムでお伝えをしています。例えば、広報紙に載せなかった、載らなかった理由、それもお話ししましたよ。聞かれていなかったんですか。忘れたんですか。いいですか。もう一度申し上げます。

情報解禁のタイミングが年が明けてからでした。そして、1月中には、もう公募が終了するんです。そうしたときに、1月下旬に出る広報紙にやりますよという告知を出すのは意味がなかったんです。なのでやらなかったんです。情報は秘匿する必要があったので、本当に一部の人間しか1月4日まで知らなかったんです。そうしたときに、使えるもの、最大限で告知をしています。市民に向けて。全員が知らなかったかもしれませんが、それはやむを得ない限界があります。これまで一般質問においても何回もお話していますが、市民が全員知るということは現実的に不可能です。

そして、もう一回言いますが、市民の代表者に対して説明しているのであれば、市民がそこで知り得るはずです。まず、自身の役割と責任を改めて自問自答してください。

○金行委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 いろいろ市長には考えがあることはあなたの答弁で聞いておりますが、まだ、私が不審とするところの答弁は解明されておらんと思います。それはそれとして、私の質問した副市長は私が助言したことを市長に助言されたのかどうか。これの回答をまだ聞いておりませんのでそのところを再度お伺いします。

○金行委員長 答弁者は指定できません。米村副市長。

○米村副市長 確かに、1月7日頃だったと思いますけれども、来庁か電話かで聞いた

と思います。先ほどの握りつぶしたというのは言葉は訂正していただきませんかでしょうか。握りつぶしておりません。先ほど言いましたように、市長のほうと事前にそういったこの候補の範囲も決定しておりましたから、私のところで判断をして、囑託員の広報は必要ないと判断して私のほうで広報の囑託員の活用はしておりません。

○金行委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 市長にだから助言をしていないと。握りつぶしたという表現は不適切だったかも分かりませんが、あなたが市長に言わなかったということは、私から見たら助言したにもかかわらず、市長のほうへ提案として言っていただけなかったとこういう結果になったんじゃないかと思います、それでよろしいですか。

○金行委員長 石丸市長。

○石丸市長 この論法がよく見受けられるので、この際に改めて御説明しておきますが、自分の話が相手に受け入れられなかったからといって、相手がかたくなであるとか、強情だというのは単なる思い上がりです。既に考え、議論した上で行動をしている人間において、同じ話を後から聞かされたとして、考えが変わるわけがありません。既に随分前に通過したところにある議論です。ゆえに、米村副市長はそのように判断し、私も一向にそれで問題なくその後の事務を執り行っています。

○金行委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

熊高委員。

1時間たちましたので換気をさせていただきます。10時15分まで休憩とさせていただきます。

~~~~~○~~~~~

午前 10時03分 休憩

午前 10時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長 [録音漏れのため記録なし]

○熊高委員 [録音漏れのため記録なし]

○金行委員長 [録音漏れのため記録なし]

○内藤総務課長 [録音漏れのため記録なし]

○金行委員長 [録音漏れのため記録なし]

○熊高委員 [録音漏れのため記録なし]

○金行委員長 [録音漏れのため記録なし]

○内藤総務課長 [録音漏れのため記録なし]

○金行委員長 [録音漏れのため記録なし]

○熊高委員 [録音漏れのため記録なし]

○金行委員長 [録音漏れのため記録なし]

○内藤総務課長 [録音漏れのため記録なし]

○金行委員長 [録音漏れのため記録なし]

~~~~~○~~~~~


午前 10時16分 休憩

午前 10時17分 再開

~~~~~○~~~~~

- 金行委員長 休憩を閉じて、再開します。  
内藤総務課長。
- 内藤総務課長 ちょっと手元に資料がございませんが、主なものは今のようになります。  
以上です。
- 金行委員長 熊高委員。
- 熊高委員 直近の案件は何件あるんでしょうか。
- 金行委員長 内藤総務課長。
- 内藤総務課長 案件は2件ございます。
- 金行委員長 熊高委員。
- 熊高委員 内容については開示できるんですか。
- 金行委員長 内藤総務課長。
- 内藤総務課長 本市が行政不服審査において行った事案につき提訴を受けているものが一件、今手元にございませんがもう一件ございます。
- 金行委員長 熊高委員。
- 熊高委員 後ほどでも結構なので、お知らせいただければと思います。もう一件の内容について。
- 金行委員長 もう一件の内容の答弁。
- 熊高委員 一件をお願いします。
- 金行委員長 内藤総務課長、後での回答を確認できますか。  
熊高委員、そういうことで後ほど回答させていただきますので、よろしいですか。
- 熊高委員 はい。
- 金行委員長 熊高委員。
- 熊高委員 もう一件は同じページの右側の行政嘱託員制度について、課題として嘱託員不在の行政区も増えているというふうに書いてありますが、この令和2年度末で何件ぐらいの地域が不在という状況なんでしょうか。
- 金行委員長 内藤総務課長。
- 内藤総務課長 行政嘱託員の不在の行政区ですけれども、10地区ございます。
- 金行委員長 熊高委員。
- 熊高委員 ちょうど私も一般質問でこれに近い質問をしたと思いますけれども、こういった状況が増えてくることで令和3年度はそれに対する取組というのを具体的に考えてやっておられるかどうかということも含めて一般質問でも少し聞いたんですが、十分理解できる内容ではなかったんですけれども、その辺はこの令和2年度の結果を踏まえて、現在増えているのか、減っているのかもそういったことも含めて、御答弁いただければと思いますが。
- 金行委員長 内藤総務課長。

○内藤総務課長 行政嘱託員の不在の地区につきましては、現在のところこの10地区で  
ございます。

ただ、課題といたしましては、地域の高齢化で担い手となっただけ  
ける行政嘱託員。住民の方が少なくなっておりまして、また、通知広報  
物が結構重たいということでそれも少し大変だという諸課題も頂いてお  
ります。いずれにしましても、これについて現行の在り方をどのように  
するかというのは課題となっておりまして、今後に向けて早急に検討は  
しなければならないというふうに考えております。

以上です。

○金行委員長 ほかに質疑はございますか。

南澤委員。

○南澤委員 同じく6ページなんですけれども、下段の右側です。活動成果の指標  
というところで、広報物、広報発送部数が計画値では40万7,000部が実  
績値で10万部ほど減っております。ここはどういったことがあったので  
しょうか。

○金行委員長 内藤総務課長。

○内藤総務課長 二つあるというふうに考えております。

一つ目は、これまでも部数をできるだけ広報紙や市のホームページに  
集約する形で進めておりましてその取組の成果。また、もう一つは、  
新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、様々な事業が中止になっ  
ていきました。そういったことで本市のほうから市民の方にお伝えする  
情報。こういったものも減ってきているということではなかろうかとい  
うふうに考えております。

以上です。

○金行委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

山根委員。

○山根委員 7ページの公文書についてお尋ねいたします。

実施内容(3) 公文書等の管理。これについては、安芸高田市は公文  
書の管理についての条例を他市町より早くにつくられて動かされている  
と思います。

前回お聞きしたときに、文書綴りは約2,900の区分があるということ  
でこれを区分していくにはかなりの負担もあるのではないかと思います  
が、この公文書の管理については、どのように進めてこられているのか。  
今後については、デジタル化にしていって少し負担も少なくなる可能性  
もあるのではないかと思います。そこについては、どのように考えて  
いらっしゃるのかお聞きします。

○金行委員長 内藤総務課長。

○内藤総務課長 公文書につきましては、現在、紙ベースで保存をしております。本年、  
現在ですけれども、電子決裁システムを庁内に導入するよう準備を進め  
ていまして、未来にわたっては電子決裁のほうに進んでいきます。併せ  
て、公文書のほうも全てというわけにはいきませんが、できるだ

けデータの電子化を進めながら、そちらのほうも電子化を進めていくという必要があると思いますし、また、現在保管しております文書。これの旧町からのものもたくさんございますので、同様に整理を進めながら、少しずつでも保管する書類の電子データ化。これも考える必要があるというふうに考えております。

以上です。

○金行委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって総務課に係る質疑を終了いたします。次に、秘書広報室の決算について、説明を求めます。

新谷秘書広報室長。

○新谷秘書広報室長 総務課秘書広報室が所掌いたします事務事業の令和2年度における決算の概要について、説明をいたします。

主要施策の成果に関する説明書の9ページをお願いいたします。広報広聴事業です。

実施概要は、広報あきたかたの発行、及び、ホームページの管理等による情報の提供を行っております。

下段左側、実施内容欄を御覧ください。

主な実施内容としましては、毎月一回の広報紙の発行、ホームページ、SNSの管理、動画広報を行いました。

右側、成果と課題欄を御覧ください。

成果は広報紙において、定型コーナーの見直しによる4ページの削減と送付先の見直しによる発行部数の削減により、経費を削減いたしました。また、情報を入手するための媒体の多様化に伴い、LINEアカウントとYouTubeチャンネルを開設いたしました。

課題は、市から情報を発信する上で多様な広報媒体の活用、動画広報のコンテンツの充実を図っていく必要があると考えております。

以上で、秘書広報室が所掌いたします、事業に係る概要の説明を終わります。

○金行委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

田邊委員。

○田邊委員 情報発信の媒体をいろいろなパターンで持たれるということなんですけれども、これは同じ情報をいろいろな媒体を使って発信をするという目的なんですか。それとも、違う媒体を発信する情報を使い分けるというやり方でイメージされているのかお聞きします。

○金行委員長 新谷広報室長。

○新谷秘書広報室長 市民の方、年代別にターゲットを絞って、使うツールを変えていきたいと思っております。例えば、50代、40代以降はフェイスブックを主に使われるので、そのターゲットを絞ってフェイスブックでとか、LINEは全般的に全年齢が使われているので、全市民という形で発信する情

報を使い分けるといふふうに考えております。

今年度、ツイッターを導入いたしましたので、ツイッターは若者を対象にというような形で考えております。

○金行委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって秘書広報室に係る質疑を終了いたします。

次に、情報管理課の決算について説明を求めます。

竹本情報管理課長。

○竹本情報管理課長 それでは、情報管理課が所掌いたします事務事業の令和2年度における決算の概要について、説明いたします。

主要施策の成果に関する説明書の10ページをお願いいたします。

まず、光ネットワーク管理運営事業でございます。

実施内容につきましては、中国ブロードバンドサービス株式会社と情報通信に関するIRU契約を締結し、行政情報の提供サービスを実施いたしております。また、あじさいネット及びお太助フォンを運営するために、伝送路の保全、機器設備の改修等を行ったところでございます。

支障移転については、強度不足の電柱などの移転、道路拡張工事等に伴う移転、電柱所有者事業者の電柱立替え工事に伴う移転、地権者、行政などによる移転工事を行ったところでございます。

課題でございますが、お太助フォンの更新について、今後の新サービス展開に対応し、情報取得方法が選択できる拡張性のある更新となるよう、また災害情報等、緊急告知の役割があることを考慮しながら、市、C B B S、市民ユーザーの負担割合を確定する必要があると考えております。

次に、11ページでございます。地域情報化推進事業でございます。

実施内容につきましては、ICTの活用を総合的に進めるため、市内全域に敷設した光ファイバーによるインターネット環境を生かした取組について調査検討を行い、令和2年度の大雨災害時には、フリーWi-Fiアクセスポイントを災害モードに切り替えて運用いたしました。また、補助金交付事務として、お太助フォン設置補助4件、地デジ難視聴解消工事補助1件の処理を行いました。

新型コロナウイルス感染予防の一環として、市内3病院にあじさいネットお太助フォンを設置し、遠隔医療環境の整備を行いました。課題でございますが、お太助フォンでの遠隔医療を本格化するためには、診療報酬徴収のシステムから、運用方法の明確化を検討する必要があると考えております。また、オープンデータについては、広島広域都市圏等で他自治体との連携を進め、公開するデータ項目やフォーマットを他市町村とそろえ、より利用性を向上させる必要があると考えております。

次に、12ページをお願いいたします。広域ネットワーク管理事業でございます。

実施内容につきましては、インターネット系、LGWAN系、基幹業務系ネットワークごとに、ウイルス対策や修正プログラムの配信等のセキュリティ対策を実施いたしました。インターネット系は広島県情報セキュリティクラウド、LGWAN系ネットワークは総務省が推奨しておりますセキュリティ向上プラットフォームへ接続し、セキュリティ監視の強化、セキュリティアップデートの自動化を行い、常に最新の状態を維持してきたところでございます。また、基幹系ネットワークは定期的にウイルス対策パターンファイルの適用を実施し、セキュリティリスクの軽減を図ったところでございます。

課題でございますが、セキュリティ工事強靱化により進めたネットワーク三層分離は、安定した運用が実現できておりますが、次期自治体情報セキュリティクラウドの構築検討が総務省で始まっております。現状からさらに、セキュリティ要件、技術的要件が変更になる可能性が高い状況にあります。また、近年の情報技術の高度化に伴い、市民サービスの向上や行政事務の効率化が進む一方で、個人情報の漏えいやシステム障害による業務停止などの様々な問題が起こり得る可能性があり、これらの問題に対し、情報資産の保護や情報システムの安全性、信頼性を確保するため、ネットワークやセキュリティ対策等に関する最新情報を迅速に入手し、ネットワークの安全、安定かつ効率的な運用について、恒常的に調査研究を行い、運用方法について随時見直す必要があると考えております。

今後も全職員にセキュリティやネットワークの運用について周知し、人的セキュリティを向上させてまいります。

次に、13ページでございます。電算システム事業でございます。

実施内容でございますが、介護保険システムの改修を行い、収納管理、滞納管理とのシステム統合を実施し、システムのワンストップ化を進めるとともに、三次市との共同クラウドを見据えたシステムの共通化につなげることができました。テレワークシステムの導入は、パンデミック等により、庁舎内での業務遂行が困難な場合や、育児、介護を抱える職員のワークライフバランスについても、テレワークにより対応を実現することができました。また、基幹系システム用縮退サーバの更新は、災害時等データセンターとの回線切断時においても、業務継続性を確保するバックアップサーバの更新であり、問題なく更新が完了しております。

課題についてですが、マイナンバー制度の関係システムの改修が毎年続いており今後も予想されます。不透明な部分があり、必要経費及び改修スケジュール等の精査が難しい状況があります。三次市と自治体共同クラウドに関する協定を締結いたしました。国の進める17業務標準化の動向により、共同クラウド作業に影響が出る可能性があると考えております。

セキュリティ面につきましては、システムの高度化が進む中で個人情報

報等を漏えいしないために、セキュリティ研修を起点にセキュリティに対する関係職員の意識をさらに向上させ、人的セキュリティ強化を進める必要があると考えております。

以上で、情報管理課が所掌いたします事業に係る令和2年度決算の概要説明を終了いたします。

- 金行委員長 以上で説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
新田委員。
- 新田委員 12ページの右側下段、ネットワークのトラブル件数が2件。これはここで教えていただけることはできますか。
- 金行委員長 竹本情報管理課長。
- 竹本情報管理課長 ネットワークのトラブル件数はウイルス、外的なもので起こったわけではなく、ネットワーク機器、L3スイッチのポートの不良であったり、そういった部分でネットワークの一部が停止したという部分の件数でございます。  
以上でございます。
- 金行委員長 ほかに質疑はございますか。  
南澤委員。
- 南澤委員 11ページ、地域情報化推進事業のコスト情報の一番上、事業費のところで、Wi-Fiの次にGIS、これは位置情報のシステムかと思うんですけども、これは何に使っているのでしょうか。
- 金行委員長 竹本情報管理課長。
- 竹本情報管理課長 GISは統合型GIS、LGWANネットワーク上でのクラウドの地図情報を使っております。こちらは、それぞれの担当課で例えば、危機管理であれば、要支援者の状況であったり、どちらにいらっしゃるかどうか、税で言えば固定資産の路線価、そういった部分の情報が入る統一的なレイアウトを組んでそれぞれの用途に合わせた形で全庁的に使っている統合型GISのシステムでございます。
- 金行委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。  
熊高委員。
- 熊高委員 13ページの成果と課題ということで、やはり三次市と協定を締結したが課題として国の動向の影響があるということですが、具体的に三次市との関係でどのような状況なのか。また、17業務標準化の動向によりというところを具体的に新年度でどの程度進んでおるかということも含めて確認をしたいのですが、よろしいでしょうか。
- 金行委員長 竹本情報管理課長。
- 竹本情報管理課長 今年の1月に、三次市と共同クラウド、基幹系システム共同クラウド化ということで、一緒に利用していきましょうということで協定を結んだわけですが、それ以後、総務省のほうから全国的に基幹系の17業務について標準化を展開するよということ、総務省から随時といますか、それぞれの業務について、システムの仕様についてのつく

りのほうが示してまいります。そちらの辺りでまずは、三次市のほうが当市と同じ基幹系システムを同じデータセンターへ上げてから、その17業務について、三次市と共同で改修を行うということで、若干まずは、当初でしたら、三次市と同じ業務についてどういうふうに共通化するかということで議論を始める予定でしたけれども、総務省の標準化ということが示されましたので、そちらの方を先行して、まずは17業務からということで進めてまいっている状態です。

現在は、総務省が一部示しました、システムの仕様についてシステム会社のほうがその仕様に合わせた形の改修プログラムを作成している状況でございます。

以上でございます。

○金行委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

田邊委員。

○田邊委員 13ページのマイナンバーカードのところで、これは令和元年度のほうにも同じように文書が書いてあったんですけども、いわゆる改修は不透明というのは、マイナンバーカードが、今ですと保険証かわりに使えるよとか、そういった今後の発展性の部分があると思うんですけども、そういった部分が不透明という認識でよろしいのでしょうか。それともシステムそのものがどういうふうに改修されるかが分からないという意味の不透明という意味なんでしょうか。

○金行委員長 竹本情報管理課長。

○竹本情報管理課長 今、委員が御指摘のように、国が進めていますマイナンバーを利用した業務。例えば、今後、戸籍とも連携する、保険証の作成等、そこらの辺りは示されるものの具体的なものが、まだこういうふうにしていくということが示されておりませんので、そういった部分でいつ時点からどういうふうに変えていくか、改修していくかというところが、またそれに伴う補助金があるのか、どうなのか。そういった部分がまだ情報がなかなか頂けていないという部分で不透明な部分があるということでございます。

以上でございます。

○金行委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

田邊委員。

○田邊委員 10ページのお太助フォンの設置台数なんですけれども、これは以前、災害時のときにお太助フォンの更新時期がくるのでということで、市長答弁で、やはり本市ではお太助フォンの設置を推進していくという答弁があったので、今後もお太助フォンなんだろうというのは分かるんですけども、計画値では、昨年より100台増の計画値ではあるんですけども、実数は85台減っているというのが現状でして、これは今後も計画の見直しといたしますか。要は、計画値の見直しはしていくのでしょうか。それとも、今の計画のまま進めていくという方法でよろしいのでしょうか。

○金行委員長 竹本情報管理課長。

○竹本情報管理課長 現状は、なかなかお太助フォンそのものについては、台数が減っている状況でございます。もちろん人口も減っているという部分もございますし、それとは逆に、インターネット。要は、あじさいネットに接続して、例えば、W i - F i で御自身のスマートフォンないし、パソコン等で情報を見るというような形の部分が増えている現状がございます。そういった部分も含めて、今後、お太助フォン、そういった行政情報を発信する住民の方に伝えるという方式につきましては、このお太助フォンの設置計画につきましても、見直しを検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○金行委員長 ほかに質疑はございますか。

石飛委員。

○石飛委員 二点ほどお聞きしたいのですが、最初に、先ほど田邊委員のあったところのお太助フォンの件についてお尋ねしたいと思います。

設置台数が去年と比べて99%、1%ダウンという形です。先ほど課長のほうから答弁がありましたように、あじさいネットというネットを使っている契約台数が実績値では4,686件あると。管理運営費を、言うてみれば収入ですよ。これが93.12%、約7%ダウンという状況です。だから、去年と比べてそういうことになると、設置台数は1%の減だけれども、入ってくる管理運営費用のほうで7%の減ということで利益率が下がっているという状況ですよ。その辺がC B B S との契約関係になると思うんですが、その辺を見直していくというか。そういうお考えが要るのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○金行委員長 竹本情報管理課長。

○竹本情報管理課長 御指摘のように、今 I R U 契約の中で C B B S に対して当市の光の線を貸しているという中で、C B B S のほうから光貸付費用として、当市にお金を頂いております。その部分は光の線の共架料であったり、その光の線の保険代、設備の電気代等、そういった部分をお願いさせていただいておるわけですが、今後、お太助フォンの更新に伴いまして、例えば、そういったサービスも向上する中でお太助フォンないし、あじさいネット、インターネット系のサービスの充実を図りながら、そこら辺りの I R U 契約の中身についても、今後、検討、見直し等を行いたいというふうに思っております。

以上でございます。

○金行委員長 石飛委員。

○石飛委員 大きな問題でやっぱりお太助フォン並びに、ネット環境がないとやっていけない。市にとっても大切なところ、ケーブルも更新せにやいけん時期もくるでしょうから、しっかりと C B B S と煮詰めた話を引き続きやっていただきたいと思っております。

もう一つの質疑ですが、次の11ページのところのビッグデータの件に



についてお尋ねしたいと思います。

ビッグデータ、現在、去年で五つの項目を公開されたと。その公開したデータを使って例えば、本市に役立つアプリを高校生と一緒に作り上げて公開したよとか。他市ではよくある事例ですが、この公開したオープンデータを利用した実績というものは現在ございますでしょうか。

○金行委員長 竹本情報管理課長。

○竹本情報管理課長 今、御質疑をいただきました件につきましては、現在、実際に、本市がオープンしておりますオープンデータに関しての利用をされて何かやられたというものはお聞きしていないのが現状でございます。今後、他市町におきましても、オープンデータについて、それぞれ同じような悩みとか、そういうふうな問題等をもっていらっしゃると思いますので、今後、広島広域都市圏のほうで共同で同じサイトにオープンデータ、同じようなものを載せていきませんかというような話もいただいておりますので、そういった中で例えば、他市町でこういうふうなオープンデータを出されてますよという部分の情報も入ってくるようになるかと思えますし、同じように他市町とそろえるというような議論もされるということを思っておりますので、その中で本市で活用しやすいようなオープンデータについて、引き続き検討をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○金行委員長 石飛委員。

○石飛委員 他市町の連携も大切なことですし、また、学生たちのプログラム教育とか、情報推進、情報教育の推進のためにも、オープンデータを利用できる環境も併せて考えて、ここの事業では難しいですが、また、横との連携を深めながら構築していただくように要望しておきます。

以上です。

○金行委員長 ほかに質疑はございませんか。

新田委員。

○新田委員 10ページなんですけれども、橋上地区が有線化されたということで、地域の方がとても喜んでいらっしゃいました。引き続き、恐らく今年度、またさらにほかの無線地域を有線化されるのではないかなと思うんですが、そこをまず一点と。

あと、市が土地なり、貸している商業地域などで、今後光ケーブルを延ばしていく話等とも含めて、もしその辺が決まっていればここで教えてください。

○金行委員長 竹本情報管理課長。

○竹本情報管理課長 今年度、実際に今御指摘がありましたように、美土里町の塩瀬地区について無線の設備を光の線に替える工事を進めていっている状況でございます。

今後もそういった部分で無線のシステムはどうしても耐用年数が短い部分もありますし、木が生い茂ったり、そういった部分で通信が途絶え

るというような状況もございますので、地域ごとに特性はあるんですけども、光の線に変えたほうがいい部分につきましては、計画的に光の線の敷設をしてまいりたいというふうに思っております。

○金行委員長 新田委員。

○新田委員 例えば、八千代町の琵琶ヶ池のキャンプ場が今大きく進化しようとして民間へ貸出しされている状況なんですけど、その地域が約3キロ全く光ケーブルがないという状況になっているので、その辺の考え方を教えてください。

○金行委員長 竹本情報管理課長。

○竹本情報管理課長 どうしても光の線を引くのに、例えば、今質疑をされた地域においては、なかなか3キロもあるということになれば、光の線を引っ張っていくのに例えば、負担をしていただくということになると相当の額を負担していただくということになりますので、そういった場合には、幹線。光の本線のほうを市のほうで整備をして、改めてそれを今でしたらCBB Sにお貸しして、その中であじさいネットの運用をしていただくという形を思っておりますので、そういった部分につきましては、できる限り市のほうで幹線を近くまで引けるような形の事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○金行委員長 ほかに質疑ございませんか。

[質疑なし]

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって情報管理課にかかる質疑を終了します。次に、危機管理課の決算について、説明を求めます。

河本危機管理課長。

○河本危機管理課長 それでは、危機管理課が所掌します事務事業の決算の概要について説明をいたします。主要施策の成果に関する説明書の14ページをお開きください。

最初に、消防施設管理整備事業です。

消防団活動に必要な施設、設備、資機材の整備や更新のほか、消防水利施設の維持管理を行うものです。実施内容としまして、消防団車両の更新として、八千代方面隊第3分団、1号車及び向原方面隊第2分団、同第4分団の小型動力ポンプ付積載車計3台の車両の更新を行っております。

防火水槽設置事業につきましては、吉田町、美土里町、向原町において、それぞれ1基、計3基の防火水槽の設置を行いました。そのほか古くなりました防火水槽の修繕であったり、消防団詰所、車両それらの維持修繕、また燃料費、光熱費等の支払い等を行っております。

成果でございますけれども、消防団車両及びポンプの更新によりまして、車両、ポンプともに性能が向上しております。また、防火水槽を設置することにより、地域の消防水利の確保を図ったというところでございます。

課題です。旧式の防火水槽等について維持修繕費が増えておる。また、

防火水槽の設置要望が9件ほどございますけれども、これにつきましては、計画的な整備が必要というふうに考えております。

15ページをお願いいたします。非常備消防事業です。

消防団員の報酬、訓練、出動、防火啓発活動等に対する費用弁償等の支払いを行っております。消防団員の報酬、費用弁償、退職報償金が主な支出ということになります。

出動につきましては、火災、水害、捜索出動が計20回、延べ1,161名が出動しております。そのほか、訓練、広報、啓発、警戒等の活動を行っております。

成果としまして、コロナの影響で様々な制限のかかる中でコロナの感染症の感染拡大に最大限留意しながらも、一定の活動行うことができました。

課題としましては、令和3年3月末時点での団員数は801名で、定員数に達しておりません。団員の確保が慢性的な課題となっておりますと感じております。

続いて16ページを御覧ください。災害対策事業です。

これは、防災・減災のためのソフト的事業及び防災関係施設の維持管理を行っておる事業です。

主な実施内容は、職員の警戒態勢配備時の時間外等人件費、また、備蓄物資の購入、冊子版ハザードマップの作成、広島市消防、広島県防災ヘリコプター運営負担金、自主防災活動等への補助、防災関係通信設備機器の通信費や維持管理費などが主な支出となっております。

成果です。各団体と各種協定を締結いたしました。災害発生時には、大きな助力となると考えております。冊子版ハザードマップを作成し各戸配布したことによりまして、インターネットを利用できない方も危険箇所の確認などができるようになったと考えております。

課題です。コロナ禍において、様々な制限がかかる中で自主防災組織においても訓練等を継続されていますが、訓練を中止された組織がほとんどでありました。コロナ禍であっても災害はやってまいります。様々な配慮は必要ですけれども、コロナ禍での訓練の在り方等について、検討していく必要性を感じております。

17ページをお願いいたします。交通安全推進事業です。

これは、安芸高田警察署、安芸高田市交通安全推進隊等の関係団体と連携し、交通安全施策を推進する事業で、交通死亡事故ゼロを目指して取組を進めておりますが、昨年は、2件の死亡事故が発生いたしました。

実施内容としましては、高齢者運転免許証自主返納支援事業によりまして、86人の方に自主返納を促したところです。交通安全教室など各種交通安全推進行事及び啓発や交通安全推進隊への活動補助を行っております。

成果です。高齢者向けの交通安全教室を実施し、高齢者の交通安全意識の向上を図ることができました。

課題です。交通事故件数は、令和元年度と同数でしたけれども、死亡事故は1件増加しました。高齢者の交通事故防止とともに、幅広く効果的な交通安全推進の取組が必要と考えております。

続いて18ページをお願いします。防犯事業です。

これは、防犯パトロール、見守り、防犯活動並びに防犯灯の新設補助、屋外監視カメラの設置・維持管理を行うことにより、地域の安全安心に対する取組を行うものでございます。

実施内容としましては、ソフト面では、地域安全推進員への研修会の開催、及び、老人クラブなどへの防犯講話等を通じた防犯啓発活動や青少年健全育成スポーツ活動等、防犯連合会が主体となった活動が主なものです。施設面では、防犯灯設置事業補助制度の実施を行い、6団体に13基の補助金を交付しました。

成果としまして、コロナ禍にあって、地域安全推進員会議の開催など計画どおりに進められなかった部分もありましたけれども、地域での防犯パトロールや見守り活動等継続的に行っていただけました。また、県警から派遣の職員が講師として特殊詐欺被害防止などの講話を行い、防犯意識の向上を図りました。

課題としては、若年層への防犯教育などにも取り組む必要があるというふうに考えております。

最後に、19ページでございます。消費者行政推進事業です。

これは、消費者相談の解決や消費者被害の未然防止及び被害拡大防止を図るために、消費生活相談員を雇用し、相談体制の確立等を行っておる事業です。

実施内容としましては、65件の消費生活相談の対応、啓発パンフレットの配布などによる啓発活動を行っております。広島県からの移譲事務である、電気用品安全法等による立入検査を行っております。

成果につきましては、各種の広報や啓発活動により、消費者相談窓口が身近な相談窓口として定着してきておるといふふうに感じております。相談員には、相談業務に必要な知識の習得等を目的に、積極的に研修等に参加していただきました。

課題としましては、相談内容が多岐にわたることから、関係機関との連携が重要となるとともに、相談員のみならず関係職員。我々も広い知識と対応能力が求められるというふうに考えます。職員のスキルアップも含めて今後の課題というふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

16ページの実施内容の3番、冊子版ハザードマップの作成の(2)で各戸配布をされていますが、このときに会計年度任用職員を雇用されているかと思うんですけれども、これは嘱託では駄目だったんでしょうか。

なぜ、会計年度任用職員を使ったのかという理由を説明してください。

- 金行委員長
- 河本危機管理課長

河本課長。  
各戸配布に関しましては、年度当初にはおっしゃいますように、行政嘱託員にもって配布をしていただくという計画であったようです。しかしながら、実際に配布が近づいてくる段階で現在は、冊子類については、市の広報紙、議会だより、こういったものについては配布をしていただいているんですけども、御存じのようにハザードマップは少し厚い冊子でありまして重量もあるというところで行政嘱託員のほうでの配布は難しいという判断をされたというふうに聞いています。それを受けて郵便による各戸への郵送はどうだろうかということで検討をしたんですけども、試算をしてみますと700万円を超えるというふうな数字になったというふうなことを聞かせていただきました。

そこで打った手が会計年度任用職員を雇用して、それぞれ各戸のほうに配布をさせていただいたということで金額的にはそこに80万5,000円というふうに書いておりますけれども、報酬と時間外、交通費、そういったものを含めて言い方は悪いかもしれませんが、こういった金額で配布できたということで考えております。

以上です。

- 金行委員長
- 山本(数)委員

ほかに質疑はございますでしょうか。  
山本数博委員。

18ページの防犯対策の充実についてお伺いします。  
事業費の委託料の中に屋外監視カメラシステム点検業務というのがありますが、どういった辺りに監視カメラが据えられているのかお伺いします。

- 金行委員長
- 河本危機管理課長

河本危機管理課長。  
現在、安芸高田市で設置しており、また、管理をしておる防犯カメラは市内10基ございます。場所につきましては、吉田町に2基、八千代町に1基、美土里町に1基、高宮町に2基、甲田に3基、向原に1基の計10基でございます。

以上です。

- 金行委員長
- 山本(数)委員

山本数博委員。  
私の知るところでは、不特定多数が出入りする甲立駅とか、吉田口駅とかいう向原はどうかちょっと分かりませんが、そういった町の玄関口にある不特定多数の出入りするところには、この防犯カメラがないというふうに聞いております。その辺はこの甲田に3基というのは駅に設置されたものか。それとは別のところなのかお伺いします。

- 金行委員長
- 河本危機管理課長

河本危機管理課長。  
現在、市内の10基管理しておるものにつきましては、全てが交差点であったり、そういった信号機に設置して、交通の関係を見るように設置されているものがほとんどです。甲田の3基につきましても、高宮分かれ交差点、甲立駅口交差点、吉田口のバイパス北口交差点、そういった

ところに設置をしておるもので、今、おっしゃった駅等については市のほうでは設置をしておりません。

以上です。

○金行委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

武岡委員。

○武岡委員 14ページの消防施設管理整備事業のところなんですが、消防水利としては消火栓やら防火水槽が基本だろうというふうに思いますが、今回の豪雨災害によって例えば、防火水槽へ取水する水路が今通水していないというような状況もあるんです。私から見ればそういった火災等が発生したときに、長期にわたった場合、そういった水利が確保できないのではないかという懸念をもっております。担当部署のほうではそこらのところをどのようにお考えなのかお伺いさせていただきます。

○金行委員長 河本危機管理課長。

○河本危機管理課長 水利の関係。今回の災害においても、今、おっしゃったように、防火水槽の上に土砂が流れてきておって、すぐに火災の対応ができないというような防火水槽もございました。そういったものにつきましては、既に撤去して、防火水槽の活用ができるように設置をしております。

また、防火水利につきましては、防火水槽、消火栓、そういったものも当然ですけれども、ほかに学校のプールであったり、また、河川であったり、水路であったり、そういったものを活用するというケースが現場においては多々あると思います。そういったところについては、消防団の皆様方もふだんから確認していただいたり、チェックをしていたいております。

また、今回の災害で今、おっしゃっていただいたようないざというときに使えないというような状況があるものにつきましては、再度点検をして確認をしていきたいと思っております。

以上です。

○金行委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

熊高委員。

○熊高委員 6ページのハザードマップを各戸に配布して認知度が上がったというふうに書いてありますけれども、これは以前、ハザードマップが配布されるまでにいろいろ前の市長のときですか、話をした経緯があるんですけれども、こういったものができて地域の避難訓練等に生かしていくんだということですが、これからなんだろうけれども、果たしてこれを配っただけで認知度が上がったという単純に評価をしていいのかどうかという懸念があるんです。私の地域も当然見ますけれども、これは1000年1も出てたんですか。1000年に一度の水位。こういったものを見るとかなり現実的ではないという。現実的ではないということだから1000年1なんだろうけれども、その辺を見てどうすればいいのかというのを逆に不安になるということもあるんです。

だから、このハザードマップをどのように活用するのかというのが

今後の一番の大きな課題だと思うのですが、これを配っただけで成果というものは私にとっては少しそんな単純なものではないんだろなという気はするんですが、その辺の評価についてのもう少し深いところはどんなふうにご検討されているのかお聞きしたいと思います。

○金行委員長 河本危機管理課長。

○河本危機管理課長 おっしゃるとおり、配っただけでは実際に見ておられるかどうかというのも我々のほうで分からない部分もございます。ただ、今までとは違う部分では、前回配っていたそういったものよりは、県なり、国なりが調査をしてより詳しいものになっているというふうに思っています。

ただ、実際に使われる住民の方からの御意見としては、なかなか見にくいよというふうな御意見もいただいております。しかしながら、中では自主防災組織の中でそういったものを活用されて、避難行動、避難の呼びかけ、そういった訓練に使われているというふうな御意見も聞いておりますし、市で年に数回ではありますけれども、そういった自主防災の組織の皆さんに集まっていたいただいてのセミナーであったり、講習会とかするケースがあるんですけども、そういったところでもこういったハザードマップの活用については呼びかけているところであります。

まだまだ地域によっては、また、御家庭によっては、温度差があるかもしれないけれども、今後もこのハザードマップの活用について啓発していきたいというふうに考えております。

以上です。

○金行委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

山根委員。

○山根委員 19ページの消費者行政推進事業の中で、消費生活相談員の活動成果指標の中で、計画値が相談窓口開設時間数ですけども、564時間を計画値にされて、実績値が576時間。かなり、12時間ぐらいオーバーしてますよね。相談件数は70件の計画に対して65件と実績は5件ほど下がっているということは、この実績値で大分時間数が上がっているということは、どういう問題があったのかお尋ねします。

○金行委員長 河本危機管理課長。

○河本危機管理課長 実際の計画よりも時間数が増えて逆に件数が減っているというところの御指摘だったというふうに思います。相談の内容を一件、一件熟知しておるわけではございませんけれども、ここ最近では非常にそういった御相談も多岐にわたり、また、同時に内容も複雑なものもございまして。相談員さん自身で解決できないものも当然あるわけなんですけれども、そういったものについては、また大きな県レベルの相談窓口であったり、そういったところにも御相談するように指導をしておったりということがございます。

そういった中で、相談に来られたところで、すぐに御回答できない案件というようなものも増えてきておるようになっております。そういったものについては、また日を改めて、そういった案件に関してどういっ

た新たな情報というものを県や国のほうから情報を入れて、また、御本人さんにお返しするというふうなことも増えておるように感じております。

そういった部分で、少し件数は減ってますけれども、実績の時間数が増えておることにつながっているのかなというふうに感じております。

以上です。

○金行委員長

山根委員。

○山根委員

消費生活の相談も本当に言われるように複雑になってきており、また、詐欺まがい、手口も巧妙になっている中で、流れを、この消費生活相談員さんがどこまで相談に応じられるか、それを複雑になるのであれば県に上げるとか、どういう対応をするかというのが、今後については課題となってくると思います。しっかりとその相談を解決に向かって、効率的に不安を解消して差し上げられるように対応を、今後について考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○金行委員長

河本危機管理課長。

○河本危機管理課長

おっしゃっていただくように、かなり複雑な案件も出てまいります。今、相談員さんのほうも、その場その場で全てが全て解決に導けないケースもございますので、県の消費生活の相談窓口センターがございます。そういったところに相談をしながらであるとか、また、県のこういった消費者生活の担当の部署であったりというようなところにも相談をさせていただいているケースもあります。

そういった部分と、もう一つはやっぱり研修等を受けていただいて、御本人のスキルアップ、また、相談員さんは週に2日しか市役所のほうに来られませんので、それ以外の日はまた職員のほうが対応するということにもなります。職員のスキルアップ、私も含めてですけれども、そういったことも今後議論になってくるというふうに考えております。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑はございますでしょうか。

石飛委員。

○石飛委員

消防施設管理整備事業についてお尋ねしたいと思います。

令和2年度では、もう消防団の詰所の修繕等はデータが上がっていません。しっかり私も見とけばよかったです、今年度においては、そういった消防署の詰所とか修繕とかいう計画的なものは上がっていたかどうか、確認したいんですが。

○金行委員長

河本危機管理課長。

○河本危機管理課長

消防団詰所の更新あるいは修繕、大きなものにつきましては、昨年度も今年度もそういった計画はございません。それ以降につきましては、古くなっている部分がございますので、それを計画的に更新をしていくということでございます。今年度についてもそういった計画はありません。



以上です。

○金行委員長

石飛委員。

○石飛委員

今年、令和3年の8月の豪雨で消防団の詰所がつかったと。よくつかるところ、もう御存じだと思うんですが、吉田町の機動分団の詰所、今年もつかりました。そういった消防団の詰所が危険な地域にあるということ自体もいかかなというところもあるし、その場所を移転ができなければ、水位が上がる位置までの、鉄板みたいなのがありますよね、最近。建物の前に鉄板を敷いて、水が入らないようにする。どこまで効果があるか分かりませんが、そういった手立てもしなくちゃいけないんじゃないかと思いますが、更新計画が一巡してから、去年もしてないということであるのならば、もう一回、詰所の更新を見直すことも必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○金行委員長

河本危機管理課長。

○河本危機管理課長

詰所の更新につきましては、来年度以降は、ある程度計画の期間を決めておりますので、また新たに更新をかけていくという詰所は出てまいります。たまたま昨年度、今年度はそういった案件がないということで、今後も計画的に更新はさせていただこうという考えです。

それから、今の応急的な部分につきましては、今回の浸水の状況等も一度調査をさせていただいて考えていきたいというふうに思いますけれども、これは合併してからの課題ではあったというふうに思うんですけれども、消防団の再編というふうなことも、今後、考えていくというふうなことも必要になってくるのかなと。そういったものとも併せながら、そういった詰所、消防団の活動の拠点となるそういった施設について考えていければと考えております。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

[質疑なし]

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって危機管理課に係る質疑を終了します。ここで、換気のため11時30分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時19分 休憩

午前 11時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長

休憩を閉じて、再開いたします。

次に、財産管理課の決算について説明を求めます。

稲田財産管理課長。

○稲田財産管理課長

それでは、財産管理課が所掌いたします事業の決算の概要について、引き続き、令和2年度主要施策の成果に関する説明書に沿って御説明させていただきます。

説明書の20ページを御覧ください。一般車両管理事業でございます。事業概要は、公用車の維持管理や総括管理でございます。

下段左側、実施内容欄を御覧ください。

公用車台帳を基に車検の手配や所有車のメンテナンスを実施しております。また、10年10万キロを基準として所有車両を廃止し、維持管理コストの削減を図るため、フルメンテナンスリース車両に変更しております。車両の更新に際しては、普通自動車から軽自動車への変更も行っております。廃車車両売却ではインターネット入札により売却を実施しております。

その右側、成果と課題欄を御覧ください。

インターネット入札によりまして廃車車両を10台売却し、合計161万7,000円の収入を得たところでございます。

次に、課題でございますが、職員によります車両事故が発生しているため、安全運転講習等の事故防止啓発等を行う必要があると思っております。

続いて、21ページを御覧ください。公有財産管理事業でございます。

事業概要は未利用地の売却・貸付事務、建物災害共済保険事務など市有財産の総括管理でございます。

下段左側、実施内容欄を御覧ください。

台帳の整理、異動財産の把握、未利用地の売却及び貸付けを実施、公有財産処分等委員会の開催、福原八幡神社裏市有地ののり面復旧工事を行いました。また、建物災害共済保険事務及び財産区の運営事務を行っております。

その右側、成果と課題を御覧ください。

成果でございますが、未利用地の売却5か所及び貸付け108件を実施しております。株式会社ウエストエネルギーソリューションに貸し付けている太陽光発電事業の財産管理課分として、137万円を徴収しております。

次に、課題でございますが、平成27年2月に策定した公共施設等総合管理計画等の見直しや、遊休未利用地内の売却可能地のリストの刷新及び民間活用の方策について検討していく必要があります。

続いて22ページを御覧ください。地域活動拠点施設事業でございます。

事業概要は、地域住民の拠点施設である基幹集会所の総括管理及び地域小規模集会施設整備費補助金に係る事務でございます。

下段左側、実施内容を御覧ください。

基幹集会所管理運営では、30施設29団体と指定管理に伴う年度別協定及び新たな基本協定を31施設30団体と締結しております。また、繰越しを含む大規模修繕2施設と小規模修繕7施設、そして、可愛集会所の解体を実施いたしました。それと、基幹集会所にありましたPCB含有蛍光灯安定器の処分を行いました。また、地域小規模集会施設整備費補助金の交付を行っております。

その右側、成果と課題欄を御覧ください。

まず、成果でございますが、地域小規模集会施設整備費補助金2件を

交付いたしております。また、コロナ対策の啓発を行っております。

次に、課題でございますが、基幹集会所の計画的な修繕等を行うために、長寿命化計画の5年ごとの見直しが必要と考えております。

続いて、23ページを御覧ください。庁舎管理事業でございます。

事業概要は、本庁舎及び各支所庁舎の維持管理に係る事務でございます。

下段左側、実施内容欄を御覧ください。

本庁舎及び各支所庁舎維持管理として33件の修繕対応、維持修繕工事としてアージュの北側自動ドア起動装置の更新、本庁舎消防設備の定期交換を実施いたしております。

その他として、保守期間満了を迎えた本庁舎電話交換機及び電話機の更新を行いました。

その右側、成果と課題欄を御覧ください。

コロナ対策における感染防止策を実施しました。

次に、課題でございますが、各支所は職員数に比しての保守管理費・維持管理費のコストが増高しているため、総合管理計画の方針に沿う市民文化施設移転等を含め、総合的に支所の在り方を検討する必要があると思っております。

続いて、24ページを御覧ください。用度管理事業でございます。

事業概要は、事務用消耗品及び事務機器の総括管理でございます。

下段左側、実施内容欄を御覧ください。

消耗品管理では、消耗品の見積入札による一括発注及び一括購入を実施しております。また、事務機器総括管理、封筒掲載広告の募集を実施しております。

その右側、成果と課題欄を御覧ください。

まず、成果でございますが、消耗品に関しては、その都度、見積入札の実施や消耗品の品目を絞ることによるコストの削減に努めております。また、事務機器に21台の一括入札によりコストの削減を図ることができました。納入通知書送付用窓空き封筒の広告募集により、12万円の寄附を頂きました。

次に、課題でございますが、コピー用紙購入費用抑制のため、電子媒体による資料作成など、ペーパーレス化の推進や用紙使用量の削減を図っていく、また、事務消耗品の使用量の告知により、削減対策や費用負担を図っていく必要があります。

以上で財産管理課の説明を終わらせていただきます。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員

24ページの成果と課題のところに納入通知書等というふうに書いてありますが、これの関係で、以前にも少し申し上げたこともあると思うんですが、封筒の窓がある分ですよね。その窓の部分がビニールというん

ですかね、透明のやつ、それか、最近、紙のような半透明のものになって、これの徹底をしてほしいというようなことを申し上げたことがあるんですが、いわゆるリサイクルとかそういった関係で、その辺についての配慮もされておりますか。

○金行委員長

稲田財産管理課長。

○稲田財産管理課長

今の封筒は確かに委員さんがおっしゃいますようにビニールでありまして、グラシンとって再生利用可能な透明なシートみたいなものがあります。それに替えるように、うちのほうでも指示を出しているところでございます。

以上です。

○金行委員長

熊高委員。

○熊高委員

どのくらい改善されているのか分かりませんが、私、きちょうめんなので、一々はさみでそこだけ切って、プラのほうへ入れたりとかいう手間のほうが高くつくかなというぐらいの、きちょうめんにやる方はそういうふうになると思うんで、ぜひとも早急にそういった取組をしていただきたいということを要望しておきます。

○金行委員長

ほかに質疑はございますでしょうか。

山本数博委員。

○山本(数)委員

20ページの財産の適正管理と有効活用の推進というところ、私も同調するんですが、実施内容、(2)の10年10万キロを基準に老朽化した所有車を中心に廃止し、維持管理コスト削減のため、フルメンテナンスリース車両を入札により導入とあるんですが、車両を購入して所有した場合と、このリースにした場合とじゃ、どのくらいコスト削減につながるんか。それが有効でしたら、ほとんど10年待たずに、車検が来るときにこのほうへ移行するのがよろしいんじゃないかと、こういうふう思うんですが、そこらが御説明していただければ、説明をお聞きしたいと思います。

○金行委員長

稲田財産管理課長。

○稲田財産管理課長

フルメンテナンスリースにつきましては、車の所有自体は業者さんのものになりまして、自動車税からタイヤの消耗、それを含めて全てそこがやっただけという形になっています。故障について修理費はかかるんですけども、そういった部分で事務の軽減化が図れているということになっております。購入車と所有車両で言うと、実際に比較はできていないところがあるんですが、そういった部分の事務コストの削減は図れているというふうに思っております。

それと、車の所有車両を全てフルリース車両にすればという考えもあるんですが、それについては、所有車両として車が使える間は使わせていただいて、所有車両については、その後、インターネットでの購買を考えておりますので、計画的にやらせていただきたいと思っております。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑はございますか。

- 新田委員。
- 新田委員 24ページなんですけれども、消耗品を地域の業者さんから一括で購入という形になっているんですが、これはそのまま継続されるという考えで、理解でよろしかったでしょうか。
- 金行委員長 稲田財産管理課長。
- 稲田財産管理課長 これにつきましては、物自体が1個ずつが金額の安いものなので、これを引き続きやっていきたいと思っております。
- 金行委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。
- 武岡委員。
- 武岡委員 20ページの一般車両管理事業でございますが、課題のところにありますように、近年、職員の公用車による車両事故が多発している。よって、研修会を実施をして、事故防止啓発を行う必要があると、こうあるわけなんです。近年、車両事故が多発しているというところなんです。何が主な要因があるのか、どういうふうに分析をされとるんか、ちょっと分かれば教えていただきたいと思っております。
- 金行委員長 稲田財産管理課長。
- 稲田財産管理課長 30年度では事故が14件、31年度、27件、令和2年度で20件という形になっております。これらにつきましては、不注意が主な部分という形になつとると思っております。特に新人職員たちの運転技術の未熟さというものもあるかと思っております。それらを含めて、講習を行うことによって自己啓発を行っていききたいと思っております。
- 以上です。
- 金行委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。
- 〔質疑なし〕
- 金行委員長 質疑なしと認め、これをもって財産管理課に係る質疑を終了いたします。
- ここで、総務部全体に係る質疑を行います。
- その前に、先ほど熊高委員より質疑に対する答弁がありますので、答弁を求めます。
- 内藤総務課長。
- 内藤総務課長 先ほど熊高委員のほうから行われました質疑に対して答弁をさせていただきます。
- 訴訟案件2件あると申しまして、1件目は先ほど申し上げました行政不服審査請求に関する案件でございます。2件目は、工事に係ります損害賠償請求の案件でございます。以上2件でございます。
- 以上です。
- 金行委員長 熊高委員。
- 熊高委員 それぞれ着手金は幾らずつになっておりますか。
- 金行委員長 内藤総務課長。
- 内藤総務課長 行政不服審査法に係りますのは22万円、それから、損害賠償請求に係りますものが11万円でございます。

以上です。

○金行委員長 ほかに全体に関わる質疑がございますでしょうか。  
先川委員。

○先川委員 非常に初歩的な質疑で申し訳ありませんが、総務部長にお聞きしますが、市長印が押してあったら、全てこれは本市の場合は公文書と見ていいのでしょうか。

○金行委員長 行森総務部長。

○行森総務部長 基本的に市長名でなされた文書、公印があってもなくても、ある意味、用途によっては公文書ということになるんだろうと思います。

○金行委員長 先川委員。

○先川委員 もう1件お伺いします。

予備費の話なんですけど、先般の総務文教委員会で私が委託料は幾らですかとお尋ねしたところ、市長がプライドを捨ててやれば教えてやるといような御意見で、そのときはたしか3件出とりましたけれども、60万5,000円というお話が、部長さんも課長さんも言われたと思うんですね。先ほどの、何かちょっと私が聞き間違ったんか分かりませんが、66万円というお話があったと思うんですよ。その辺はどうなっているのでしょうか。

○金行委員長 内藤総務課長。

○内藤総務課長 先ほど申しあげました66万円、これは予備費から充当した額でございます。執行額につきましては、先般、総務部長が答弁させていただきましたのが、合計で60万5,000円でございます。

○金行委員長 ほかに質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって全体質疑を終了し、総務部に係る一般会計決算の審査を終了いたします。

ここで、説明員退席のため暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時46分 休憩

午前11時47分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

ここで、認定第1号の審査を一時休止し、総務部に係る特別会計決算の審査に移ります。

認定第8号「令和2年度吉田町吉田財産区特別会計決算の認定について」の件を議題といたします。

概要の説明を求めます。

行森総務部長。

○行森総務部長 よろしくお願います。それでは、財産区の決算について御説明をさせていただきます。

これまでも市議会のほうで報告をさせていただいておりますが、市内

には9つの財産区がございます。そのうち8つの財産区が議会制から管理  
会制に移行されました。それに伴い、管理会に移行した財産区の予算、  
あるいは決算は当市議会での認定議決をいただく事項となりましたので、  
よろしくお願いをいたします。

なお、安芸高田市管理会条例第8条の規定によりまして、管理会の同  
意は得ておりますので、報告をさせていただきます。

それでは、担当課長より決算の内容について御説明をさせていただきます。

○金行委員長

稲田財産管理課長。

○稲田財産管理課長

吉田町吉田財産区の決算について御説明をいたします。

決算書の274ページ、275ページをお開きください。主なものについて  
説明いたします。最初に歳入ですが、収入済を御覧ください。

3款繰越金は3,272万9,639円です。歳入合計は3,274万1,192円となり  
ます。

276ページ、277ページをお開きください。次に、歳出ですが、同じく  
支出済額を御覧ください。

1款議会費、1節報酬13万7,827円は、議員12名分の年報酬です。9節交  
際費1万円は、慶弔規定に基づく香典料です。歳出合計は14万7,827円と  
なります。

続いて、財産に関する調書について御説明いたします。278ページを  
御覧ください。

土地については、決算年度中に増減がなく、決算年度末の現在高は山  
林が173万4,520.61平米でございます。その他が363平米、合計173万  
4,883.61平米です。

次に、280ページをお開きください。

(7) 出資による権利ですが、安芸北森林組合への出資額、決算年度  
末の現在高は1万円です。その他は該当ございません。

以上で説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認めます。

以上で、認定第8号「令和2年度吉田町吉田財産区特別会計決算の認定  
について」審査を終了いたします。

次に、認定第9号「令和2年度吉田町中馬財産区特別会計決算の認定に  
ついて」の件を議題といたします。

要点の説明を求めます。

稲田財産管理課長。

○稲田財産管理課長

吉田町中馬財産区の決算について御説明いたします。

決算書287ページ、288ページをお開きください。主なものについて説  
明します。

最初に歳入ですが、収入済額を御覧ください。

1款財産収入、1節土地建物貸付収入9万4,620円は、土地の貸付料です。  
3款繰越金は287万2,804円です。

歳入合計は296万9,203円となります。

289ページ、290ページをお開きください。次に、歳出ですが、同じく支出済額を御覧ください。

1款議会費、1節報酬7万5,000円は、議員6名分の年報酬です。

2款総務費、10節需用費6万3,838円は、区有林の除草作業時の資機材等の購入費です。

3款諸支出金、18節負担金補助及び交付金9万200円は、下中馬地区への区有林維持管理交付金です。

歳出合計は23万1,648円となります。

続いて、財産に関する調書について御説明いたします。291ページをお開きください。

土地については、決算年度中に増減がなく、決算年度末の現在高は山林が52万340平米です。

次に、293ページをお開きください。

(7) 出資による権利については、安芸北森林組合の出資額、決算年度末の現在高は1,500円です。そのほかは該当ございません。

以上で説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○金行委員長

質疑なしと認めます。

以上で、認定第9号「令和2年度吉田町中馬財産区特別会計決算の認定について」の審査を終了いたします。

次に、認定第10号「令和2年度美土里町横田財産区特別会計決算の認定について」の件を議題といたします。要点の説明を求めます。

稲田財産管理課長。

○稲田財産管理課長

美土里町横田財産区の決算について御説明いたします。

決算書の300ページ、301ページをお開きください。主なものについて説明します。

最初に歳入ですが、収入済額を御覧ください。

3款繰越金は、184万8,423円です。

歳入合計は、184万9,878円となります。

302ページ、303ページをお開きください。

次に歳出ですが、同じく支出済額を御覧ください。

1款議会費、1節報酬7万3,500円は、臨時会、定例会における議員延べ21名分の日額報酬です。

歳出合計は7万3,500円となります。

続いて、財産に関する調書について御説明いたします。



304ページをお開きください。

土地については、決算年度中に増減がなく、決算年度末の現在高は山林が31万4,630平米です。そのほかは該当ございません。

以上で説明を終わります。

○金行委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認めます。

以上で、認定第10号「令和2年度美土里町横田財産区特別会計決算の認定について」審査を終了いたします。

次に、認定第11号「令和2年度美土里町本郷財産区特別会計決算の認定について」の件を議題といたします。

要点の説明を求めます。

稲田財産管理課長。

○稲田財産管理課長 美土里町本郷財産区の決算について御説明いたします。

決算書の313ページ、314ページをお開きください。主なものについて説明します。

最初に歳入ですが、収入済額を御覧ください。

3款繰入金、1節財政調整基金繰入金は18万3,000円です。

4款繰越金は11万1,335円です。

歳入合計は29万7,125円となります。

315ページ、316ページをお開きください。次に歳出ですが、同じく支出済額を御覧ください。

1款議会費、1節報酬5万2,500円は、臨時会、定例会における議員延べ15名分の日額報酬です。

2款総務費、7節報酬3万1,500円は、鉄井山区有林の議員9名分の現地確認謝礼です。

歳出合計は14万2,121円となります。

次に、財産に関する調書を御説明いたします。317ページをお開きください。

土地については、決算年度中に増減がなく、決算年度末の現在高は山林が35万7,959平米です。

次に、319ページをお開きください。

4、基金、財政調整基金については18万円減少して、決算年度末の現在高は401万円です。そのほかは該当ございません。

以上で説明を終わります。

○金行委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認めます。

以上で、認定第11号「令和2年度美土里町本郷財産区特別会計決算の

認定について」の審査を終了いたします。

次に、認定第12号「令和2年度美土里町北財産区特別会計決算の認定について」の件を議題といたします。

要点の説明を求めます。

稲田財産管理課長。

○稲田財産管理課長

美土里町北財産区の決算について御説明いたします。

決算書の326ページ、327ページをお開きください。主なものについて説明します。

最初に歳入ですが、収入済額を御覧ください。

1款財産収入、1節土地建物貸付収入3万2,340円は、土地の貸付料です。4款繰越金は50万7,601円です。

歳入合計は54万627円になります。

328ページ、329ページをお開きください。次に歳出ですが、同じく支出済額を御覧ください。

1款議会費、1節報酬4万2,000円は、議員12名分の日額報酬です。

2款総務費、7節報償費3,000円は、長森水路の維持管理のための謝礼金です。

歳出合計は4万6,896円となります。

続いて、財産に関する調書を御説明いたします。

330ページをお開きください。

土地については、決算年度中に増減がなく、決算年度末の現在高は山林が15万2,327平米です。その他が4,173平米、合計15万6,500平米です。

次に、332ページをお開きください。

4、基金、財政調整基金は1,000円増額となり、決算年度末の現在高は57万3,000円です。そのほかは該当ございません。

以上で説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、以上で認定第12号「令和2年度美土里町北財産区特別会計決算の認定について」の審査を終了いたします。

次に、認定第13号「令和2年度高宮町来原財産区特別会計決算の認定について」の件を議題といたします。

要点の説明を求めます。

稲田財産管理課長。

○稲田財産管理課長

高宮町来原財産区の決算について、御説明いたします。

決算書の339ページ、340ページをお開きください。主なものについて説明します。

最初に歳入ですが、収入済額を御覧ください。

3款繰越金は168万1,785円です。

歳入合計は168万2,846円となります。

341ページ、342ページをお開きください。次に歳出ですが、同じく支出済額を御覧ください。

1款議会費、1節報酬10万500円は、議員6名分の年報酬です。

歳出合計は10万500円となります。

続いて、財産に関する調書について御説明いたします。

343ページをお開きください。

土地については、決算年度中に増減がなく、土地の決算年度末の現在高は山林が68万2,325平米です。その他は該当ございません。

以上で説明を終わります。

○金行委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認めます。

以上で、認定第13号「令和2年度高宮町来原財産区特別会計決算の認定について」の審査を終了いたします。

次に、認定第14号「令和2年度高宮町船佐財産区特別会計決算の認定について」の件を議題といたします。

要点の説明を求めます。

稲田財産管理課長。

○稲田財産管理課長 高宮町船佐財産区の決算について御説明いたします。決算書の352ページ、353ページをお開きください。

最初に歳入ですが、収入済額を御覧ください。

3款繰越金は1,941円です。

歳入合計は1,941円となります。

354ページ、355ページをお開きください。御覧いただきますとおり、歳出はございません。

続いて、財産に関する調書について御説明いたします。

356ページを御覧ください。

土地については、決算年度中に増減がなく、決算年度末の現在高は山林25万7,584平米です。

次に、358ページをお開きください。

7、出資による権利ですが、安芸北森林組合の出資額、決算年度末の現在高は9,000円です。そのほかは該当ございません。

以上で説明を終わります。

○金行委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認めます。

以上で、認定第14号「令和2年度高宮町船佐財産区特別会計決算の認定について」の審査を終了いたします。

次に、認定第15号「令和2年度高宮町川根財産区特別会計決算の認定

について」の件を議題といたします。

要点の説明を求めます。

稲田財産管理課長。

○稲田財産管理課長 高宮町川根財産区の決算について御説明いたします。決算書の365ページ、366ページをお開きください。主なものについて説明します。

最初に歳入ですが、収入済みを御覧ください。

3款繰越金は、123万9,216円です。

歳入合計は、123万9,995円となります。

367ページ、368ページをお開きください。次に歳出ですが、同じく支出済額を御覧ください。

1款議会費、1節報酬4万円は、議員4名分の日額報酬です。

2款総務費、7節報償費5万円は、区有林除草作業時の議員5名分の謝礼金です。

10節需用費4,254円は、除草作業時の資機材等の購入費です。

歳出合計は9万5,154円となります。

続いて、財産に関する調書について御説明いたします。

369ページをお開きください。

土地については、決算年度中に増減がなく、土地の決算年度末の現在高は山林が2万9,585平米です。その他は該当ございません。

以上で説明を終わります。

○金行委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認めます。

以上で、認定第15号「令和2年度高宮町川根財産区特別会計決算の認定について」の審査を終了いたします。

以上で、総務部に係る特別会計決算の審査を終了いたします。

ここで、説明員交代のため13時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時06分 休憩

午後 1時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

認定第1号「令和2年度安芸高田市一般会計決算の認定について」審査を再開いたします。

これより会計課の決算について審査を行います。

要点の説明を求めます。

森岡会計管理者兼会計課長。

○森岡会計管理者 会計課所掌の令和2年度決算状況につきまして、主要施策の成果に関する説明書に基づき御説明をいたします。150ページをお開きください。事務事業名は会計管理事業で、事業費の決算額は516万4,000円でご

います。

実施内容は、現金の出納及び保管、各種伝票審査等の出納事務で、支払期限内に遅滞なく迅速適正に支払事務を行うため、職員の会計伝票作成事務能力の向上を図る取組を実施いたしました。また、4月からスマートフォンアプリ収納が開始され、コンビニ収納と同様に適切な収納に努めました。

成果と課題でございますが、成果といたしましては、総支払件数に占める電子データによる振込件数の割合は、昨年度と比べ約2.3%上回り、また、相手先口座の消滅や異動等による振込不納件数は、前年度より若干増加したものの、振込適正化率としては99.77%と、高い水準を維持しております。

課題といたしましては、職員の事務処理能力の向上が引き続いた課題であり、ミス発生時には職員の個別指導を随時行うなど、今後も公金の適正な管理のため、こうした取組を継続してまいりたいと考えます。

以上で決算内容の説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって会計課の審査を終了いたします。

次に、行政委員会総合事務局の決算について審査を行います。

要点の説明を求めます。

国司行政委員会総合事務局長。

○国司行政委員会総合事務局長

それでは、行政委員会総合事務局が所掌する事務事業の決算について、要点を説明いたします。

主要施策の成果に関する説明書189ページをお開きください。監査委員事業です。

実施内容は、例月現金出納検査など4種類9件の監査等を実施しました。

成果として、年間監査計画のとおり実施し、その結果をホームページで公表いたしました。

課題として、定期監査の対象は、監査実施期間の関係で1部署としているため、効率的で効果的な実施に努める必要があります。

次に、190ページをお開きください。選挙管理委員会事業です。

実施内容は、委員会を19回開き、議案165件を審議しました。また、検察審査員及び裁判員それぞれの候補者予定者の選定をしております。

成果として、必要な議案の議決等、事務を適正に行っております。

課題としては、選挙制度の改正に応じて必要な委員会運営を図る必要があります。

次に、191ページをお願いします。選挙啓発事業です。

実施内容は、明るい選挙推進協議会の研修会、小中学生による選挙啓発ポスター募集など、6回の常時啓発活動を実施しました。

成果として、明るい選挙推進協議会と連携して、啓発活動に取り組ん

でいます。

課題としては、明るい選挙推進協議会の組織見直しや啓発活動を工夫する必要があります。

続いて、192ページをお開きください。選挙執行业務です。

実施内容として、広島県議会議員安芸高田市選挙区補欠選挙、安芸高田市長選挙、安芸高田市議会議員一般選挙など8種類の選挙を執行し、参議院広島県選出議員再選挙の準備を行いました。

成果として、おおむね適正に管理執行することができました。

課題としては、適正な選挙執行体制を維持するため、事務処理要領等の点検に継続して取り組む必要があります。

続いて、193ページをお開きください。公平委員会事業です。

実施内容は、加入する連合会の総会等は、コロナウイルス感染防止のため書面審議となっております。委員会は、不利益処分に対する審査請求の審査など3回開催いたしました。

成果として、不利益処分に対する審査請求を受理し、審理を継続しています。

課題としては、審理を迅速、適正に行うため、知識の習得に努める必要があります。

最後に、194ページをお開きください。固定資産評価審査委員会事業です。

実施内容として、審査申出はありません。委員会を1回開催、研修会1回参加をしております。

成果としては、先ほどの実施内容のとおりです。

課題としては、迅速かつ適正な審査決定のため、知識の習得に努める必要があります。

以上で要点の説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって行政委員会総合事務局の審査を終了いたします。

ここで、説明員交代のため暫時休憩にします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時17分 休憩

午後 1時18分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長

休憩を閉じて、再開いたします。

これより、企画振興部の審査を行います。

概要の説明を求めます。

猪掛企画振興部長。

○猪掛企画振興部長

それでは、企画振興部に係る令和2年度決算の概要について説明しま

す。

企画振興部は市の予算編成や財政運営全般を所掌する財政課、総合計画等各種計画の作成や進行管理、公共交通や広域行政などを所掌する政策企画課、まち・ひと・しごと創生総合戦略や定住対策、地域振興政策などを所掌する地方創生推進課の3課で構成され、各部局で実施する事務事業の調整や財源的な措置を講じることを通して、政策を具体化していく部署となります。

財政状況につきましては先ほど説明いたしましたが、地方交付税が減少基調という中で、財政の現状とその要因を分析し、持続可能な行政運営を目指す目的で、財政健全化計画第3次改訂版を令和3年3月に策定しました。

今後は、上下水道使用料など受益者負担の適正化を図るとともに、ふるさと納税の推進や普通財産の売却など新たな財源確保に取り組む計画です。

企画調整事業では、第2次安芸高田市総合計画について、前期5年間の振り返り、後期5年間の基本計画を策定しました。本計画においても、社会情勢等の変化や新たな課題、ニーズ、前期基本計画の達成状況などを勘案し、目標指標を追加いたしました。

学校と地域の連携強化事業では、市内の小中学校、高校、地域の3者相互の連携を強化し、学校と地域の連携の枠組みを立ち上げることにより、新たな取組の体制をつくり、将来的にまちを支える人材の育成につなげる目的で取り組んでいます。

以上、決算の概要説明とさせていただきます、詳細については、それぞれ担当課長より説明いたします。

○金行委員長 続いて、財政課の決算について説明を求めます。

高藤財政課長。

○高藤財政課長 それでは、財政課が所管します事務事業評価シートの説明をいたします。25ページをお願いいたします。

財政管理事業では、予算編成、決算、地方交付税の算定、起債の借入等の事務を行っています。

実施内容は、第2次市総合計画、後期基本計画と併せ、財政運営方針・財政健全化計画第3次改訂版を策定し、施設の統廃合、事業の最適化により健全な財政運営を目指します。また、地方自治法施行規則の改正による7節の廃止に伴うシステム改修を行っております。

次に、成果と課題です。

成果は、新型コロナ対応等として、第13次の補正予算を編成し、早急な事業対応を行ってまいりました。

次に課題ですが、経常収支比率がコロナの事業自粛や退職手当負担金の影響で減少しておりますが、今後は人口減少による普通交付税の減額もあり、また、実質単年度収支は5年連続赤字であることから、物件費などの大幅な経費見直しが必要と考えております。

続いて、26ページお願いいたします。

基金管理事業では、基金の管理事務を行っています。

実施内容は、基金の預入利子482万2,000円、各基金のルールに基づき4億4,723万6,000円の元金積立てを行っています。また、基金の戦略的な活用として、地域振興基金を多彩な生産と交流のまちづくりにつながる施策に充当しております。

次に、成果と課題です。

成果は、災害時への対応として、歳計剰余金のうち1億3,000万円を財政調整基金に積み立て、また、目的に応じた特定目的基金の活用を行いました。

次に課題は、市の貯金である財調・減債基金の年度末残高が6億円、3億1,000万円となっております。特定目的基金の活用と併せ、剰余金による積立てを行うとともに、健全化計画に沿った適正な基金運用を行ってまいります。

続いて、27ページをお願いいたします。

償還金等管理事業では、起債の元利償還等の事務を行っています。

実施内容ですが、義務的経費である公債費の元利償還、縁故債の利率見直しを行いました。

成果と課題ですが、成果は、元利償還の減少で実質公債費比率は0.9ポイント改善しました。また、縁故債の利率見直しを6件実施し、利率が減少しております。

次に課題は、公債費は減少していますが、今後も起債制限比率18%を超えないよう事業の精査は必要だと考えております。

続きまして、28ページです。行政改革推進事業です。

実施内容は、第4次大綱に基づき、改革の具体的な取組や項目、目標実施年度を定めた実施計画を策定し、改革を推進しました。

また、事務事業評価シートを主要施策の成果に関する説明書として決算報告に活用し、ホームページでも公表するとともに、予算編成にも活用しました。

次に、成果と課題です。

成果は、第4次大綱により、本市のあるべき将来像の実現と持続可能な行政経営の構築を目指します。また、実施に当たり、20項目からなる実施計画を令和3年3月に策定しております。

次に課題は、全職員が評価シートを共有しまして、固定観念を払拭した新たな観点での事業見直しを行う必要があると考えております。

以上で財政課の説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員

評価シートのコスト情報のところで全般なんですけど、従事正職員の人件費、この人件費の計算方法というのを教えていただければと思うんで



すが。

○金行委員長 高藤財政課長。

○高藤財政課長 コスト情報の中の人件費の部分でございます。この部分につきましては、財政課の職員6名おります。それらを事務分掌ごとに割り振ったときに、約何人役になるかということを経算します。それには職員の平均単価も出した上で、何人かということを出したものが、ここの従事正規職員のところの人件費のところ載ってくるようになっております。

以上です。

○金行委員長 児玉委員。

○児玉委員 それとあと時間当たり単価、恐らく出されて、時間に掛けて計算されるんだろうと思うんですが、時間当たり単価が全部署共通なのか、財政課だけ独特のものなのか、そこを教えてください、共通であれば、時間当たり単価を教えてください。

○金行委員長 高藤財政課長。

○高藤財政課長 ここは全職員のまず人件費を出して、それを人数で割っております。それをもって平均単価を出して、その平均単価を課の職員の数を出します。それを基に事業ごとの割り振りが何人役かというのを決めまして、それをもって、ここの何人かというのと、それぞれの人件費のところを出しているようになっております。単価は一人当たり800万ぐらいだったと思います。今、データはないんですが……。

○金行委員長 児玉委員。

○児玉委員 年間じゃなくて、時間当たりで出されて、多分、稼働時間を掛けて、月の稼働日、12か月を掛けて出すんじゃないかと思うんですが、時間当たり単価が基本ベースになるんだろうと思うんですが、その辺りが、後でも結構ですので、もし分かれば教えてください。

○金行委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって財政課に係る質疑を終了いたします。

次に、政策企画課の決算について説明を求めます。

高下政策企画課長。

○高下政策企画課長 それでは、政策企画課に関する決算について御説明します。

説明書の29ページをお開きください。まず、道の駅管理運営事業です。

この事業は令和2年4月14日の竣工式までの経費を計上しております。4月14日には道の駅「三矢の里あきたかた」の竣工式を、コロナ禍のため大幅に規模を縮小して、約50名の出席者の下で行いました。

なお、施設竣工後は、商工観光課に道の駅に関する事務を移管しております。

30ページをお願いいたします。生活路線確保対策事業です。

この事業では、主に路線バスの「お太助バス」、予約乗合型の「お太助ワゴン」、市町村運営有償運送の「もやい便」「トロッコ便」の運行など、公共交通に関する経費を計上しています。

左側の、実施内容の欄を御覧ください。

令和2年度の路線バス、お太助ワゴンなどの委託料の額や利用者数を記しておりますが、全体的な傾向として、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、利用者数が大きく減っております。例えば令和2年度のお太助ワゴンの1日平均利用者数、この真ん中辺りの1の(1)のウのところですが、107.9人に対して、令和元年度は132.2人でした。令和2年度の自家用有償旅客運送の月当たり利用者数が602.3人に対して、令和元年度は836.2人でした。

課題としては、高齢化の進行、人口の減少が続く中で、長年続けてきたお太助ワゴン、お太助バスの仕組みを将来にわたって持続可能な在り方に見直していく必要があると考えています。

特に、高齢化の進行によって、さらに福祉的ニーズにどのように対応するか、また、市外からの来訪者の2次交通の在り方をどうしていくかという点が大きな課題と考えています。

31ページをお願いいたします。企画調整事業です。

この事業では、広域行政に関することや各種計画の管理などを主に行っております。

実施内容の部分ですけれども、広域行政については、共通する行政課題を広域的な自治体間で連携して事業を行うことに取り組んでおります。具体的には、広島、山口の24市町で構成する「広島広域都市圏協議会」に参加し、共同事業に取り組んでおります。中でも、8市町で構成する「神楽まち起こし協議会」では、幹事市としてひろしま神楽のPRに努めました。9月には広島駅南口地下広場で「ひろしま神楽の日」というイベントを企画しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により開催することができませんでした。その代替イベントとして披露の場をなかなか持てない状況になっていた神楽団に呼びかけてオンライン配信の機会をつくったり、神楽衣装や道具をそろえる補助を行うなどしました。

各種計画の管理については、令和2年から6年までの期間で、安芸高田市後期総合計画を策定したということが挙げられます。

課題としては、各種計画の管理においては、現状各部局が実施しようとしている取組や中長期的な課題をしっかりと把握をしていくこと、広域行政においては、関係市町共通の資産である「ひろしま神楽」を幹事市としてしっかりとPRしていけるよう魅力的な企画をつくっていくことというふうに考えております。

32ページをお願いいたします。統計調査事業です。

申し訳ないんですけれども、数字を3か所、訂正をお願いしたい部分がございます。口頭で申し上げます。

財源内訳のところ、県支出金1,488万4,000円とあるのを、1,465万3,000円に訂正をお願いいたします。それから、一般財源がゼロとありますのを8,000円、合計が1,466万1,000円になります。

申し訳ありません。説明を続けます。

この統計調査事業ですけれども、毎年実施する学校基本調査、工業統計調査に加え、5年に一度実施される農林業センサス、国勢調査を行いました。経費については、調査委員報酬が主なものです。

課題としては、国勢調査のような大規模な調査で調査員を集めることが年々困難になっていることです。事前登録制など新たな方法を検討していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

新田委員。

○新田委員

30ページの生活路線確保対策事業のところ、一昨年、三江線代替交通、ここを詳しく説明いただいたような記憶があったんですが、昨年度どうだったのか、その辺を御答弁お願いします。

○金行委員長

高下政策企画課長。

○高下政策企画課長

三江線の関係については、代替交通のことですかね。代替交通につきましては、式敷から三次までの区間をバスを三江線の代替として運行しております。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑はございますか。

新田委員。

○新田委員

ここで聞くべきかどうか迷ったんですが、式敷・信木間、この落石等々がちょっと心配で、当初から課題ではあったと思うんですが、ここは今、通行止めになっているということも含めて、もしこの場で答弁があればお願いします。

○金行委員長

高下政策企画課長。

○高下政策企画課長

現状どういうふうになっているかということについては、今、おっしゃっていただいたように、今年の8月の大雨の関係で、船木のほうを迂回して、乙木橋のところで合流して、そこから三次に運行する形を取っております。近くに代替の運行できる場所がないものですから、災害等が起きたときには、やむなくそういったような迂回ルートを探して運行するという事になっておりますが、まずは県道の拡幅というふうなところは、今回の災害も受けて、引き続き、要望していきたいというふうを考えております。

以上です。

○金行委員長

新田委員。

○新田委員

地元から、お太助フォンではアナウンスがあったと思うんですが、地元にもう少し丁寧に説明がいただきたいという声が出ていましたので、その辺、要望しておきます。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑はございますでしょうか。

児玉委員。

○児玉委員 今の生活路線確保対策事業なんです、当然非常に必要な事業なんです、令和2年度で見ると、決算額が2億900万円、利用者は145人から107人になつるといって、1人当たりにかかるとる経費というのは非常に多くなつるとるわけですね。ところが、実際に乗られる方はワンコインといつか、非常に少ない金額で乗られて、実際にかかるとる経費というのは御存じないわけです。

これは国保なんかでも一緒に、1割負担だと1,000円負担しますけれども、残り9,000円というのは実際には税金が入っていますよと、これは知らないから、えっと頭がないから、1,000円と思って、安いと思つてどんどん行く。そういう意識をもうちょっと変えてもらうためには、利用していただかないと当然いかなのですが、コストがどれだけかかっていますよと。単純に500円じゃないんですよといふことを知らしめていくためにも、以前からお願いしとるんですが、やっぱり1人当たり単価がどれぐらいかかるとるんかと、こういうことを計算シートでも出していくべきじゃないかと思うんですが、その辺、いかがですか。

○金行委員長 高下政策企画課長。

○高下政策企画課長 御指摘いただいた点、全くそのとおりでというふうに感じております。実際の利用者が委託金に対して支払っている割合というのが10%から20%くらいの間のところなんです。そういった実態ということもお知らせした上で利用していただくように啓発に努めたいと思います。

○金行委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

[質疑なし]

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって政策企画課に係る質疑を終了いたします。

次に、地方創生推進課の決算について説明を求めます。

北森地方創生推進課長。

○北森地方創生推進課長 それでは、地方創生推進課所管の事務事業について御説明いたします。33ページをお開きください。

まず初めに、1点、資料の訂正をお願いいたします。実施内容欄3の(1)イ、特色ある地域づくり事業助成金の額930万6,000円の金額を887万3,000円に訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。それでは説明に入ります。

自治振興推進事業では、地域振興組織が行う地域づくり活動への支援と、新たな広聴事業を実施しています。昨年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市民フォーラムや地域祭りの中止など、地域振興組織の活動についても十分に行うことができませんでしたが、コロナ禍において改めて地域コミュニティの在り方や運営方法を考える機会となりました。

地域振興組織支援事業として、各地域の現状を具体的に捉えることを目的に人口分析を行っており、そこでの分析結果や地域の実情把握をし

ながら、地域振興組織への交付金等を含めた支援の在り方を見直していく必要があると考えています。

広聴事業については、「あきたかたMeet-up」の開催と、令和3年度からの新規事業「市民モニター制度」の実施に向け、モニター募集を行いました。効率的、効果的な意見交換、意見集約について今後も取り組んでいきます。

また、地域おこし協力隊については、令和2年度は2名採用し、平成27年度の採用開始から累計14名となりました。さらに、3年度から活動する隊員募集支援を委託事業にて実施し、2名採用決定しております。移住定住に大きく寄与するとともに、各隊員の活動により地域の活性化につながる取組となっております。

続いて、34ページを御覧ください。

ふるさと応援寄附推進事業は、歳入確保の重要な施策として、個人の方からのふるさと納税と企業版ふるさと納税の推進に取り組んでいます。令和2年度は、個人版ふるさと納税は8,834件、1億8,346万9,000円、企業版ふるさと納税については3件、1,110万円の寄附を頂いております。

寄附推進に当たっては、国の示した募集適正基準に沿った健全運営ができたことや、返礼品の幅を広げることができたことを成果としつつも、寄附額が対前年度比25.4%減であったことを受け止め、今後さらなる寄附推進に向けてPR活動の強化、魅力ある返礼品の拡大、活用事業の趣旨や内容を分かりやすく打ち出していくことが必要と考えております。

続いて、35ページを御覧ください。

まち・ひと・しごと創生事業については、まち・ひと・しごと創生に係る施策を総合的かつ計画的に実施することとしており、現在、第2次安芸高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた施策方針に基づき、各部局が一体となって取り組んでいるところです。

昨年度は、まち・ひと・しごと創生総合戦略懇話会を開催することができませんでしたが、第2次総合戦略の計画期間の初年度ということで、今年度、その評価と検証を行った上で、懇話会において広く意見を求めていきたいと思っております。

また、新たな重点事業として、市内の高校と地域の連携強化事業に取り組むため、高校と地域の連携強化準備委員会を開催し、今後の方向性として、高校と地域、小中学校との連携強化を進めること、高校の特徴をつくり発信することについて関係者間で確認をしています。高校を核とした地域づくり、これからの地域社会を担っていく意志ある若者の育成のため、具体的取組を展開していきます。

続いて、36ページを御覧ください。

定住促進事業については、本市への移住・定住を推進するための情報発信、関係人口づくりに関連する取組を行っております。具体的には、若者の職場定着対策として、新社会人つながるプロジェクトを実施しました。近年の入社3年目までの離職率は約3割と言われており、若者の離

職防止と職場定着を図るため、特に採用人数の少ない事業所において、若者が孤立しない仕組みを市内事業者が連携してつくっていききたいと考えています。

また、地域おこし協力隊1名が、地方創生推進課のミッションとして、市の農作物の付加価値化、都市農村交流事業を開始しました。また、関係人口づくりとして民泊や体験プログラムの推進、オンラインによるプロモーション、空き家の活用促進を目的としたパンフレットの作成を行いました。

これらの事業においても、コロナ禍において、例年のような直接人の動きを伴う事業の実施が難しい状況にありましたが、オンラインを組み合わせるなど、新たな取組による広がりを見せています。ウィズコロナで地方への関心が高まっている中、今後も効果的な事業の実施方法を検討していきます。

以上で説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

34ページのふるさと応援寄附推進事業についてお伺いします。

右側下段の活動成果指標のところ、活動指標の中で、広報あきたかたへの掲載、計画値が12で、実績12ということなんですけれども、ふるさと納税は基本的に安芸高田市外の方がされるものかと思うんですけれども、これを市内の方向けの広報に毎月載せた意図は何でしょうか。

○金行委員長

北森地方創生推進課長。

○北森地方創生推進課長

広報紙につきましては、市内の方へはもちろんですけれども、市外の方に向けても広報紙の配布を一部している部分もございます。あとふるさと納税につきましては、市内の方もしていただくことが可能となっております。ただ、返礼品のほうにつきましては、市外の方にのみ返礼品をお送りさせていただくような制度となっております。

以上です。

○金行委員長

南澤委員。

○南澤委員

現在の広報あきたかたのほうへはふるさと納税の記事がないかなというふうに見ているんですけれども、今後はどういう方針でしょうか、広報。

○金行委員長

北森地方創生推進課長。

○北森地方創生推進課長

これにつきましては、やはりこれまで魅力ある返礼品というところが一つのふるさと納税の寄附額アップにつながっていた部分があるんですけれども、やはりどういった事業を応援していただきたいか、それから、ふるさと納税を活用して安芸高田市の事業がどういうふうに行うことができたかというところをしっかりとPRして行って、そこに共感を得ていただいて、ふるさと納税の寄附アップにつながっていければというふうを考えておりますので、その辺りを戦略的に考えていききたいと思っております。

ります。

以上です。

○金行委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

熊高委員。

○熊高委員 35ページの評価シートの関係で、これは市長にちょっとお聞きしたいんですけども、令和2年から6年度までの5年間ということで、この事業が展開されておりますけれども、新しい方向性というのも含めて、市長の考えもあるんだと思うんですが、このまち・ひと・しごと創生総合戦略、これは昨年度、市長が見られて、これをどのように評価されて、この部分、市長のいろいろお話聞くと、この辺が市長の考えと合ってるのかどうかというのが、ちょっと疑問が私はあるんですよ。だからその辺の市長のお考えがあれば、少しお聞きしておきたいなと、この評価に対してです。

○金行委員長 石丸市長。

○石丸市長 評価といいますか、私が最初これを読んだときの感想としては、なかなか絵に描いた餅だなと、机上の空論だなというふうに感じました。ゆえに、今、熊高議員が御指摘のとおり、私の思いとはなかなか合わない部分が多いです。というのは、前、ここで話をしたとおり、まだお昼の弁当を食べようとしているように私には受け取れました。つまり、もうやめなきゃいけないのに、もう捨てなきゃいけないのに、まだそれにしがみついとると、そういう印象です。

ただ、これは巻き直せるんですかというのもお話をしてみたんですが、5年刻みでしたっけ、できたばかりということで、ひとまずこれを据え置きといいますか、保持したまま、それはそれで置いておきながら、より中身のある事務事業を展開しているところです。

○金行委員長 熊高委員。

○熊高委員 やはりそうですかという感想なんですけれども、この間の昼の弁当を食べるかということで、あのとき、私、よく分からなかったんですけども、市長が昔からエビの天ぷらが好きだったのかなと思うぐらいしか感じなかったんですけども、だからあんまりすっきりしないんですね。市長の言われることと、こういった事業と、巻き直していくということで、新しい戦略にもいろいろ市長の考えも反映されるんでしょうけれども、これはこれからのことですから聞きませんが、その確認を一つしたかったんで、了解しました。

○金行委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

石飛委員。

○石飛委員 定住促進事業についてお伺いします。

安芸高田市の農泊推進協議会へ貸付けをしながら事業を展開されていんですが、安芸高田市農泊推進協議会の貸付金の貸付要綱をインターネットで探ったんですが、ノットファウンドでよく見つけることができませんでした。

いま一度、農泊推進協議会のその制度を説明していただけますでしょうか。

○金行委員長 戸田地方創生推進課地方創生推進係長。

○戸田<sup>地方創生推進課</sup>地方創生推進係長 農泊推進協議会の貸付金でございますけれども、こちらのほうは農水省の事業であります農泊の事業を活用して、都市と地方との交流事業を推進していこう、その受け皿をつくっていこうという事業でございます。農水省からの受け皿が地域のプレーヤー、宿主でありましたり、商店であったり、そういった皆さんでつくる協議会への交付ということがルールで決まっております。

そうする中で、この事業を活用して、有利に事業を進めていこうという中で、安芸高田市でも市と観光協会と商工会と、そういった核となるところで協議会を立ち上げまして、補助金の申請をして事業を推進してまいりました。そうした目的を持った補助金、貸付金でございますので、要綱を整理して、それに沿って貸付けをしておるところでございます。

○金行委員長 石飛委員。

○石飛委員 昨年度は約1,048万5,000円で、今年度は649万1,000円の貸付金という状況で、財源として農水省から貸付金収入が入っているという状況です。令和元年度当初は貸付金が残高はなかったのが、今現在、残高はどれだけ残っていますか。入ってくるほうが少なく、貸し付けるほうが増えていっていますよね、当然。

○金行委員長 戸田地方創生推進課地方創生推進係長。

○戸田<sup>地方創生推進課</sup>地方創生推進係長 基本的に貸付金は国から入ってくる金額を貸し付けて、それを返還していただくという内容になっております。

令和2年度におきましては、649万1,000円ほど貸し付けておりますけれども、実際にはコロナウイルスの関係で、当初計画しておりました事業が実施できておらずに、国のほうからの繰越しを認めてもらっている事業が一部ございます。その部分につきましては、令和3年度に協議会のほうから返還をしていただくこととして事務を進めております。

以上でございます。

○金行委員長 石飛委員。

○石飛委員 令和3年に返ってくるということですから、令和2年度の現在高が残っていますよね。幾ら残っていますか。

○金行委員長 戸田地方創生推進課地方創生推進係長。

○戸田<sup>地方創生推進課</sup>地方創生推進係長 約153万円余り残っております。

以上でございます。

○金行委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって地方創生推進課に係る質疑を終了いたします。

ここで、企画振興部全体に係る質疑を行います。質疑はありませんか。



高藤財政課長。

○高藤財政課長 すみません、先ほど質疑がありました従事正職員の人件費のところの関係でございます。

職員の単価というのは平均を出しまして調べたところ、740万6,000円、これを基本としております。それ掛け6人ということで、その合計がこの4事業の中におります。その従事正職員数というのが4.05とかコンマ8とかいろいろ数字が書いてあると思うんですが、それが大体この事業が全体職員の中の何人役に当たるかというのを出します。それを基に、先ほどの740万6,000円を掛けたものが、まず人件費のところに出てきます。そして、時間外の勤務手当等なんですが、これにつきましては、各課の時間外の総数を出しまして、財政課の場合、147万9,000円ありました。それを基に、先ほどの従事正職員数の分で案分したものがここに載ってくるということで、それを基に人件費を出したものでございます。以上です。

○金行委員長 児玉委員。

○児玉委員 740万6,000円、実際に今から職員の人数を削減していこうとかいう計画があって、当然、削減すると、サービスを落とすわけにはいきませんから、中の効率を上げないかんわけですよ。そうすると、コスト意識を持とうと思うと、時間当たり単価を出して、やはり皆さんが関心を持つようにしないと、なかなかその辺の意識が変わってこないんじゃないかと思うんです。

これぐらいの仕事をしたら、例えば1時間かかるよと。1時間削減しましょうと。やっぱりそういうようなことを考えていくと、時間当たりコストの平均を出されて、オープンにされたほうがいいんじゃないかと思うんですが、これは私の考えですけれども、どうでしょうか。

○金行委員長 高藤財政課長。

○高藤財政課長 ただいま議員から御指摘いただきました時間単価のことでございますが、こういったことも今後はちょっと頭の中に置きまして、こういったことを基に今後の事務事業の改善とか、そういったところに役立てていければと思っております。

以上です。

○金行委員長 ほかに質疑はありませんか。

山本優委員。

○山本(優)委員 34ページのふるさと納税の件でございますけれども、昨年度、田んぼアートに対する特別目的税としてふるさと納税が八千何百万円あったと思うんです。それについて、田んぼアートはもう廃止されたんですが、その目的税として受けたふるさと納税の処理はどのようにされておるのかお伺いいたします。

○金行委員長 北森地方創生推進課長。

○北森地方創生推進課長 田んぼアートに関しまして、企業版ふるさと納税のほうを募っていただいているかと思っております。それにつきましては、全て事業費のほう

に充てさせていただいておりますので、一旦は企業版ふるさと納税については、事業としては完結をしているというふうに認識しております。  
以上です。

○金行委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。  
熊高委員。

○熊高委員 新田委員がおっしゃった三江線の代替交通の関係で、通行止めが云々というのがありましたが、三江線の代替交通の時期には、三次市も含めていろいろ路線の検討をしてきた経緯があるんです。

そういった経緯からすると、川沿いに左岸、右岸を通過して、今、左岸側が通行止めということですから、三次市との連携、そういったもののほうが有効的にできないものかなという気がするんですが、その辺は、これは決算ですからあれですけども、今までの経緯からすると、そういったことに結びつけていけないのかなという気がするんですが、お考えがあればお聞きしたいんですけども。

○金行委員長 高下政策企画課長。

○高下政策企画課長 通行止めの箇所がどの位置になるかということによっては、そういった対岸のところを利用するというのもできるかもしれないと思っています。都度、三次市のほうの橋を渡って行けるところであれば、それはそういった形で利用してくださいという案内をしようと思っておりますけれども、今回の場合でしたら、そこが難しい部分がありましたので、迂回路を検討いたしました。

三次市との連携については、今後もこういった災害が起こるということはあるので、今後も連携を密にやっていきたいと思っております。  
以上です。

○金行委員長 熊高委員。

○熊高委員 基本的には了解しましたけれども、行き先が三次駅とかだったら、そこから左岸を行って、直接三次に行ける三次の路線バス、代替交通に乗る。船木のほうを通る分は、そこから上流へ向けていけば三次に行けるということなんで、建設課との関係もあるんでしょうから、そこらは十分利便性をしっかり考えた上での対策を取っていただきたいということを要望して終わります。

○金行委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。  
〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって全体の質疑を終了し、企画振興部の審査を終了いたします。

ここで、説明員交代のため暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 2時00分 休憩

午後 2時01分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

これより、消防本部の審査を行います。概要の説明を求めます。

土井消防長。

○土井消防長 それでは、消防本部における令和2年度の事業概要等について御説明いたします。初めに、昨年度の災害状況全般についてです。

火災件数が17件、対前年度比2件減、救急件数が1,350件、対前年度比133件の減、救助件数が19件、対前年度比1件の減でした。

令和2年度は、全国的な傾向ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、人の動きが制限されたことなどから、災害件数が減少したものと思われま

す。次に、当本部の組織体制全般についてです。

本年4月1日現在の職員数は58名で、平均年齢は34.3歳、特に現場活動に従事する交替制勤務者に限って言えば29.8歳と、近年の現場経験の豊富な職員の退職に伴う若年化により、年々組織全体が若返ってきております。さらに、在職年数10年未満の職員が管理職を除き57.7%と、約6割近くを占める状況となっております。

このような状況にありますので、知識や技術の伝承等を含め、人材育成が今後の大きな課題と捉えてお

りまして、この課題解決等のために、本年度は組織改編を行ったところ

です。その事業費の主な内容についてです。

まず、長年の懸案でございました女性用の施設の改修工事が完了いたしました。これまで女性用のシャワールームや仮眠室が点在していたため使い勝手が悪く、不便を感じてお

りましたが、今回の改修工事によって、女性職員の職場環境が整備ができました。資機材については、ドローン一式とオゾン発生装置を整備いたしました。今後、ドローンの運用に当たっては、災害時の情報収集を機動的に行うとともに、災害対応の迅速化を図ってまいりたいと考えております。

オゾン発生装置はコロナ対応のため、補正予算で室内用1台と救急車内用4台を整備いたしました。

以下、各事務事業の詳細につきましては、次長及び担当課長から説明をいたします。

○金行委員長 続いて、消防総務課の決算について説明を求めます。

近藤消防次長兼消防総務課長。

○近藤消防次長 それでは、消防総務課の令和2年度決算について、事務事業評価シートに基づき説明いたします。

151ページをお開きください。事務事業名は、消防総務管理事業でございます。

令和2年度の決算額は3,629万4,000円でございます。

次に、下段左側の実施内容でございます。

1の定員管理でございますが、令和2年度当初には、4名の消防吏員採用により再任用職員を除き56名でスタートいたしました。4名の新規採用者はおおむね1年間、初任教育や救急隊員の資格取得、学校教育を補完するための本部研修など、消防吏員に必要な教育を受けております。

次に、人材育成である2の職員研修につきましては、実施内容に記載のとおり、消防学校や消防大学校に入校する教育、消防業務に必要な資格取得、研修は人事交流を計上しております。

4の庁舎維持管理は、女性用施設改修工事、電話交換機更新工事を行っております。

次に、成果と課題でございますが、成果としては、ISO新規格対応の防火衣及び墜落制止用器具の仕様書を決定し、次年度に向けての準備ができたこと、女性用施設改修工事を行い、女性職員の職場環境の整備ができたことを挙げております。

次に、課題でございますが、専任救急隊を設置するための組織改編を令和3年度に行い、令和4年度正規運用を目指していますが、それぞれの隊で必要な有資格者が確保できるよう養成を行うことや、スキルアップのための研修を継続する必要があること、救助技術の向上のため、訓練環境を整えるための西浦訓練場の改修の必要性についてを挙げております。

以上で説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって消防総務課に係る質疑を終了します。

次に、警防課の決算について説明を求めます。

吉川警防課長。

○吉川警防課長

それでは、警防課の令和2年度決算について、事務事業シートに基づき御説明いたします。

154ページを御覧ください。初めに、消防活動管理事業でございます。

令和2年度決算額は2,444万9,000円でございます。

実施内容でございますが、消防救急活動管理といたしまして、広島県防災へりとの山岳救助訓練やコンクリートミキサー車と連携した大規模林野火災訓練など、他機関と連携する訓練を企画し、実施いたしました。

また、緊急消防援助隊等受援計画を策定し、大規模災害等の対応力の向上に努めております。メディカルコントロール事業といたしまして、救急活動の事後検証を60件行い、医師等を含めた各種症例研究会に3回参加しております。

次に、消防緊急指令施設等の運用、維持管理といたしまして、1,969件の119番通報を受け付け、対応しております。

成果といたしまして、他機関との合同訓練を行うことで、初動体制や

連携を確認することができ、災害対応力が向上いたしました。また、通信指令施設の地図や対象物などのデータを更新するとともに、保守業務が適切に実施され、施設の安定稼働が行えております。

課題といたしまして、近年、多発する豪雨災害に対応できる訓練場の整備が必要と考えております。また、消防緊急通信指令施設が今年度末で10年を経過するため、更新整備に向け検討が必要でございます。

続きまして、155ページを御覧ください。消防資機材整備事業でございます。

決算額は348万7,000円でございます。

実施内容といたしまして、新たな資機材として、ドローン一式、モバイルモニター1台、ビデオ硬性喉頭鏡1台、新型コロナウイルス対応といたしまして、オゾン発生装置室内用1台、救急車内用4台の購入が主なものです。

成果といたしまして、新たに整備したドローンによる空撮など、災害対応への情報収集力を向上することができたこと、また、各種災害対応資機材の更新整備を行い、安全に災害対応が実施できる体制が維持できました。

課題といたしましては、今後も老朽化した車両や設備、資機材を各計画に基づき更新整備する必要があると考えております。

続きまして、153ページにお戻りください。現場活動事業でございます。

これは、昨年度、消防署警防課で所掌しておりました事務事業でございます。決算額は1,098万8,000円でございます。

実施内容でございますが、災害出動は冒頭消防長が申しましたので割愛いたします。

訓練については、消防隊、救急隊の連携訓練、広島県防災航空隊とのヘリ合同訓練、土師ダムやプールなどでの潜水訓練を26回行っております。応急手当講習は、市内の事業所や学校などへ44回職員を派遣し、831人の受講がありました。防火指導は、自主防災組織や市内事業所へ14回職員を派遣し、消火訓練などを実施しております。

成果と課題でございます。山林や河川敷など自然地形を訓練場所に選定し、消防隊と救急隊等の連携を多く訓練内容に取り入れたことにより、指揮者の指揮能力の向上及び各隊員間の連携強化が図れております。バイスタンダーによる心肺蘇生法実施率が57.1%となり、計画値を上回っております。

課題といたしましては、多発する豪雨災害など、複雑多様化する災害に備えて、土砂災害対応資機材の整備、災害対応力の強化が必要でございます。また、災害現場で効果的な活動を実施するため、現場経験の少ない職員に対して経験豊富な職員の知識や技術の伝承を継続していく必要もございます。

以上で警防課の説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 ページがまたがるようになるかもしれないんですけども、まず、153ページのいわゆる多発する豪雨災害、今回、そういった豪雨災害が起きたわけですけども、現状の装備品が今回の災害で十分足りたのでしょうか。それとも、やはり不足しているというか、こういったものが必要だったなどというのはあるのでしょうか。

○金行委員長 吉川警防課長。

○吉川警防課長 今回の災害につきましては、浸水害の被害がございました。そこで、ボートはございますが、職員が直接手で持っていくような、少し小型のボート等が必要であると考えております。

以上でございます。

○金行委員長 ほかに質疑はございますか。

熊高委員。

○熊高委員 155ページのコロナ対策のオゾン発生装置、この効用、効果というのはどのようなものがあるのでしょうか。

○金行委員長 吉川警防課長。

○吉川警防課長 オゾンにつきましては、山林、あるいは湖等で発生すると言われておりまして、大変体によいものだと言われておりまして、体に蓄積することはないと言われております。

救急車に積載しておりますオゾンでございますが、これは体にほとんど影響のない濃度、これが常時出ております。室内については、救急出動して帰隊した際には、全ての事案に対して衣服等の消毒を行っておりますので、これで99.9%のウイルスが除去されると言われております。

以上でございます。

○金行委員長 ほかに。

熊高委員。

○熊高委員 コロナウイルスにもこのオゾンの効果があって、このウイルスを消滅させる、その効果があるから、これを室内、あるいは救急車内に使うという理解でよろしいのでしょうか。

○金行委員長 吉川警防課長。

○吉川警防課長 はい、そのとおりでございます。

○金行委員長 ほかに質疑はございますか。

熊高委員。

○熊高委員 発生装置ということですから、この機械を買っておけば、常にオゾンが発生させるということが継続的に可能だということですね。

○金行委員長 吉川警防課長。

○吉川警防課長 特にコストとしては電気代だけでございます。

以上です。

○金行委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

田邊委員。

- 田 邊 委 員 154ページの課題の部分で、豪雨災害に対する訓練場というものは、いわゆる新しく整備が必要ということなんでしょうか。それとも、例えば今ある自然の中でこういった訓練ができるんじゃないかという場所を探すという意味合いなんでしょうか。
- 先ほどお聞きしたボートが小型のものが必要だというものも踏まえた中でのそういった訓練場というイメージでよろしいんでしょうか。
- 金行委員長 吉川警防課長。
- 吉川警防課長 この訓練場は土砂災害、あるいはがれき災害に対応する訓練場を想定しております。浸水害災害に対しては、これは対応できない訓練場となっております。
- 金行委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。
- 〔質疑なし〕
- 金行委員長 質疑なしと認め、これをもって警防課に係る質疑を終了いたします。次に、予防課の決算について説明を求めます。
- 横路予防課長。
- 横路予防課長 それでは、予防課の令和2年度決算について、事務事業評価シートに基づき御説明いたします。
- 152ページをお開きください。事務事業名は火災予防事業でございます。
- 令和2年度の火災予防事業費の決算額は115万円です。
- 実施内容でございますが、建築物審査関係消防同意件数22件をはじめ、主な処理件数は記載のとおりでございます。
- 次に、査察件数は全体で209件実施し、是正指導は防火対象物75事業所、危険物施設34施設の指導を行い、重大違反对象物は13件中3件の是正が完了しました。
- 火災予防広報として広報あきたかたへの掲載、火災予防運動期間中、そのほか気象状況等によって適宜お太助フォンによる広報を実施いたしました。そのほか、実施内容につきましては記載のとおりでございます。
- 次に、成果と課題でございますが、成果につきましては、査察を実施した防火対象物142件中75事業所、危険物施設55施設中34施設の是正指導を行いました。また、自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備が未設置という重大な違反对象物13件中3件の是正が完了しました。未是正の対象物につきましては、引き続き指導してまいります。
- 建築物の用途、規模で予防担当、警防隊担当に区分し、小規模な対象物を警防隊員に依頼し、予防課員は不特定多数の者が出入りする商業施設や避難困難者が多い福祉施設等を重点的に立入検査を行い、長期未査察対象物の実態把握と違反对象物の発見と是正を行い、火災予防につながりました。
- 課題といたしましては、引き続き、専門知識が要求される予防業務に対応するため、スキルの向上と若手職員の育成が必要です。消防用設備等の未設置違反の大半は無確認増改築によるものであるため、予防課員

及び警防隊の立入検査を継続し、対象物等の実態を把握し、早期に発見、是正を行う必要があります。査察などの機会を捉え、無確認増改築による未設置違反を防止するための啓発を今後も引き続き行う必要があります。

以上で予防課の説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって予防課に係る質疑を終了します。

ここで、消防本部全体に係る質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって全体の質疑を終了し、消防本部の審査を終了いたします。

ここで、14時35分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時23分 休憩

午後 2時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長

休憩を閉じて、再開いたします。

これより、市民部の審査を行います。概要の説明を求めます。

福井市民部長。

○福井市民部長

それでは、市民部令和2年度決算の概要を説明いたします。

総合窓口業務では、市民の皆様が必要とされるニーズに対して関係課との連携の下、ワンストップ総合窓口業務により、迅速かつ懇切丁寧な接遇、サービスの提供を心がけてきました。また、マイナンバーカードについても、マイナポイントの効果もあり、今までにない交付となっています。

税務においては、国民健康保険団体連合会の徴収アドバイザー巡回相談事業を活用した新たな滞納処分方法の習得をはじめ、税務行政の理念である租税負担の公平と適正課税を基本として、市税等の徴収業務の徹底と納付の利便性を図り、滞納整理は状況に応じた指導や面談を継続的に進め、自主財源の確保に努めました。

環境対策では、第2次環境基本計画の策定をはじめ、深刻化する環境問題に総合的に取り組み、環境学習の推進を図り、継続的な意識啓発に努め、資源循環型社会を目指し、ごみの資源化及び減量化対策を進めました。

人権多文化共生推進対策では、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、さらなる人権啓発の推進、青少年の健全育成の推進、男女共同参画社会の実現に向けた市民啓発並びに多文化共生により一層の推進を図り、心豊かな生活環境の推進を行いました。

それぞれの事業の詳細につきましては、担当課から令和2年度決算事



務事業評価シートにより説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○金行委員長 続いて、総合窓口課の決算について説明を求めます。

佐藤総合窓口課長。

○佐藤総合窓口課長 それでは、総合窓口課が所掌しております令和2年度事務事業の状況につきまして説明をいたします。

令和2年度主要施策の成果に関する説明書37ページを御覧ください。

戸籍住民基本台帳事務でございます。

実施内容につきましては、戸籍法、住民基本台帳法等に基づき届出を受理して、必要な登録と記載を行うとともに、各種証明書の交付を行っております。受付及び受理件数、証明書の交付件数は記載のとおりでございますが、ここで訂正がございます。3、臨時ナンバー交付件数343件の金額のところでございますが、25万7,250件と記載しておりますが、単位が件ではなく円の誤りでございます。大変申し訳ございません。単位を円に訂正をお願いいたします。

続きまして、4、新型コロナ地方創生臨時交付金事業でございますが、窓口の混雑緩和、3密回避のために受付予約システムを導入し、令和3年3月31日から運用を開始しております。このシステムは窓口の混雑状況や受付状況をインターネットからリアルタイムで確認でき、窓口で発生する順番待ちを管理するシステムでございます。窓口混雑時に受付に配置しておりますタブレットから整理券を受け取っていただき、整理券に印字されているQRコードをスマートフォンで読み取っていただくと、あと何人で順番が来るかの待ち状況を確認できます。

また、携帯の電話番号を登録すると、ショートメールにより順番が近づいた際の呼び出し通知を受け取ることができるため、窓口付近でお待ちいただくことなく、駐車場や図書館など、離れた場所で待機していただくことができるようになりました。

課題でございますが、窓口業務においては、申請書に住所、氏名、生年月日等の基本情報の記入が必要となっており、業務ごとに届出の記載をお願いしております。手続に要する時間も長くなり、来庁者の負担も大きいことから、申請書作成支援による自署の削減について今後調査したいと考えております。

続いて、マイナンバーカード交付事業でございます。38ページを御覧ください。

マイナンバーカードは顔写真付きの公的身分証明として幅広い利用が可能であり、利用者証明用電子証明書を格納することで、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、課税証明書等をコンビニのマルチコピー機等で取得することが可能となっております。

令和2年度の主な取組は、本庁舎総合窓口課横にマイナンバーカードの申請補助や交付、マイナポイントの予約を行うための特設ブースを設置いたしました。

課題でございますが、マイナンバーカードの交付率を上げることです。令和2年度はマイナポイント事業の効果もあり、この間、多くの市民の方への交付を完了することができました。しかし、いまだ交付に至っていないマイナンバーカードもあり、臨時窓口を本庁だけでなく5支所においても開設するなど、カード交付の促進を図っております。

また、マイナンバーカードの保有率を上げるために、引き続き、マイナンバーカードの安全性や利便性を市民の皆さんに周知する活動を継続するとともに、申請時台帳方式の導入など、申請サポートの充実、カードの利活用について、国の動向を踏まえながら、プロジェクト会議で全庁的な検討を行い、カードの普及に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員

38ページのマイナンバーカードについてお聞きしたいんですけども、以前、マイナンバーカードの普及促進について質問したところ、市民部のほうではマイナンバーは普及促進はしないで、発行手続きのみが市民部で、普及活動は総務部の管轄ですというお答えをいただいたんですけども、今のお話を聞くと、普及促進等の事業もやられているという形で、総務部にお聞きしたら、総務部は総括のみで、具体的に普及活動はしていないというふうなお答えをいただいているんですけども、実際のところは、そこはどうなっているのでしょうか。

○金行委員長

佐藤総合窓口課長。

○佐藤総合窓口課長

普及活動という積極的な活動というよりは、申請をしていただくためのサポートというところで総合窓口課が実施しております。といいますのが、写真を撮られるのが大変難しい方の写真を撮るサービスであったりとか、御自身で申請書を書かれるのが難しい方のサポートであったりとかいう部分のサポート部分を総合窓口課でやっております。安芸高田市において何%普及していきたいとかいう普及活動については、プロジェクト会議のほうで全庁的に検討されるものとの認識でございます。

○金行委員長

田邊委員。

○田邊委員

そのプロジェクトチームには、メンバーといいますか、こういった方々が入られているのでしょうか。

○金行委員長

佐藤総合窓口課長。

○佐藤総合窓口課長

私ども総合窓口課も所属しておりますが、主管が総務課となっておりまして、情報管理課であったり、マイナポータルでいろいろなサービスが利用できますので、福祉保健部であったり、他の部署も入っております。

○金行委員長

ほかに質疑はございますでしょうか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって総合窓口課に係る質疑を終了いたします。

す。

次に、税務課の決算について説明を求めます。

近末税務課収納係長。

○近末税務課収納係長

それでは、令和2年度税務課に係る決算概要について説明します。

令和2年度決算主要施策の成果に関する説明書、事務事業評価シートを御覧ください。

まず初めに、46ページの事務事業名、税務管理事業を御覧ください。

実施内容についてですが、業務量の多い確定申告事務、土地家屋課税台帳の整備事務補助として会計年度任用職員を採用し、事務の効率化及び個人情報の管理に努めました。また、県等が行う各税の賦課、固定資産の評価、徴収技法等の各種の研修会に参加して能力の向上に努めるとともに、独自で家屋評価研修を実施して、評価の統一性を図ったり、確定申告の事前学習会を実施しました。土地の評価に必要な構図管理システムを活用して、圃場整備等に係る課税台帳の整備及び毎月の登記異動事務を実施しました。

成果としましては、山・耕重複地番の解消業務の実施と圃場整備、国勢調査完了地区の賦課データを作成しました。

課題としては、繁閑の差が激しい業務であるため、課内の協力体制と職員の能力の向上を図ることが必要となります。

次に、47ページの事業名、賦課徴収事業について説明いたします。

実施内容についてですが、まず、徴収体制の強化としまして、10月に近隣4市町による税の滞納整理に当たる徴税吏員を相互に編入する協定を結びました。協力して悪質な滞納者の財産差押えを執行することで、人的支援、職員のノウハウやスキルを高めることを目的としています。また、4月からスマートフォンアプリ収納を開始しました。24時間いつでも納付できる環境が整ったことで、納税者の利便性、納付機会の拡大が図られたものと考えます。

滞納整理業務については、ボーナス時期であります7月と12月に休日夜間納税相談を実施し、徴収強化に取り組みました。また、軽自動車税、法人市民税申告書のイメージ画像データを取り込めるようなシステムの改修を行いました。これにより、用紙での管理ではなくデータでの管理となり、検索、保存が容易になりました。

成果としては、休日夜間納税相談を実施し、多くの滞納者と納税交渉ができ、納付につなげていくことができました。平成29年度から開始していますコンビニ納付につきましては、年々利用率が上がっていますが、令和2年度から開始しましたスマホアプリ収納については、まだ利用率が低いと、ホームページや納付書送付時にチラシを同封するなどして周知を図っていきたいと考えています。

課題としては、令和2年度の税金について、新型コロナウイルスの影響により収入が一定額以上減少した納税者について、徴収猶予の特例を適用しましたが、猶予期間が1年間であるため、令和3年度には令和2年

度分と合わせて2年間分の納付が必要となり、負担が大きくなるため、滞納とならないような管理が必要となってまいります。

以上で税務課の説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

一般会計の歳入歳出決算書の18ページで、不納欠損額が今年度は554万7,388円と。昨年度、令和元年度を見ると320万円余りで、今年度、230万円ほど不納欠損額が増えているかと思うんですけども、この理由を教えてください。

○金行委員長

近末税務課収納係長。

○近末税務課収納係長

不納欠損につきましては、滞納整理をしていく中で、やはりどうしても納付のできない方もいらっしゃいます。ですので、そういった方については執行停止ということをかけまして、滞納処分の執行を停止します。それが3年間ありまして、その3年後には不納欠損ということになります。ですから、もう徴収がなかなか難しいという方につきましては年によって大きな変動があらうかと思えます。

以上です。

○金行委員長

ほかに質疑はございますか。

山本数博委員。

○山本(数)委員

47ページの実施内容の3番にあります滞納整理業務の推進、安芸高田市税等滞納整理対策本部というのが設置されておりますが、副市長が本部長じゃなかろうかと思えます。徴収に係る課が所属しておるのではなかろうかと思えますが、令和2年度にはどういったことを目標にしてどう取り組まれたのか、何回会合をされてやられたのかをお聞きします。

○金行委員長

近末税務課収納係長。

○近末税務課収納係長

滞納対策本部なんですが、年3回行っております。初期に計画を立ててヒアリングを行い、そして、最後に不納欠損の審査といいますか、会議を持っております。

そして、取組ですが、やはり休日夜間が中心になろうかと思えますけれども、そういったことで滞納整理を連携を取りながら取り組んでいたと思えます。

以上です。

○金行委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

税も含めて、使用料も含めて、納める者と納めない者との不公平の部分をこの本部が担うんだらうと思えます。しっかり頑張ってください、今後も滞納が減少していくようにやっていただきたいと思えます。

以上で終わります。

○金行委員長

ほかに質疑はございますでしょうか。

[質疑なし]

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって税務課に係る質疑を終了いたします。  
次に、環境生活課の決算について説明を求めます。

毛利環境生活課長。

○毛利環境生活課長 それでは、環境生活課が所掌いたしました令和2年度事業につきまして説明いたします。

39ページ、結婚相談事業のほうをお願いいたします。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、結婚コーディネーター連絡会議の開催のみとなりました。しかし、これまでの取組により、令和2年度中に3組の成婚に結びつくことができ、事業開始から成婚組数は59組となりました。

続きまして、40ページ、環境政策事業費でございます。

実施内容でございますが、環境基準に基づく河川等の水質、自動車等の騒音に対する定点調査を実施し、環境保全に努めるもので、併せて個別の苦情処理にも対応しております。

河川水質検査及び道路等騒音調査につきましては、実施計画どおり河川16か所、騒音測定34か所の調査を行い、いずれも規制の範囲内でありました。

公害の苦情処理でございますけれども、合計58件の苦情がありました。そのうちの一つであります高宮町にあります養豚場の悪臭に関する事案でございます。昨年取り組んだ結果、今年の令和3年4月に畜舎の全てに脱臭装置が完成し、以前に比べてかなり臭いがしなくなったという地元の方の話ではあります。しかし、現在も毎月の臭気確認と、流末であります河川の水質検査を行っており、引き続き監視を行っていく予定でございます。

また、地元説明会が今年になりまして7月にあり、地元3地区の代表の方を集めて行われました。年内にもう一度、説明会を行うよう要望しております。

次に、再生可能エネルギーの普及と促進では、事業者に対する屋根貸し事業として、市の施設、建物63か所の屋根、それから土地13か所に太陽光発電設備を貸出ししております。年間発電容量は287万3,325キロワットとなっております。午前中の財産管理課の報告でありましたように、財産管理課に137万4,000円の財産収入、それから環境生活課のほうに193万6,000円の使用料としての財産収入がございます。

続きまして、41ページ、塵芥処理対策事業でございます。

芸北広域環境施設組合きれいセンターへの負担金支払いを行うとともに、市民団体と連携し、持続可能な社会、循環型社会を目指し、ごみの減量化、資源化に努めてまいりました。ごみ減量化対策の実績を見ていただければ分かりますけれども、全体的に資源化量が減ってきております。昨年度は新たな取組といたしまして、芸北きれいセンターに持ち込まれたものの中から、まだ使用可能なものを販売するリユース市を開催しております。

しかし、こちらのほうを継続して実施するためには、母体として行っていただく団体やリユース品を確保していくところの場所の確保が課題だと考えております。また、新たなごみの減量化の取組といたしまして、今年度から小型家電の回収を各文化センターに回収ボックスを設置して行うようにしました。

続きまして、42ページ、動物管理指導事業でございます。

実施内容は、狂犬病予防法によります犬の予防注射の実施、また、そのもととなります台帳の整理の実施でございます。令和2年度は春の予防接種が2町実施した段階で新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となってしまい、4町は秋のみの実施となりました。接種率は76.7%と、前年度対比マイナス1.8%となっております。

また、相談、苦情件数につきまして、苦情が6件ございます。その6件のほとんどは猫の多頭飼養に関する苦情でございました。課題としても上げておりますけれども、猫の多頭飼養につきましては、家の外に餌を置くなどすることにより始まるケースが多くあり、地域全体で家の外に餌を置かないとかいった取組を行わないと、なかなか解決に至らないケースが多く、対応につきましては、動物愛護センターと協力して対応してまいりました。

続きまして、43ページ、葬斎場運営事業でございます。

安芸高田市葬斎場あじさい聖苑につきましては、平成28年度から5年間の指定管理が令和2年度で終了しましたけれども、令和3年度からの5年間の指定管理を引き続き株式会社五輪に委託するよう契約を行っております。昨年はコロナ感染死亡者の対応といたしまして、低床型電動棺運搬台車を購入しております。

なお、課題といたしましては、平成25年4月から供用開始して今年で8年を迎えました。今後は設備の点検をしっかりと行い、長寿命化を図りながら、計画的な更新を検討していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって環境政策課に係る質疑を終了します。

次に、人権多文化共生推進課の決算について説明を求めます。

久光人権多文化共生推進課長。

○久光人権多文化共生推進課長

それでは、人権多文化共生推進課が所掌している事業の決算について説明します。

主要施策の成果に関する説明の44ページ、45ページになります。44ページを御覧ください。

事業としましては、人権推進事業と人権会館管理運営事業の二つです。

人権推進事業の実施内容でございますが、青少年育成、人権啓発の推進、男女共同参画の促進、多文化共生の推進に関する事業が主なもので

す。

青少年健全育成については、例年開催しておりました青少年育成フェスティバルはコロナ禍の中で残念ながら中止になりましたが、各支部単位で組織的に挨拶、声かけ運動を行っていただき、延べ244人の参画を得ました。また、人権啓発の推進として職員研修を実施することができました。

男女共同参画につきましては、第2次男女参画プランに基づきまして、男女共同参画推進に関する職員を対象にした研修を実施しております。なお、市民を対象にした講演会等は、これもコロナ禍の中で中止になっております。

多文化共生の推進です。多文化共生の推進では、第2次多文化共生推進プランを基に、多文化共生推進、通訳、翻訳員を配置しまして、相談体制の充実や技能実習生の宿泊研修、現在、14名の受入れを行っておりますが、拠点施設の運営を開始しております。

その他、安芸高田市国際交流協会、略しましてAICAとありますが、AICAと協働し、市内各中学校での多文化共生授業、日本語教室や外国籍の子どもたちへの学習支援、市民や地域との交流を図る事業を展開しています。また、技能実習生を中心とした外国人を雇用する市内企業、事業所を訪問したり、地域との交流事業を企画、運営しております。ネット環境の整備も進めまして、相談窓口や体制が充実してきております。

次に、人権会館管理運営事業でございますが、45ページを御覧ください。

これは、市内4か所の人権福祉センターの管理運営に関する事業で、具体的な内容として、社会調査や研究事業、相談事業、啓発及び広報活動事業、地域交流事業、周辺地域循環事業、地域福祉事業を行っております。これを基本6事業と申しますが、この事業を行っております。

相談事業におきましては、市民ニーズの高い相談サポートに関する相談や、継続して巡回弁護士相談会を市内6か所で実施しております。令和2年度は56件、トータルで相談がございました。

コロナ禍におきまして、成果であり、課題でもありますが、人数制限や衛生管理を徹底し、市民セミナーを実施しております。計画に沿った実施とはいかず、期日や講師の調整や募集周知に関わる事務の負担は増加しておりますが、工夫しながらやっております。なお、1館当たり約700万円の補助金が交付され、有効な運営に活用するとともに、現在、人権福祉センターに関するアンケート調査を実施しております。この分析結果を基に市民の人権福祉の向上の取組を検討してまいりたいと思います。

以上で人権多文化共生推進課の説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山本数博委員。

- 山本(数)委員 44ページの人権多文化共生推進について、お伺いします。  
先ほど拠点施設ができて、それを利用して在住の外国人の人のサポートを行うというふうに話をされたんですが、何か聞くところによると、病気の場合の対応が、よそのまちで困つという話をドキュメンタリーで見たんですけれども、安芸高田市はそういった病気の対応などについても、この拠点に行ったら、拠点に行かなくても、在住の外国の方が不便を感じなく対応できるようになっておるのか、お伺いいたします。
- 金行委員長 久光人権多文化共生推進課長。  
○久光人権多文化共生推進課長 きらりにつきましては、宿直も置いておりますし、もし何かあったときには、医療機関と連携できる、そういう体制は整っています。
- 金行委員長 山本委員。  
○山本(数)委員 他の地域に住んどる方は対応できるようになつとるんでしょうか。  
○金行委員長 久光人権多文化共生推進課長。  
○久光人権多文化共生推進課長 その場合は、多文化共生推進課に推進員がおりますので、推進員並びに通訳も含めてなんですけれども、こちらのほうに相談していただければ、医療機関につなげるように、そういった体制ができております。  
以上です。
- 金行委員長 山本委員。  
○山本(数)委員 この多文化共生推進員というのは、外国人労働者に将来は安芸高田市も頼りになるだろうと、そういうところから、外国から来られた人が、日本に来るなら安芸高田市に行けと、こういうようなまちにしようというんで、この課は設立した経緯があるんです。そういう意味では、全てにわたって、よその自治体が参考にするようなアイデアと具体的な行動をこれからもやっていただきたい、このように要望して終わります。
- 金行委員長 ほかに質疑ございませんでしょうか。  
南澤委員。
- 南澤委員 44ページの人権推進事業の財源のところなんですけれども、きらりの運営で技能実習生の宿泊がされているかと思うんですけれども、その受益者の負担というのは、財源として使われているんでしょうか。
- 金行委員長 久光人権多文化共生推進課長。  
○久光人権多文化共生推進課長 その財源につきましては、指定管理者であります市の国際交流協会、そちらのほうに指定管理料プラスアルファのところで活動費に充当していただく、そういうふうな形になっております。  
以上です。
- 金行委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。  
〔質疑なし〕
- 金行委員長 質疑なしと認め、これをもって人権多文化共生推進課に係る質疑を終了いたします。  
ここで、市民部全体に係る質疑を行います。質疑ありませんか。  
山根委員。
- 山根委員 どこで持っていけばというところがあるんですけれども、夜間の窓口



業務、今、夜間で宿泊していただいて、主に葬祭関係の窓口業務がかかっていると思いますが、これは市民部でよろしいですか。

○金行委員長

佐藤総合窓口課長。

○佐藤総合窓口課長

宿直の業務につきましては、総務部の総務課が所管となっておりますが、実際に戸籍の届出等がありました折には、御対応いただいている状況でございます。ただし、死亡につきましては、一応24時間受付ができる状況でございますけれども、市内葬祭業者の方が葬斎場の予約を取られる関係上で、夜間の受付というのは、今、ない状況でございます。休日、土曜日、祝日につきましては、受付をしていただいておりますけれども、夜、死亡届を受けていただくということは現時点ではございません。ただ、婚姻届であったり、そのほかのお届けである場合には、御対応をお願いしております。

○金行委員長

ほかに質疑はございますか。

山根委員。

○山根委員

それでは、休日等で葬祭の件は市民部でよろしいんですか。

○金行委員長

佐藤総合窓口課長。

○佐藤総合窓口課長

死亡届を御提出された際の火葬許可証を出させていただくのは市民部の総合窓口課が担当となります。

○金行委員長

山根委員。

○山根委員

難しいところで縦割りだなというところがありますが、一言言わせていただいてもよろしければ、総務かもしれませんけれども、全体的に、今、高齢者のお亡くなりになる方が出ている中で、亡くなったときの電話対応がなかなか難しいところがあるというのを聞いております。どちらかという、事務が終わった後の時間に多いと。そこを負担がかかっているのではないかという御意見をいただいておりますので、そのところは市として、実際のところをしっかりと調べて対応いただければと思います。

総務と市民部とどちらにかかるかが、ちょっと分からないところなんです。

○金行委員長

要望事項でよろしいですか。

○山根委員

はい。

○金行委員長

ほかに質疑はございますでしょうか。

南澤委員。

○南澤委員

41ページのリユース市のお話、成果と課題のところです。

これは、リユース市を開催して、今後もできれば続けていきたいということで、きれいセンターに関わる話だと、北広島町との連携はどのようになるのかということ、一点お伺いしたいと思います。

○金行委員長

毛利環境生活課長。

○毛利環境生活課長

リユース市の開催につきましては、芸北広域きれいセンターからの再利用可能なものの持込みということでございますけれども、北広島町でも一部の民間の方がそういったリユースのほうに回しているという実態

がございますので、それは物が小っちゃなようなものなんですけれども、家具とかじゃなしに、レコードとかそういったものは北広島町のほうへ回して、家具とかその他いろいろとかく使えそうなものは安芸高田市のほうで確保しておいてもらおうというような、今、システムでやらせてもらっております。ですから、調整といっても、芸北広域が調整してくれとっての状態です。

○金行委員長 南澤委員。

○南澤委員 今の御説明ですと、集まってくるものの中で一部のものは北広島の方が持っていききたいものがある、それ以外のものを安芸高田でうまくリユースできないかという、リユース市をつくりたいというようなイメージで捉えてよろしいのでしょうか。

○金行委員長 毛利環境生活課長。

○毛利環境生活課長 芸北広域に持ち込まれた中で、全部が全部じゃないんですけれども、ある程度、芸北広域に取っていただいといて、そのなかからうちがリユースするものを抜き出す、また、北広島町の方が抜き出すというような感じです、今は。

○金行委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

[質疑なし]

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって全体質疑を終了し、市民部の審査を終了いたします。

ここで、説明員交代のため暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時16分 休憩

午後 3時18分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

福祉保健部の審査を行います。

概要の説明を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長 それでは、よろしくお願いいたします。福祉保健部の事業概要について説明します。

主な取組といたしましては、八千代町の私立保育所の令和4年4月開園を目指し、用地造成工事を完成させ、現在、保育園運営法人が園舎建築を進めているところでございます。

そのほか、開園した甲田町の公立保育園の跡地については、関係部局と協力して備品等を整理し、民間での利活用がしやすいよう、行政財産から普通財産へ所管替えを行いました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や高齢者等の受診機会の確保を目的に、市内の病院や診療所、歯科医院等へIT告知端末、いわゆるお太助フォンを設置し、遠隔診療が可能な高速インターネット回線を整備しました。

ただ、現在のお太助フォンでは、対面診療ができる画像水準でないこ

とや、薬の受け渡し、窓口負担金の決済システムなどの整備に対して、遠隔診療を必要とする機運の醸成が高まっていないことから、市医師会等とのさらなる協議が必要と感じているところです。

その他、子育て支援課職員の執務場所を健康長寿課と同じクリスタルアージュ1階へ移動することにより、保育士と保健師の連携がより取りやすい環境となり、妊娠期から切れ目のない支援を行うネウボラあきたかたの体制を整えることができました。

最後に、新型コロナウイルスワクチン接種事業については、未知の感染症が全世界に広がり、治療法も確立されていない状況の中で、国からの情報や予算、配備スケジュール不明確な中、実施計画の策定、システム改修や接種券の印刷、発送や接種体制づくりの準備等、本当に苦労をいたしました。

福祉保健部としては、これからも住民福祉の向上が行政の基本であることを職員一人一人が認識し、コミュニケーションを大切にして情報共有が図れる職場環境をつくり、効率的で正確な事務処理を行ってまいりたいと思っております。

以上で説明を終わります。事務事業の詳細につきましては、各担当課長から説明をいたします。

○金行委員長

続いて、社会福祉課の決算について説明を求めます。

久城社会福祉課長。

○久城社会福祉課長

それでは、社会福祉課が所掌いたします事務事業の令和2年度における決算の概要について説明いたします。

主要施策の成果に関する説明書の48ページをお願いいたします。社会福祉総務管理事業です。

実施内容としましては、市社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等に対し、社会福祉活動を支援するために補助金の交付を行いました。

また、援護事業では、5年ごとに行われる戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求事務が始まりました。

成果の主なものとしましては、社会福祉協議会人件費補助金交付要綱を作成し、補助基準額を明確にいたしました。

今後の課題としましては、全国的にも民生委員・児童委員のなり手の確保が課題になっており、来年度の一斉改選に向け、安芸高田市民生委員・児童委員協議会と連携して、短期間で辞職する委員が減少するように、民生委員活動に対する支援や協議会の運営について検討していく必要があると考えています。

49ページをお願いします。生活困窮者自立支援事業です。

生活保護に至る手前の第2のセーフティネットとして生活困窮者の自立相談支援と住宅確保給付金の支給に取り組みました。昨年度の新規相談受付件数は124件で、住宅確保給付金の給付については1件でした。

成果としましては、生活困窮者の多様な相談を受け、必要な情報提供、他制度へのつなぎ等による支援を行いました。

課題としましては、国の目安を上回る相談件数から、事業啓発の一定の効果も感じているところではありますが、より一層の制度の周知と、生活困窮となる要因は就労の状況だけでなく、心身の状況や住まいの確保等、多種多様であることから、関係機関との連携、包括的かつ継続的な伴走型の支援体制の強化を図る必要があります。

続いて、50ページをお願いします。障害者自立支援介護給付事業です。

実施内容としましては、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援や成年後見制度利用支援、意思疎通支援などの様々な支援事業を実施しました。

成果としましては、第3次安芸高田市障害者プラン、安芸高田市障害者福祉計画第6期を策定いたしました。また、障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援窓口が定着したことにより相談件数も増加し、上がってきた課題により新しい日常生活用具の追加等に伴う要綱改正や事業の整備を行いました。

課題としましては、8050問題、ひきこもり、ごみ屋敷など、障害者だけでなく、その世帯が抱える複合的な課題の相談が増えてきており、障害福祉だけでなく、制度の枠を超えた相談支援体制の構築、連携強化が必要となっています。

51ページをお願いします。障害者自立支援訓練等給付事業です。

実施内容は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供、自立支援医療費、補装具費の支給を行いました。

成果としましては、サービス等利用計画を全てのサービス利用者を実施し、個々のニーズに合わせた障害福祉サービスを提供しました。また、報酬請求内容の審査や事業所の実施指導により、適正なサービス提供と給付費の支給を行いました。

課題としましては、障害者が施設入所だけでなく、地域での生活も選択できるように、支援体制を整える必要があると考えております。

52ページをお願いします。障害者福祉事業です。

実施内容としましては、障害のある人の自立と社会参加を支援する目的で、タクシーチケット交付による重度障害者の外出支援や障害者就労施設優先調達推進事業の実施、通所や通院の際の交通費の助成等を行いました。

成果としましては、交通費補助を行うことで、定期的な通院、通所による就労の確保を行うことができました。

課題としましては、障害者の通院のための移動支援に関し、今年度実施したアンケート調査を基に、実情に即したものになるよう検討していきたいと考えています。

53ページをお願いします。障害児福祉事業です。

児童福祉法に基づく障害児に対する通所による療育支援と障害者総合支援法に基づく療育医療の医療費の助成を行いました。

成果としましては、安芸高田市障害児福祉計画第2期を策定しました。

また、自立支援協議会児童支援部会で定期的に課題の共有や連携強化を図りました。サービス提供事業所間においても連携してサービスの利用希望と提供体制の把握を行っております。

課題としましては、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの通所支援の利用が増加し、サービス提供体制の確保が困難になってきており、個々が必要とするサービスの質や量を見極めた支給がより必要となります。

続いて、54ページをお願いします。特別障害者手当事業です。

重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対して手当を支給し、負担の軽減を図ることを目的とした事業です。令和2年度末の受給者は、特別障害者手当38人、障害児福祉手当10人となっています。国の法定受託事務であり、法律に定められた規定に沿って適切に事務を進めるとともに、広報紙、ホームページなど、様々な方法で制度の周知を図っていきます。

55ページをお願いします。生活保護総務管理事業です。

実施内容としましては、最後のセーフティネットである生活保護の適正な運営を行うため、生活保護システム、レセプト管理システムの運用、医療扶助の適正化対策、就労支援を行いました。

成果としましては、稼働年齢層のうち、就労阻害要因がない人の就労支援を行い、9名が就労することができ、4世帯が保護からの脱却につながりました。

課題としましては、長期間無職であった者や未経験の職種に就いた者の不安の軽減を図るなど、長期就労につながるよう、ハローワークと協力しながら就労後のフォロー体制を整えていく必要があると考えています。

続いて、56ページをお願いします。生活保護扶助事業です。

被保護者の困窮の程度に応じ、経済的支援を行いました。生活保護の動向ですが、令和2年度末の保護世帯数は159世帯、保護人員が236人で、保護率は人口1,000人当たり8.5人となっており、微減傾向で推移しております。保護申請は27件あり、うち21件が保護開始となっております。一方、廃止は26件でした。

課題としましては、生活保護決定の前に扶養調査は行いますが、時間がたち、被保護者が入院、施設入所、あるいは死亡の際、身元引受人等がおられないため、対応に苦慮する事例が増えてきています。被保護者が自ら緊急時に対応してくれる親族等の確保を行うよう助言、支援が必要です。

また、重複・頻回受診の抑制、後発医療品の使用促進、生活習慣病の重症化予防の取組を続け、医療扶助を適正に行うことができるよう努めてまいります。

以上で社会福祉課の説明を終わります。

○金行委員長

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 56ページの生活保護の保護世帯数159世帯とあるんですけれども、いわゆる世代割合というか、そういったデータというのは取られているのでしょうか。もし取られているようだったら、教えていただきたいんですけれども。

○金行委員長 久城社会福祉課長。

○久城社会福祉課長 世帯累計なのですが、高齢者世帯が62世帯、母子世帯が13世帯、障害者世帯が29世帯、傷病世帯が11世帯、その他の世帯が44世帯となっております。

○金行委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

南澤委員。

○南澤委員 55ページなんですけれども、生活保護の就労支援を行っていただいて、9の方が就労につながって、4世帯が保護から脱却したと。大変ありがたいなというふうに思いながら、その稼働年齢層のうち就労阻害要因がない生活保護を受けられている方というのは、分母で言うとどれくらいあるのでしょうか。

○金行委員長 久城社会福祉課長。

○久城社会福祉課長 分母の数字は持ち合わせておりません。また後で報告させていただきます。

○金行委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

武岡委員。

○武岡委員 48ページなんですけど、社会福祉協議会への人件費補助の関係です。今回、交付要綱を見直したということで上がっておりますが、従前の人件費補助の基本的な考え方は、介護保険等の収益部門については出さないと。法人運営部門については補助をしておいたというふうに思っておりますが、今回の見直しで、以前と具体的にどのような形で変わったのか、もし分かれば教えていただきたいんですが。

○金行委員長 久城社会福祉課長。

○久城社会福祉課長 法人運営部門と地域福祉活動推進部門ということで、以前からもそういった地域福祉部門のほうにも人件費の一部を補助しておりました。全国社会福祉協議会が策定しました市区町村社協経営指針というのがございまして、その記載の中に職員体制というのがあります。それを参考にさせていただいて、今回の人員の基準をつくりました。

内容的には事務局長1人、法人部門の管理者、職員各1名ずつ、地域福祉活動推進部門の管理者、職員3名ということで基準を定めました。よろしいでしょうか。

○金行委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

山本優委員。

○山本(優)委員 48ページの民生委員についてでございますが、来年度に対し、一斉改選を見据え、なり手の確保に向けた取組について検討を行うとありますけれども、民生委員は定年制があったと思うんです。今、人口減少の中

で、なり手がすごく少なくなっていると思います。今回、なり手を探している場合、定数の削減みたいなものは考えてないんですか。それとか、定年制を廃止して、元気だったらいつまでもやってもらえるような考え方については検討されないのでしょうか。お伺いします。

○金行委員長

久城社会福祉課長。

○久城社会福祉課長

定年制のことなんですけれども、以前は75歳で定年ということになっておりました。委員さんの言われるように、今、75を過ぎても元気で活躍できる方はたくさんいらっしゃいますし、人員の確保も大変難しくなっております。そういったところで、現在は75歳の定年というのはございませぬ。

また、定数の削減のことなんですけれども、検討したことはあります。ただ、定数を削減しますと、1人の委員さんにかかる負担が非常に大きくまたなります。129名、今、いらっしゃるんですけれども、それを減らすとなると、地区割で、今、言ったみたいに、1人にかかる負担が大変大きくなり、さらになり手不足になるのではないかと危惧しています。

○金行委員長

山本優委員。

○山本(優)委員

民生委員さんの負担が多くなるから大変だろうというのは前から私も知っていますけれども、なれる人が少なくなっているんですね。その辺をしっかりと地域の人と相談しながら人選をしていただきたいと要望しておきます。

○金行委員長

ほかに質疑はございませぬでしょうか。

南澤委員。

○南澤委員

これは市長にお伺いしたいんですけれども、今、出てきました民生委員のなり手不足の話も、嘱託になる方がいなくなっているという話も出てきていて、いろんな役が地域にあるなと思っています。生活支援員の制度も一部使われながら、生活支援員はもともと一人一人雇えるぐらいの制度が国からあるはずで、そういったことも踏まえて、制度の組替えとか見直しを全体で図ってみてはいかがかなと思うんですが、その辺り、何かお考えがあればお伺いします。

○金行委員長

石丸市長。

○石丸市長

今、取り組んでいます。

○金行委員長

ほかに質疑はございませぬでしょうか。

[質疑なし]

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって社会福祉課に係る質疑を終了します。

ここで、換気のため、15時50分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時39分 休憩

午後 3時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長

休憩を閉じて、再開します。

久城社会福祉課長から答弁がございませぬので、先に答弁をお願いしま

す。

久城社会福祉課長。

○久城社会福祉課長 先ほどの就労阻害要因を除いた分母は幾らになりますかという御質問がありました。分母は17でございます。

○金行委員長 次に、子育て支援課の決算について説明を求めます。

久城子育て支援課長。

○久城子育て支援課長 それでは、子育て支援課の令和2年度決算の主な事業について説明します。

主要施策の成果に関する説明書57ページをお願いいたします。

子育て支援センター運営事業ですが、保護者の育児等に関する不安についての相談支援や育児支援を行い、児童の健全育成を推進いたしました。

実施内容ですが、子育て支援センター事業として、プレイルームの運営、親子体操、子育て交流会を開催しました。

ファミリー・サポート・センター事業と一時預かり事業は安芸高田市社会福祉協議会へ委託し、実施いたしました。

こども発達支援センターでは、相談支援や年齢に応じた教室活動を実施しました。

在宅育児世帯支援給付金では、在宅保育を実施されている家庭の経済的負担の軽減を図りました。

成果の主なものですが、こども発達支援センターでは、以前から課題であった午後教室を開催いたしました。

課題の主なものですが、コロナウイルス感染症などへの懸念から、家庭で過ごし、どこにも出かけない親子にオンライン等による相談支援を働きかけ、育児の孤立化を防止しなければいけないと考えています。

58ページをお願いします。公立保育所管理運営事業です。

公立保育所3園と公立認定こども園3園の管理運営を行っています。

実施内容ですが、令和3年3月1日時点の保育認定の入所児童数は306人でした。教育認定は2人でした。公立、私立合わせての待機児童は9名でした。このうち、特定の保育所のみを希望されて、国の言う待機児童には計上されない方が6名で、複数の保育所を希望されたけれども入所できなかった方が3名いらっしゃいます。

美土里町のみどりの森保育所、高宮町のふなさ保育園、くるはら保育園の3か所は、平成31年に保育所型認定こども園に移行し、地域子育て支援事業を実施しており、延べ199人が一時預かりを利用されています。

成果の主なものには、認定こども園に移行したことにより、地域の子育て支援の幅を広げるとともに、教育認定児童の預かりを行うことができるようになったことです。

課題の主なものは、美土里町、高宮町の保育施設においては、これまで生後6か月を過ぎてでないと保育を実施できませんでしたが、生後2か月からの受入れができるよう、環境整備をしていく必要があると考えて



います。

59ページをお願いします。私立保育園支援事業です。

私立保育園4園と私立認定こども園2園の運営を支援する事業です。

実施内容ですが、令和3年3月1日時点の保育認定の入所児童数は416人でした。教育認定は21人でした。

成果の主なものは、八千代町内の保育所統合について、国基準の補助金に加え、市独自の補助金を交付しました。それにより現在順調に工事は進んでおり、令和4年4月に開園できる見込みでございます。

課題ですが、八千代町については、今年度事業が終了する見込みですが、入江保育園、可愛保育園の建て替えについても、今後計画的に事業を推進する必要があると考えています。そして、以前から懸案事項であります。保育士不足解消のための補助金等を検討する必要があると考えています。

60ページをお願いします。放課後児童クラブ運営事業です。

市内11施設の16クラス、放課後児童クラブをNPO法人子育て応援隊かんがるーに委託して運営しています。

実施内容ですが、令和3年4月1日時点の入所児童数は571名です。

成果として主なものは、高宮町内の小学校統合に伴い、児童クラブの設計に着手したことで、本年度に入り設計書が完成いたしました。しかし、先日御説明したように、残念ながらウッドショックの影響で、今年度の実施を見送り、来年度以降に延期しています。

課題として主なものは、学校統合により児童クラブの存続や施設整備についての検討が必要であると考えています。具体的に申しますと、八千代町において、学校統合から数年たちましたので、今後要望が上がってくるのではないかと考えております。

61ページをお願いします。児童手当給付事業です。

中学校を卒業するまでの子どもを養育する保護者に児童手当を支給して、経済的な支援を行うものです。

実施内容ですが、年3回の定期の支給と、転出等に伴う随時の支給を行っています。支給月額、支給対象児童数、受給者数は記載のとおりです。

成果の主なものは、毎年受給者から提出していただく現況届の提出が年度中に100%を達成することができたことです。

課題は、その100%の堅持をしていくことだと考えております。

62ページをお願いします。児童福祉総務管理事業です。

児童遊園地4か所の運営管理を行いました。

成果といたしましては、遊具の安全点検を行いました。

課題といたしましては、利用が少ない児童遊園地については、遊具の縮小、撤去、廃止の検討が必要であると考えています。

63ページをお願いします。子育て世帯臨時特別給付金給付事業です。

新型コロナウイルス感染症が広まる中、子育て世帯を経済的に支援す

るため、児童手当対象児童1人につき1万円を上乗せし支給しました。実施内容は記載のとおりでございます。

成果の主なものは、公務員を除く児童手当一般受給者について、早期の支給を実現できたことです。

課題は、特にありません。

64ページをお願いします。児童扶養手当事業です。

ひとり親、または父母以外の養育者の家庭で生活する状況にある18歳以下の児童がいる世帯を対象に支給しています。

実施内容ですが、定期の支給と転出等による随時の支給をしています。受給者、支給額等は記載のとおりです。

成果の主なものは、現況届の提出が年度中に100%を達成することができたことです。

課題の主なものは、過払い金の返還が滞りがちで、期間が長期化しているものについて、定期的な折衝が必要であると考えています。そして過払い金の発生を防ぐためにも、事実婚や公的年金給付との併給調整などについて制度を周知し、過払い金の発生を防ぐ必要があると考えています。

65ページをお願いします。ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業です。

新型コロナウイルス感染症が広まる中、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより、特に大きな困難が心身ともに生じていることを踏まえ、臨時特別給付金を支給しました。実施内容は記載のとおりでございます。

成果は、国からの正式通知が遅かったにもかかわらず、スムーズに支給が行えたことだと考えております。

課題は、特にございません。

以上で、子育て支援課の説明を終わります。

○金行委員長

以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

南澤委員。

○南澤委員

62ページの児童遊園地の件で、「成果と課題」の課題の部分で、利用が少ない児童遊園地については、撤去、廃止の検討が必要ということですが、具体的に、今、4園あるうちのどこを、このような廃止の検討が必要であるとお考えでしょうか。

○金行委員長

久城子育て支援課長。

○久城子育て支援課長

実は、この4園については、全てその対象になると思っています。というのが実際には、児童遊園という名でありながら、子どもがそこで遊ぶ姿というのはほとんど見受けられません。地域の防災的な意味もある部分もございますので、簡単には結論は出せませんが、検討していく必要があるとは考えています。

以上でございます。

○金行委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

- 田邊委員。
- 田邊委員 58ページの事業費の報酬のところの会計年度任用職員が、かなりの額が減っているように思うんですけども、この理由というのはどういったものでしょうか。
- 金行委員長 久城子育て支援課長。
- 久城子育て支援課長 昨年から比べて人数的には、当初予算から比べては、それほど変わっていないんですけども、ただ、合併当時に、甲田の保育所を統合した際に、その保育所を高宮とか美土里町に配置いたしました。その際に必要な人数をちょっと多めに見ておりましたので、前年度よりは減っておりますけれども、それほど極端には会計年度任用職員が減っているわけではございません。
- 以上です。
- 金行委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。
- [質疑なし]
- 金行委員長 質疑なしと認め、これをもって子育て支援課に係る質疑を終了します。次に、健康長寿課の決算について説明を求めます。
- 中野健康長寿課長。
- 中野健康長寿課長 それでは、健康長寿課の主な事業について御説明を申し上げます。主要事業の成果に関する説明資料73ページをお願いいたします。診療所運営事業でございます。
- J A吉田総合病院の御協力によりまして、高宮町川根において週に3日、川根診療所を開設いたしました。年間で763人の利用がございました。
- 課題といたしましては、利用患者数の減少や施設の老朽化といった課題がございます。
- 次に、74ページをお願いいたします。医療体制整備事業です。
- 実施内容欄、安芸高田市医師会とJ A吉田総合病院の御協力によりまして、24時間365日の救急医療体制の確保を図っております。
- 在宅当番医・救急医療情報提供事業では、安芸高田市医師会から、高田地区休日夜間救急診療所、吉田総合病院の中に設置をしておりますけれども、こちらの救急診療所へ、休日の日中に当番医を派遣していただき、救急診療に当たっていただきました。また、年末年始歯科当番医では、12月30日から1月3日の間、市内で1か所、当番制で歯科医院を開院いたしております。
- 次に、遠隔診療体制の整備では、J A吉田総合病院ほか7つの診療所と4つの歯科診療所に遠隔診療体制の整備のための光ネットワークケーブルの敷設とお太助フォンの設置を行いました。
- 遠隔診療につきましては、お太助フォンの画像処理能力が期待するレベルに達しないといったことや、血圧測定や体温測定といった診療情報の不足、会計処理、薬の物流、様々な課題がございまして、現在、普及が進んでおりません。

今後とも医師会、あるいはJ A吉田総合病院と協議しながら、こういった形でこの中山間地域、医療資源の少ない地域において、こういった遠隔診療体制ができるのか、協議しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、J A吉田総合病院の関係では、救急告示病院及び高田地区休日夜間救急診療所の運営事業負担金を交付いたしました。また、新型コロナウイルス感染症対策では、発熱外来設置のための施設改修の工事費、体温検知カメラ2台を設置する費用について補助金を、交付をしております。また、広島県救急相談センター、#7119でございますけれども、こちらの事業に参加をいたしまして、適正受診や救急医療情報の相談体制を、整備をいたしました。

課題といたしましては、中核医療機関でありますJ A吉田総合病院に設置をいたします、高田地区休日夜間救急診療所、救急告示病院につきましても構造的に赤字体質でありまして、補助金繰入れ後においても赤字が生じている現状であります。また、受診者数も減少傾向にあります。

さらに、医師の働き方改革による勤務時間の縮減、医師不足による人員確保も厳しさが増してきております。今後とも、生活に欠かすことのできない医療資源の確保が重要と考えております。

続きまして、78ページをお願いいたします。在宅福祉事業でございます。

実施内容欄、生活支援員制度交付金は、21の地域振興会と20の単位振興会等と生活支援員制度に関する協定を締結し、高齢者等の見守りにより生活状況の確認、地域全体で高齢者を見守る地域づくりを進めました。

地域介護予防住民グループ支援事業は、ふれあいサロン、年間654回の開催、延べ参加人数7,753人に補助金を交付して、活動の支援をいたしました。若干、令和元年度と比べますと、新型コロナウイルス感染症の関係で、開催回数、利用者数とも減っております。

課題といたしましては、独居高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴いまして、既存の制度で充足できない課題を抱える高齢者が増加をしてきているといったことがございます。

79ページをお願いいたします。老人保護措置事業です。

老人福祉法の定めるところによりまして、経済上、環境上の理由により、居宅での生活が困難となった高齢者41人を養護老人ホームに措置をいたしました。

課題といたしましては、入所者の介護度が年々重度化していること、また、身寄りがない方や、関わりを拒否する家族など、対応に課題が生じているといったことがございます。

健康推進係に関することにつきましては、特命担当課長から御説明申し上げます。

○金行委員長

続いて説明を求めます。

中村健康長寿課特命担当課長。

続いて、健康推進に関する決算概要について御説明いたします。

66ページをお開きください。健康づくり事業でございます。

市の健康増進計画であります、健康あきたかた21計画（第2次）に基づき、健康あきたかた21推進協議会や食生活改善推進協議会と連携し、自己啓発を中心とした研修会を行い、協議会会員の資質向上に努めました。例年でありましたら健康フェスタや総合健診時に、保健師、管理栄養士と一緒に健康づくりの啓発を行っているところです。

今後におきましては、コロナ禍での事業実施について、より工夫していく必要があると考えております。

68ページをお願いします。成人健康診査事業でございます。

実施内容ですが、人間ドック健診、総合健診、中高年歯科検診などの健診を実施いたしました。人間ドック健診は、県内13の医療機関に、そして総合健診は、東広島記念病院に委託契約し、18日間、各町を巡回し、実施いたしました。この総合健診は、例年6月～7月に実施しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、11月～12月に日程を変更しております。そのためもありましてか、例年50%を超える特定健診受診率は44.4%と低下いたしました。この値は、県内の各町でも全体的に受診率が低下しており、県内2位という状況でありました。

今後におきましても、感染症の感染拡大防止を図りながら、そして医師会の先生方と連携し、受診率向上に努めてまいりたいと考えております。

69ページをお願いします。成人支援事業でございます。

市民一人一人の健康に対する自己管理意識の向上と健康的な生活習慣の実践を図ることを目的に、精神保健事業、プール健康教室などを実施いたしました。

次に、70ページをお開きください。母子健康診査事業でございます。

妊産婦や乳幼児を対象とした健康診査を実施し、その結果に応じて医療機関の紹介をはじめ、親子教室など必要な支援につなげていきました。

次、71ページをお願いします。母子保健事業でございます。

妊娠前から子育て期までのそれぞれの時期に応じて、不妊治療費の助成や家庭訪問などを通じての相談事業を行い、就学前までの切れ目のない支援を行いました。また、生後2か月頃までに各家庭を保健師が訪問し、予防接種券の発行を行うと同時に、赤ちゃんとお母さんの健康状況を把握し、必要に応じて支援を行いました。

不妊治療費の助成につきましては、実件数で9件、延べ17件の申請がありまして、うち5件の妊娠届があり、2件の出産がありました。記述では「2件の妊娠届」と記入しておりますが、恐れ入りますが訂正をお願いします。

72ページをお開きください。歯科保健事業でございます。

実施内容ですが、歯科衛生連絡協議会補助金事業と妊婦歯科健康診査を実施いたしました。

歯科衛生連絡協議会補助金事業の主なものとしましては、教育委員会と連携し、市内の6つの中学校に学校歯科医や歯科衛生士と出向き、歯科保健教室の実施、そして、歯科表彰や標語募集などを行いました。

今後におきましても、歯科医師会や歯科衛生連絡協議会等と連携を図り、歯科保健の啓発を行っていく必要があると考えております。

75ページをお願いします。予防接種事業でございます。

子供や高齢者の定期予防接種を実施いたしました。また、任意になりますが、高校3年生までの子供さんのインフルエンザ1回の接種に対し1,000円の助成を行い、全体では、32.8%の方がこの助成を受けることができました。

今後におきましても、予防接種や助成事業等において十分周知を図り、より多くの方に予防接種を受けていただき、感染症の蔓延防止並びに重症化予防に努めてまいりたいと考えております。

76ページをお願いします。新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。

実施内容は、ワクチン接種事業の周知と体制整備として、コールセンター職員と看護師の人員確保や、医師会や医療機関との協議や調整、コールセンターの電話工事やワクチン専用のディープフリーザーの電源工事、65歳以上の方への接種券送付準備などを行いました。

課題としましては、国からの情報が流動的で、医師会や医療機関との協議や接種計画の確定に時間を要しましたが、今年度に入りまして4月下旬から接種を開始することができました。

今後も、国や県の情報を早く集め、希望する方のワクチン接種機会を確保し、新型コロナウイルスの蔓延防止と重症化予防に努めてまいりたいと思います。

以上で、健康長寿課の決算概要についての説明を終わります。

○金行委員長

以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認め、これをもって健康長寿課に係る質疑を終了します。

次に、保険医療課の決算について説明を求めます。

井上保険医療課長。

○井上保険医療課長

それでは、保険医療課が所管します一般会計予算による令和2年度事務事業について、説明をいたします。

資料のほう、82ページをお願いいたします。乳幼児医療公費負担事業でございます。

新生児から18歳到達の年度末までの医療保険被保険者を対象に、医療費の自己負担分の一部を公費により負担するものでございます。本来2割、また3割の自己負担を入院、通院ともに1日500円、1医療機関における月の負担上限を通院が4日まで、入院が14日までとし、養育者の経済的負担の軽減を図りました。

令和2年度末時点での受給者数は、実施内容の欄の下段、県の補助対象であります。これは県の2分の1の補助となります。ゼロ歳～就学前までの6歳までが988人、それから県補助事業の対象外で、市独自に助成している小学1年生～18歳までの受給者数が2,454人、合わせて3,442人の医療費自己負担分に対して助成を行っております。

本市におきましては、一部を除いてゼロ歳～18歳到達までの、年度末までの間を乳幼児医療費助成の対象としており、子育て世代の経済的な負担の軽減と、安心して子育てできる環境づくりに寄与しているものと考えております。

続いて、83ページをお願いいたします。介護保険事業でございます。

国の補助事業の名称といたしまして介護保険事業としておりますけれども、事業の内容といたしましては、社会福祉法人による介護保険利用者の負担軽減制度でございます。生活保護受給者など低所得で生計が困難な方に対して、社会福祉法人が利用者の負担軽減を行った場合、対象経費の一部を、市が助成するものでございます。

令和2年度は、対象者12名に対し負担軽減を行った3施設に対しまして、合計28万9,000円の補助金を支出いたしました。また、今年度は、新型コロナウイルスの影響により外出機会の減った高齢者を対象に、お太助フォンを利用した体操の動画を配信いたしました。動画の作成に当たり、動画変換手数料、それから動画作成委託料、指導者の謝礼といたしまして、合計21万4,000円の事業費を支出しております。

85ページをお願いいたします。重度心身障害者医療公費負担事業でございます。

身体障害者手帳1級～3級、療育手帳の④、A、⑤の手帳所持者で、一定の所得基準を満たす方に対して、入院、通院の医療費自己負担分を公費助成するものでございます。令和2年度は、県費助成の対象となる受給者1,127人の医療費自己負担分に対して助成を実施いたしました。

制度の運用に当たって障害者手帳取得の際に、該当となる方に対しましては説明を行い、併せて、医療費助成の申請をしていただくよう、お声かけをしております。

令和3年度より精神障害者保健福祉手帳1級と自立支援医療受給者証の所持者を対象に、医療費助成の対象とする新たな制度、精神障害者医療助成制度が広島県で創設されました。こちらは新たな制度でございますので、手帳交付の際には担当課と連携し、医療費助成の手続について個別にお声かけを行っております。

86ページをお願いいたします。ひとり親家庭等医療公費負担事業でございます。

所得制限を満たしているひとり親家庭に対し、医療費の自己負担分を公費助成するものでございます。

令和2年度の実施状況でございますが、給付費総額は前年度に比して1.2%のマイナスとなっておりますけれども、対象となる方につきまし

ては325名と、前年度の286人から39人、13.6%の増となっております。

続いて、87ページをお願いいたします。後期高齢者医療事業でございます。

75歳以上の後期高齢者及び65歳～74歳までの前期高齢者のうち、一定の障害により認定を受けられた方が対象の医療制度でございます。保険者である広島県広域連合への療養給付費等負担金及び健康診査など、保険事業に係る委託業務が主な事業内容でございます。

75歳以上を対象とした健診では、個別健診で1人当たり8,484円、集団健診で1人当たり7,340円を助成し、自己負担を無料といたしました。また、人間ドック健診の受診に係る費用の一部助成、それから80歳到達者を対象とした、無料歯科検診受診券の発行を行ったほか、複数の調剤薬局等から6種類以上の薬剤を処方されている方に対して、服薬情報通知を実施いたしました。

成果といたしまして、健康診査について対象者5,087人のうち、1,327人、率にして26.1%の方が受診をされております。また、歯科検診につきましては、無料受診券を発行した80歳到達者325人のうち、93人、28.6%の方が受診されております。

服薬通知につきましては、直近4か月間の診療期間において、複数の薬局等から6種類以上の薬を処方されている方に対して通知を行いまして、通知後の4か月間につきまして、令和2年10月に検証を行ったところ、重複服薬や相互作用等に関して、延べ1,347人に改善が見られ、合計で113万4,694円の医療費削減効果がございました。

今後も、広報紙やイベント等で、口腔ケアや健診の重要性について啓発を行いまして、市民の健康意識の向上に向けて、取り組んでいきたいと考えております。

89ページをお願いいたします。国民年金事務でございます。

国民年金法に基づき、国民年金被保険者並びに受給者からの各種申請、届出の受理や制度の手続等に関する相談受付を行いました。

主な支出は、会計年度任用職員の人件費と消耗品等の事務費で、国からの交付金であります、国民年金事務委託金が財源となっております。年金事務所と連携して、本庁、各支所窓口での各種申請受付や相談受付を行うとともに、加入の際に、制度の説明や保険料の口座振替納付等の勧奨等を行い、納付率の向上につながる取組を行いました。

令和2年度は、毎月広報紙への関連記事を掲載したほか、窓口では、障害年金の申請に関することや保険料の減免等、年間で1,827件の相談、申請を受け付けました。今後さらなる制度の周知や、年金機構が主催する研修会への積極的な参加を通して、職員の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○金行委員長

以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。



〔質疑なし〕

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって保険医療課に係る質疑を終了いたします。

ここで、福祉保健部全体に係る質疑を行います。質疑ありませんか。  
山根委員。

○山根委員 60ページの放課後児童クラブの運営事業についてお尋ねいたします。  
令和2年度、年度初めからコロナの影響で、放課後児童クラブに本当に大きな負担をかけるようになりましたけれども、この課題の中で、本当に支援の必要な児童が多くなっている中、支援員の確保が必要であるということで、現在571人の子供たちを見る支援員が何人ぐらいいらっしゃるって、大体お1人で何人ぐらいを見られているか。施設によって違うとは思いますが。平均してです。それを聞きするのと、今、支援員の方の報酬はどのようになっているか、お聞きいたします。

○金行委員長 久城子育て支援課長。

○久城子育て支援課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

支援員は、施設長が11名、放課後支援員が41名で、夏休みのみ出られている方が7名、これで合計59名いらっしゃいます。

何人を受け持つというのですけれども、実質は、児童クラブというのは40人の1クラスで、支援員は2人というふうに一応、国の基準が決まっていますので、そういうふうには配置はしています。ただ、ここの課題のところを書いておりますように、実際に手のかかる子が多くて、それでは済まないというところもございます。そういったところについては、プラス1しています。そういったところが実際には4か所ございます。ただ、59名がいつも出るわけではございません。交代交代で出るわけですから、指導員はたくさん確保してはいますけれども、実際に出るのは2人、または3人という形になります。

報酬については、今年度改善を行っております。施設長が、以前は1,200円だったものが現在は1,409円で、指導員については、放課後児童支援員の資格を持っている方については、以前は1,032円だったものを1,200円にしています。子育て支援員については、900円だったものを1,000円にしています。あと無資格の方については、以前と変わらず871円を維持しています。

以上でございます。

○金行委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

山根委員。

○山根委員 健康長寿課について全体的なことなんですけれども、健康で御長寿を、生活を送られることが望ましいことではありますが、今、これまで「健康あきたかた21」とかをずっとやってこられている中で、県内でも、長寿についてはランク的に、ランクをつけるのもおかしいかもしれませんが、安芸高田市の長寿で御健康になられている方というのは、県内市町の中でどういうふうな割合で、位置を占めているかというのが

分かればお聞きいたします。

○金行委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 4時28分 休憩

午後 4時29分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

答弁をお願いします。

中野健康長寿課長。

○中野健康長寿課長 安芸高田市の健康寿命、県内でどういった位置にあるのかという質疑でございますけれども、少しデータ等は古くなって申し訳ないんですけども、2017年、県内の全市町の平均寿命といわゆる健康寿命を出したものがございます。それで申しますと、女性につきましては、県内で1位、健康寿命が85.83歳。平均寿命が90.06歳でございますので、いわゆる不健康な期間というのは4.24歳とされております。

一方、男性のほうでございますけれども、健康寿命が県内で6位、78.44歳。一方、平均寿命が80.17歳で、不健康な期間、健康寿命と平均寿命の差は1.73歳となっております。

県内の平均といたしましては、男性が79.9歳、女性が86.91歳でございます、平均寿命が。健康寿命が男性78.38歳、女性が83.53歳ということで、不健康な期間も、それぞれ差引きでございますけれども、安芸高田市は、いずれも県内では上位のほうに位置しておるといふ状況であるというふうに捉えています。

以上でございます。

○金行委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

[質疑なし]

○金行委員長 質疑なしと認め、これをもって全体質疑を終了し、福祉保健部に係る一般会計の決算の審査を終了いたします。

ここで、説明員退席のため、暫時休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午後 4時31分 休憩

午後 4時37分 再開

~~~~~○~~~~~

○金行委員長 休憩を閉じて、再開いたします。

ここで、認定第1号の審査を一時休止し、福祉保健部に係る特別会計決算の審査に移ります。

認定第2号「令和2年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について」の件を議題といたします。

概要の説明を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長      それでは、令和2年度国民健康保険特別会計の決算について、概要の説明をいたします。

令和2年度収支決算は、歳入が31億2,510万1,430円、歳出が30億3,558万2,887円で、歳入歳出差引額は8,951万8,543円です。令和2年度末現在での5,820人が加入です。市全体の人口に占める割合は20.9%で、全被保険者の59.3%が65歳～74歳までの高齢者という状況にあります。

事業概要としては、資格管理や給付管理のほか、レセプト総量点検による過誤調整、ジェネリック医薬品を使用した場合の差額通知や、複数の薬局などから多くの薬を服薬されている方に対して服薬情報を提供するなど、保険給付の適正化に係る事業を実施いたしました。

なお、国保の資格異動、保険給付等に関する業務は保険医療課、国保税の賦課収納業務は税務課、保健事業は健康長寿課でそれぞれ担当し、業務を行っております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたします。

○金行委員長      続いて、要点の説明を求めます。

井上保険医療課長。

○井上保険医療課長      それでは、国民健康保険特別会計運営事業について御説明を申し上げます。

資料のほう、90ページをお願いいたします。

国民健康保険につきましては、平成30年度から県単位化となりまして、国民健康保険特別会計におきましては、被保険者の方が納められました国保税と一般会計から繰り入れた保険料軽減分、財政基盤安定繰入金とを合わせて県に納付する仕組みとなっております。保険給付費につきましては、県からの交付金が財源となっております。

令和2年度の成果でございます。

レセプト点検を行いました。レセプト点検により2,044万2,000円の過誤調整を行っております。それからジェネリック医薬品差額通知によりまして、通知前と通知後を比較した場合、4,668万1,000円の軽減効果がございました。服薬情報通知につきましては、令和2年度に2回の通知を行った結果、重複服薬や飲み合わせに悪影響のある薬などの削減効果が見られ、通知前後で22万5,578円の医療費の削減効果がございました。これら適正化対策事業と併せて健康長寿課と連携して、健診などの保健事業に取り組みました。

また、国保税の収納率向上対策として、資格者証や短期被保険者証の交付、税務課と連携して積極的な徴収、納税折衝の強化を行った結果、現年度収納率が97.38%と、前年度の97.0%よりも0.38%ほど向上しております。

平成30年度から国保の県単位化がスタートしてございますが、保険料率が県において準統一化されるのは令和6年度からとなっております。県が示す準統一の保険料率に向けた段階的な税率改定を行う必要があると考えております。

以上でございます。

○金行委員長

続いて、説明を求めます。

中村健康長寿課特命担当課長。

○中村健康長寿課特命担当課長

続きまして、健康長寿課が所掌する国民健康保険特別会計保健事業の決算概要について御説明いたします。81ページをお願いいたします。

実施内容ですが、総合健診や人間ドック健診などの特定健診、特定保健指導や生活習慣病重症化予防事業などを実施いたしました。コロナ禍のため総合健診は冬季に延期し、教室の一部は中止、そしてリモートで実施するなどして、感染防止対策を図りながら事業実施をいたしました。

成果ですが、平成25年度から重症化予防事業を実施しているわけですが、これまでの参加者にも継続して保健指導を実施しており、278人の事業参加者の中からは、透析移行となられた方はおられませんでした。

今後も感染防止対策を行いながら、引き続いて特定健診や生活習慣病重症化予防事業などの事業の実施に努めてまいりたいと考えております。

以上で、令和2年度国民健康保険特別会計保健事業の決算概要についての説明を終わります。

○金行委員長

以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認めます。

以上で、認定第2号「令和2年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について」審査を終了いたします。

次に、認定第3号「令和2年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」の件を議題といたします。

概要の説明を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長

それでは、令和2年度後期高齢者医療特別会計決算の概要について説明します。

令和2年度収支決算は、歳入が4億9,001万4,190円、歳出が4億7,933万8,480円で、歳入歳出差引額は1,067万5,710円です。

保険運営につきましては、県内の全市町が加入する広域連合によって実施しております。保険者の加入状況は、令和2年度末で6,315人です。

詳細につきましては、担当課長から説明します。

○金行委員長

続いて、要点の説明を求めます。

井上保険医療課長。

○井上保険医療課長

それでは、後期高齢者医療特別会計についての御説明を申し上げます。資料のほう、88ページをお願いいたします。

後期高齢者医療につきましては、先ほど説明がありましたとおり、県内各市町の担当で構成される広島県後期高齢者医療広域連合によって運営されておまして、市で行う業務といたしましては、資格管理、保険給付に係る窓口業務や、保険料の賦課収納に係る業務が主なものでご

ざいます。

事業にかかる費用は、被保険者の方が納付された保険料及び保険料の軽減分を県の広域連合に納める納付金のほか、システム使用料等の事務経費が主なものでございます。

後期高齢者医療の保険料率につきましては、広域連合におきまして、2年ごとに見直しを行っております。令和2年度～3年度の2か年は、均等割が年額4万6,451円、所得割が8.84%となっております。滞納整理実施計画書に基づいた保険料の徴収を実施し、新たな滞納を生じさせないため、現年度分の徴収の徹底に努めました。

令和2年度はコロナ感染症の影響で、臨戸訪問による折衝が十分に実施できず、現年度分につきましては、前年度を下回る結果となりましたが、長期滞納者との折衝により、現年度分と滞納繰越分を合わせた全体の収納額は、前年度を上回ることができました。今後、継続した取組により、現年度分の徴収を強化し、新たな滞納を生じさせない取組を行うとともに、被保険者の方が高齢であるため、制度や保険料の納付方法など、説明を分かりやすく丁寧に行っていくことが重要と考えております。

なお、令和2年度の本市における後期高齢者医療の1人当たり医療費は、平均で86万1,469円でございます。これは県の平均値102万1,845円を約16%程度下回る結果となっております。

以上でございます。

○金行委員長

以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認めます。

以上で、認定第3号「令和2年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」の審査を終了いたします。

次に、認定第4号「令和2年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について」の件を議題といたします。

概要の説明を求めます。

大田福祉保健部長。

○大田福祉保健部長

それでは、令和2年度介護保険特別会計決算の概要について説明します。

令和2年度収支決算は、歳入が46億2,598万1,835円、歳出が44億6,861万9,250円で、歳入歳出差引額は1億5,736万2,585円です。

本市の介護保険の第1号被保険者数は、令和2年度末において1万1,124人で、そのうち、要介護・要支援認定者は2,649人です。保険者として、被保険者の資格管理や保険給付、介護保険料の賦課、徴収業務に加え、保険の適正運営のためサービス事業者の実地指導やケアプラン点検事業を実施いたしました。そのほか事業量並びに給付見込額等の推計を行い、令和3年度～令和5年度までを計画期間とする、安芸高田市高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画を策定いたしました。

詳細につきましては、担当課長から説明いたします。

○金行委員長

続いて、要点の説明を求めます。

井上保険医療課長。

○井上保険医療課長

それでは、介護保険特別会計につきまして説明をさせていただきます。資料のほう、84ページをお願いいたします。

一般会計から介護保険特別会計への繰出金は、介護保険事業運営における市費負担分、給付費の12.5%分、それから低所得者に対する保険料軽減分及び人件費等、総務管理費に相当する費用に充当してございます。

サービスの利用状況でございますけれども、居宅サービスを利用されている方が、月平均1,519人、地域密着型サービスを利用されている方が、月平均203人、それから市内外の特別養護老人ホームや老人保健施設など、施設へ入所しておられる方が602人という状況でございます。

施設利用者の方が前年度よりも4名ほど増加しております。平成30年度に医療から介護への転換が図られた、介護医療院並びに令和2年度に特別養護老人ホームの定員数を増床したことが、施設利用者増の一因と考えてございます。

介護給付の適正化に向けての取組として、1点目として、利用者2,257人に対して介護給付費の利用明細の通知を行いました。通知を行うことにより、不正請求を防止するとともに、介護保険制度に対する理解を深めていただくことを目的としております。

それから、2点目としてケアプラン点検事業、これはサービス利用に伴う介護サービス計画書を任意に抽出して、内容について精査を行うものでございます。昨年度は、4か所の居宅介護支援事業所、12ケースのケアプランに対してケアプラン点検を実施いたしました。計画の作成過程をケアマネジャーと共有し、ケアマネジャーに対して助言や指導を行うことにより、ケアプランに基づく適切なサービス提供の重要性について、認識を共有することができました。

3点目として、適切な介護サービスの提供を図るため、実際にサービスを提供する事業者に立ち入り、実地指導を行いました。令和2年度は、県と合同で5か所、市単独で6か所の事業者に対して実地指導を行い、人員基準や施設基準の確認、職員研修や資格保有の状況、書類の不備等の有無を精査し、必要な指導や助言を行っております。

介護保険料の収納につきましては、保険財源の確保と負担の公平性の維持のため、徴収の取組を強化し、収納率99.23%と、前年度と比較し向上させることができました。

今年度より3年間は第8期となる介護保険事業計画を策定し、事業量並びに給付見込額の見直しを行っております。将来的に保険料の上昇を最小限に抑えた上で、必要なサービスが確保できるよう、計画の進捗状況を適切に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○金行委員長

続いて説明を求めます。

中野健康長寿課長。

○中野健康長寿課長 続きまして、健康長寿課が所掌いたします介護保険特別会計の事業について御説明をいたします。

説明資料77ページをお願いいたします。介護保険特別会計の地域支援事業でございます。

地域支援事業は、高齢者が要介護状態になることを予防する介護予防、そして、介護を要する状態になっても、できるだけ住み慣れた地域で暮らすことができる地域をつくる地域支援事業で構成をされております。

実施内容欄、1、介護予防日常生活総合事業、こちらは、要支援1、要支援2の方に対するサービスの給付の給付費の状況でございます。

2、一般介護予防事業、一般介護予防事業では、転倒防止や認知症予防を目的といたします、げんき教室を市内42会場で開催をいたしました。延べ参加者1万6,659人の参加がございましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、4月～5月に開催を自粛した事業者が多かったことや、年間を通して外出の自粛が続いたことなどによりまして、参加数が減少をしております。また、高齢者大学との共催の介護予防講演会が中止されるなど、介護予防活動の推進が困難な一年でございました。

このような中で新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底を図りますために、新型コロナ拡大防止補助金を創設をいたしまして、げんき教室の開催事業所が実施をいたします、感染防止対策に支援を行ったところでございます。

次に、任意事業では、地域包括支援センターを平成27年度から安芸高田市社会福祉協議会に委託をして、高齢者の包括的な支援を行っております。また、市内の在宅介護支援センターにおきまして、家族介護教室の開催、また、在宅で生活をしている要介護3以上の人を介護している家族に対して、家族介護手当の支給、また、介護用品券の支給を行っております。

成果と課題でございますけれども、介護予防を目的といたします、げんき教室、市内42会場、1,565回で開催をしておりますけれども、5年目以上の参加者が、全参加者のうちの81%、また、令和2年3月末現在の平均年齢が84.8歳と、参加者の固定化と高齢化が進行してきております。

より介護予防の裾野を広げることが重要と考えております。そういった取組を各事業所のほうで積極的に取り組んでおっていただきまして、現在では平均年齢が80.1歳まで下がってきております。新規の方も少し増えてきているという状況でございます。

こういった取組を進めまして、高齢者の方々の介護予防、そして、地域での生活の支援ということを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○金行委員長 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○金行委員長

質疑なしと認めます。

以上で、認定第4号「令和2年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について」の審査を終了し、福祉保健部の審査を終了いたします。

以上で、本日の日程は終了しましたので、これにて散会いたします。

次回は、24日、午前9時より再開します。

御苦勞でございました。

~~~~~○~~~~~

午後 4時57分 散会